

かながわの青少年 2024

神奈川県青少年白書＜令和 6 年版＞

目 次

第1章	かながわの青少年の現状	1
第1	青少年の成長と自立・参加・共生	2
1	人口	2
(1)	人口	2
ア	全国と神奈川県的人口	2
イ	神奈川県の青少年人口の推移	2
ウ	市町村別青少年人口の割合	2
(2)	世帯数	4
(3)	出生数・死亡数	5
ア	全国の状況	5
イ	神奈川県の状況	6
(4)	児童・生徒数	6
ア	在学者数	6
イ	外国籍児童・生徒の状況	7
2	健康・学力	8
(1)	体格	8
(2)	体力・運動能力	9
ア	握力	9
イ	持久走	9
ウ	50m 走	10
エ	ソフト・ハンドボール投げ	10
(3)	学力	11
3	生活習慣と意識	12
(1)	基本的な生活習慣	12
ア	朝食の摂取状況	12
イ	睡眠時間	12
ウ	テレビ等視聴時間	13
エ	家での勉強	13
(2)	青少年の意識	14
ア	自己肯定感	14
イ	人間関係	15
4	地域との関わり	16
(1)	地域行事への参加	16
(2)	運動部や地域のスポーツクラブへの加入状況	16
5	青少年の就労	17
(1)	新卒業者の進路	17
(2)	新規学卒者・卒業予定者の就職内定等状況	18
ア	高校新卒者の就職内定状況	18
イ	大学卒業（予定）者の就職（内定）状況	19

ウ 離職率	19
6 ライフキャリア・結婚	20
第2 困難を有する青少年	22
1 児童虐待の状況	22
2 いじめ・暴力行為及び不登校の状況	23
3 問題行動等	24
(1) 非行少年の状況	24
(2) 薬物乱用の状況	26
(3) 不良行為少年の状況	27
(4) 福祉犯による被害の状況	28
4 ひきこもりの状況	29
(1) ひきこもりの数	29
(2) 支援対象者が、ひきこもりと同時に抱えている課題	29
(3) ひきこもり状態となったきっかけ	30
(4) ひきこもり状態となってからの期間	31
(5) 相談実績から見たひきこもりの状況	32
5 若年無業者	33
6 子どもの貧困	34
7 自殺	35
第3 青少年をはぐくむ環境	36
1 情報化の急激な進展と青少年への影響	36
(1) 青少年のインターネット利用状況と利用機器	36
(2) 低年齢層の子どものインターネット利用状況と利用機器	37
(3) インターネット接続に利用するスマートフォンの専用率	38
(4) 子どものインターネット利用に関する保護者の取組	39
(5) インターネット上のトラブル等の経験	40
(6) インターネットの利用時間	41
(7) SNS等に起因する事犯の被害児童の状況	42
2 青少年と地域社会	43
(1) 大人の意識	43
(2) 地域と学校との関わり	43
(3) 青少年団体	44
ア 子ども会	44
イ 子どもの健全育成の分野で活動するNPO法人数	44
第2章 青少年施策の展開	45
第1 子ども・若者育成支援推進法の制定と県の青少年施策について	46
1 「子ども・若者育成支援推進法」の成立・施行	46
2 「子ども・若者育成支援推進法」に基づく大綱の策定	46
3 県の青少年施策	46

第2 かながわ子ども・若者支援指針の概要	47
基本目標1 子ども・若者が生きる力をはぐくむための支援	47
基本目標2 子ども・若者とその家族に寄り添った相談・支援体制の充実	47
基本目標3 子ども・若者の成長を支える社会環境の整備	47
第3 令和5年度における子ども・若者施策の実施状況	48
基本目標1 子ども・若者が生きる力をはぐくむための支援	48
施策の方向1 自己形成のための支援、活躍の応援	48
1 基本的な生活習慣と規範意識の形成	48
(1) 食の安全・安心確保事業	48
(2) 食育推進事業	48
(3) キャラクターを活用した未病改善の普及啓発	48
(4) 子どもの未病対策応援プログラム推進事業	48
(5) 高校における未病学習推進事業	49
(6) かながわ産食材を活用した学校給食推進事業	49
(7) 学校における食育推進事業	49
(8) 私立高等学校等教育改革推進補助（職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進）	49
(9) 家庭教育推進事業（学習資料の作成）	49
(10) 県立高等学校朝食等提供事業【新規】	49
2 基礎学力の確実な習得と体力の向上	50
(1) かながわ学力向上実践推進事業	50
(2) 子ども☆キラキラプロジェクトの推進	50
(3) 幼児期からの運動習慣形成事業	50
(4) 3033 運動の推進	50
(5) 県民スポーツ月間の取組	50
(6) 「かながわパラスポーツ」のさらなる推進	51
(7) 障がい者スポーツの普及促進	51
(8) スポーツ医科学・栄養サポート事業	51
(9) タレント発掘・育成事業	51
3 創造的な未来を切り拓く青少年の応援	51
(1) 高等学校等多文化理解推進事業、青少年国際交流セミナー等開催事業	51
(2) 三県省道スポーツ交流事業	51
(3) 内閣府青年国際交流事業	51
(4) 青少年科学活動推進事業	52
(5) 私立学校国際バカロレア認定取得支援事業	52
(6) 私立学校グローバル教育推進事業	52
(7) 英語資格検定試験活用促進支援事業	52
(8) 神奈川県高校生留学促進事業	52
(9) かながわ学力向上実践推進事業【再掲】	52
(10) 障がい者アスリートの育成及び指導者への支援	53
(11) スポーツ医科学・栄養サポート事業【再掲】	53

(12) タレント発掘・育成事業【再掲】	53
4 いのちを大切にし、思いやりをはぐくむ教育の充実	53
(1) 人権啓発事業（「こんな子いるよね」）	53
(2) いのちを守る教育支援	53
(3) 「いのち」を大切に作る心をはぐくむ教育推進事業	53
(4) 「いのちの授業」普及啓発事業	54
(5) 人権教育研究推進事業	54
(6) 人権教育推進事業	54
(7) いのちの大切さを学ぶ教室	54
施策の方向2 豊かな人間性と社会性をはぐくむ遊びや地域活動の推進	55
1 遊びの機会や体験学習の支援、文化芸術・スポーツ活動の支援	55
(1) （地独）神奈川県立産業技術総合研究所における理解増進事業の連携・協力	55
(2) 科学技術理解増進事業	55
(3) 水源地域を学ぶ体験学習の機会拡大事業	55
(4) マグネット・カルチャー推進事業	55
(5) 伝統芸能等普及振興事業	55
(6) 神奈川フィルハーモニー管弦楽団補助事業	56
(7) 青少年舞台芸術活動推進事業	56
(8) 食の安全・安心確保事業	56
(9) 小・中・高校生等の森林学習等の支援	56
(10) 環境・エネルギー学校派遣事業	56
(11) 憲章の理念の普及	56
(12) ともいきアートサポート事業（創作×地域展示）	56
(13) 私立高等学校等教育改革推進補助（職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進）	56
(14) 青少年科学活動推進事業【再掲】	57
(15) 県立ふれあいの村指定管理事業	57
(16) 文化芸術による子供育成総合事業	57
(17) 県立学校公開講座事業（親子ものづくり体験教室）	57
(18) 県民スポーツ月間の取組【再掲】	57
(19) スポーツ大会の支援	58
(20) 「かながわパラスポーツ」のさらなる推進【再掲】	58
(21) 障がい者スポーツの普及促進【再掲】	58
(22) 総合型地域スポーツクラブ普及・定着化の推進	58
(23) セーリングのさらなる普及促進	58
2 多様な地域活動への参加を通じた多世代交流や多文化理解の促進	59
(1) 活動支援事業	59
(2) 三県省道スポーツ交流事業【再掲】	59
(3) あーすフェスタかながわ実行委員会による多文化共生事業	59
(4) 地球市民かながわプラザの運営	59
(5) 高等学校多文化理解推進事業、青少年国際交流セミナー等開催事業【再掲】	59
(6) 小・中・高校生等の森林学習等の支援【再掲】	59

(7) 私立高等学校等教育改革推進補助（職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進）【再掲】	59
(8) 私立高等学校等教育改革推進補助（次世代を担う人材育成の促進）	60
(9) 地域活動人材育成事業費補助	60
(10) 内閣府青年国際交流事業【再掲】	60
(11) 地域貢献活動・ボランティア活動推進事業	60
(12) 国際・英語教育活動	60
(13) 高校生国際交流支援事業	60
(14) 若い世代の参加促進を図る防犯ボランティア支援事業	60
3 県・市町村・青少年関係団体の特性を生かした役割分担による青少年支援・指導者育成の推進	61
(1) 活動支援事業【再掲】	61
(2) 青少年支援・指導者育成推進事業	61
(3) 地域活動人材育成事業	61
施策の方向3 子ども・若者の健康と安心安全の確保	62
1 20歳未満の者の喫煙、飲酒の防止教育と啓発の徹底	62
(1) 青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組の推進	62
(2) 20歳未満の者への喫煙防止対策事業	62
(3) 高校生等への喫煙防止教育の実施	62
(4) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	62
2 薬物乱用の防止教育と啓発の徹底	62
(1) 私学団体補助（薬物乱用防止研修）	62
(2) 私立学校への啓発事業	62
(3) いのちを守る教育支援【再掲】	63
(4) 薬物乱用防止対策	63
(5) 薬物乱用防止教室の開催	64
3 性に関する正しい知識の普及と適切な意思決定・行動選択能力の育成	64
(1) エイズ予防啓発事業（青少年エイズ・性感染症予防講演会）	64
(2) 性と健康の相談センター事業	64
(3) 予期しない妊娠等相談支援事業	64
(4) 学校保健安全の観点からの指導（性に関する指導・エイズを含む性感染症予防教育のあり方や指導方法について）	64
4 その他被害防止に関する教育の推進	65
(1) 少年少女消防教育	65
(2) 防犯人材育成事業	65
(3) 消費者教育推進事業（学校における消費者教育の推進）	65
(4) 消費者教育啓発学習事業（消費生活出前講座）	65
(5) 消費者教育啓発学習事業（インターネット被害未然防止講座）	66
(6) 小学生向け消費者教育資料の作成	66
(7) 高校生向け啓発記事掲載	66
(8) 若者向け消費者市民社会啓発事業（大学等連携）	66
(9) 幼児向け消費者教育推進事業	66
(10) 成年年齢引下げ啓発（グッズ配布）事業	66

(11) 消費者トラブル事例啓発資料作成	67
(12) 人権啓発事業（デートDV防止啓発事業）	67
5 心と体の健康に関する教育の充実	67
(1) 食育推進事業【再掲】	67
(2) 歯科保健普及啓発事業	67
(3) 重度う蝕ハイリスク幼児予防対策事業	67
(4) 食の安全・安心確保事業【再掲】	67
(5) かながわ産食材を活用した学校給食推進事業【再掲】	68
(6) 学校保健安全の観点からの指導（心と体の健康教育研修講座）	68
(7) 学校における食育推進事業【再掲】	68
(8) 私立高等学校等教育改革推進補助（職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進）【再掲】	68
6 子どもの未病対策の推進	68
(1) キャラクターを活用した未病改善の普及啓発【再掲】	68
(2) 子どもの未病対策応援プログラム推進事業【再掲】	68
(3) 高校における未病学習推進事業【再掲】	69
(4) 歯科保健普及啓発事業【再掲】	69
(5) 重度う蝕ハイリスク幼児予防対策事業【再掲】	69
(6) 子ども☆キラキラプロジェクトの推進【再掲】	69
(7) 幼児期からの運動習慣形成事業【再掲】	69
(8) 3033 運動の推進【再掲】	69
施策の方向 4 社会的・経済的な自立の促進	70
1 社会参画、シチズンシップ教育の推進	70
(1) 中学生の主張	70
(2) シチズンシップ教育	70
2 ライフキャリア教育の促進と結婚に向けた機運の醸成	70
(1) ライフキャリア教育支援事業	70
(2) 恋カナ！プロジェクト	70
3 キャリア教育の推進と職業能力開発	71
(1) 理工系キャリア支援講座（女性の活躍応援団支援事業）	71
(2) 仕事のまなび場事業	71
(3) 私立高等学校等教育改革推進補助（職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進）	71
(4) 専門課程訓練事業	71
(5) 普通課程訓練推進事業	71
(6) 人材育成支援センター事業	71
(7) 短期訓練課程推進事業	72
(8) かなテクカレッジ活用キャリア教育推進事業（職業能力開発推進事業）	72
(9) 高校生学習活動コンソーシアム事業	72
(10) 学校教育充実事業	72
4 若者の就労支援の強化	73
(1) 就農支援活動事業（新規就農啓発事業）	73

(2) 漁業就業・定着化促進支援事業	73
(3) 若年者就業支援	73
(4) 労働相談等事業（若年者労働教育支援）	73
基本目標Ⅱ 子ども・若者とその家族に寄り添った相談・支援体制の充実	74
施策の方向5 子ども・若者に関する相談・支援体制の充実	74
1 自ら考え自らを守る力をはぐくむ	74
(1) 子どもの意見表明支援事業	74
(2) 子どもの権利擁護センター事業【新規】	74
(3) サイバー防犯ボランティアの活動支援	74
(4) いのちの大切さを学ぶ教室【再掲】	75
2 かながわ子ども・若者総合相談センターによる支援	75
(1) SNSひきこもり等相談事業	75
(2) かながわ子ども・若者総合相談事業	75
(3) ひきこもり等相談関係事業	75
3 身近に相談できる環境づくり	75
(1) SNS児童虐待防止相談事業	75
(2) SNSひとり親家庭相談事業	75
(3) SNSひきこもり等相談事業【再掲】	76
(4) ひきこもり等相談関係事業【再掲】	76
(5) ひきこもり等地域相談事業	76
(6) こころの健康づくり専門相談事業	76
(7) 特定（依存症）電話相談	76
(8) ICTを活用したいのちの相談支援体制整備事業	76
(9) スクールカウンセラー配置活用事業	76
(10) スクールソーシャルワーカー配置活用事業	77
(11) SNSを活用したいじめ等相談窓口の開設	77
(12) 24時間子どもSOSダイヤル事業	77
4 各相談機関・民間団体間の連携促進	77
(1) 性的マイノリティ（LGBT等）相談事業	77
(2) かながわ子ども・若者総合相談事業【再掲】	77
(3) ひきこもり等相談関係事業【再掲】	77
(4) いのちを守る教育支援【再掲】	78
(5) ケアラー・ヤングケアラーの支援事業	78
(6) 地域包括支援センター職員等養成研修事業	78
(7) 教育相談等事業	78
(8) 少年相談活動	78
施策の方向6 ひきこもり・ニート等の子ども・若者への支援	79
1 ひきこもり・ニート等の子ども・若者とその家族等への支援	79
(1) ふれあい心の友訪問援助事業	79
(2) 地域若者サポートステーションの設置運営	79
(3) ひきこもり支援サイト運営	80

(4) SNSひきこもり等相談事業【再掲】	80
(5) 「ひきこもり×メタバース」社会参加支援事業【新規】	80
(6) かながわ子ども若者総合相談事業【再掲】	80
(7) ひきこもり等相談関係事業【再掲】	80
2 ひきこもり・ニート等の子ども・若者とその家族に対応するNPO等	
民間団体への支援	80
(1) 子ども・青少年の居場所づくりの普及促進	80
(2) かながわ子ども・若者総合相談事業【再掲】	80
(3) ひきこもり等相談関係事業【再掲】	81
(4) フリースペース等事業補助	81
(5) 青少年サポートプラザ事業	81
(6) 人材養成研修等の実施	81
(7) ひきこもり等地域理解促進事業	81
(8) 地域包括支援センター職員等養成研修事業【再掲】	81
3 NPO等民間団体との協働による自立支援	81
(1) ひきこもり等地域相談事業【再掲】	81
施策の方向7 障がい等のある子ども・若者の支援	82
1 障がい等のある子ども・若者とその家族等への支援	82
(1) ともいきアートサポート事業（創作×地域展示）【再掲】	82
(2) 障害者地域生活支援事業（県事業）（一部）	82
(3) 精神保健福祉普及相談事業	82
(4) こころの健康づくり専門相談事業【再掲】	82
(5) 高校通級実践事業	82
(6) 「かながわパラスポーツ」のさらなる推進【再掲】	82
(7) 障がい者スポーツの普及促進【再掲】	82
(8) 障がい者アスリートの育成及び指導者への支援【再掲】	83
2 障がい等のある子ども・若者とその家族に対応するNPO等民間団体への支援	83
(1) 障害者地域生活支援事業（県事業）（一部）【再掲】	83
(2) 「かながわパラスポーツ」のさらなる推進【再掲】	83
(3) 障がい者スポーツの普及促進【再掲】	83
3 障がい等のある若者に対する就労支援等	84
(1) 障害者地域生活支援事業（県事業）（一部）【再掲】	84
(2) 精神保健福祉普及相談事業【再掲】	84
(3) 障害者就職促進委託訓練事業	84
(4) 障害者職業能力開発事業	84
(5) 障害者特別委託訓練	84
4 医療的ケア児及び慢性疾病や難病を患っている子ども・若者等への支援	85
(1) 障害児者等歯科保健対策事業費	85
(2) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	85
(3) 移行期医療支援体制整備事業	85
(4) 医療的ケア児支援センター運営事業【一部新規】・医療的ケア児地域 相談窓口設置事業【新規】	85

施策の方向 8 非行防止対策及び立ち直り支援活動の推進	86
1 非行防止教室等による青少年の規範意識の醸成	86
(1) 交通安全県民運動事業	86
(2) 薬物乱用防止対策【再掲】	86
(3) 非行防止教室の開催	86
(4) 薬物乱用防止教室の開催【再掲】	86
(5) 特殊詐欺への加担防止対策	86
(6) いのちの大切さを学ぶ教室【再掲】	86
(7) 私立高等学校等教育改革推進補助（安全確保の推進）	87
2 地域連携による非行防止対策の充実	87
(1) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進【再掲】	87
(2) 特殊詐欺への加担防止対策【再掲】	87
(3) 少年サポートチーム活動	87
(4) スクールサポーターの活動	87
(5) 大学生少年サポーターの活動	87
3 少年補導活動の充実による非行と犯罪被害の未然防止	88
(1) 街頭補導活動	88
(2) 少年補導員の活動	88
(3) 少年相談活動【再掲】	88
(4) SNSに起因する児童の性被害等防止のための活動の推進	88
4 少年サポートチーム、地域のボランティア等による非行少年の立ち直り支援	88
(1) 更生保護事業への支援	88
(2) 少年サポートチーム活動【再掲】	88
(3) 大学生少年サポーターの活動【再掲】	88
施策の方向 9 不登校・いじめ・暴力行為等、学校が抱える課題への対応の充実	89
1 地域連携による不登校・いじめ・暴力行為への学校の取組みへの支援	89
(1) 私立高等学校等教育改革推進補助（不登校生徒対策）	89
(2) 私学団体補助（いじめ・暴力行為防止関連研修）	89
(3) いのちを守る教育支援【再掲】	89
(4) いじめ問題対策推進	89
(5) 支えあう学校づくり協働推進事業	89
(6) NPO等との連携による不登校児童・生徒支援事業	89
(7) SNSを活用したいじめ等相談窓口の開設【再掲】	89
(8) 24時間子どもSOSダイヤル事業【再掲】	89
(9) 学校警察連携制度による児童・生徒に対する支援・指導	90
2 関係機関・ボランティア等の地域人材と協働した対応	90
(1) ふれあい心の友訪問援助事業【再掲】	90
(2) スクールライフサポーター派遣事業	90
(3) 少年補導員の活動【再掲】	90
3 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した相談・支援体制の充実	91
(1) 性的マイノリティ（LGBT等）相談事業【再掲】	91
(2) 私立高等学校等教育改革推進補助（教育相談体制の整備）	91

(3) いのちを守る教育支援【再掲】	91
(4) スクールカウンセラー配置活用事業【再掲】	91
(5) スクールソーシャルワーカー配置活用事業【再掲】	91
(6) 教育相談等事業	91
施策の方向 10 子どもの貧困問題への対応	92
1 就学や学資の援助等の教育支援	92
(1) 母子父子寡婦福祉資金の貸付	92
(2) 私立高等学校等生徒学費補助	92
(3) 私立学校生徒学費緊急支援補助	92
(4) 被災児童生徒就学支援補助	92
(5) 外国人学校生徒等学費補助	92
(6) 高等学校等就学支援金制度	92
(7) 高校生等奨学給付金制度	92
(8) 公立高等学校就学支援金制度	92
(9) 高等学校奨学金貸付金制度	92
(10) 地域未来塾推進事業費補助	93
2 相談や交流機会の提供等の生活支援	93
(1) かながわ子ども支援協議会の設置・開催	93
(2) 子どもの貧困対策推進事業	93
(3) SNSひとり親家庭相談事業【再掲】	93
(4) 子ども・青少年の居場所づくりの普及促進【再掲】	93
(5) かながわ子ども・若者総合相談事業【再掲】	93
(6) 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援	94
3 職業訓練等の保護者に対する就労支援	94
(1) 高等職業訓練促進給付金等支給	94
(2) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助	94
(3) 短期課程訓練推進事業【再掲】	94
(4) 離職者等委託訓練事業	94
(5) 技術校生等就職促進事業	95
(6) 職業訓練手当支給	95
(7) 障害者就職促進委託訓練事業【再掲】	95
(8) 障害者職業能力開発事業【再掲】	95
4 各種手当等やその他の経済的支援	95
(1) 児童扶養手当	95
(2) ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業費補助	95
(3) 生理用品配布事業	95
(4) 生理用品配備事業	96
5 社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり	96
(1) かながわ子ども支援協議会の設置・開催【再掲】	96
(2) 子どもの貧困対策推進事業【再掲】	96
(3) 子ども・若者を理解するための講演会事業	96
(4) 相談員研修事業	96
施策の方向 11 特に配慮が必要な子ども・若者の支援	97

1	ヤングケアラー・ケアリーバーに対する支援	97
(1)	外国人ヤングケアラー通訳支援事業【新規】	97
(2)	あすなろサポートステーションでの児童への支援事業	97
(3)	ケアリーバー支援事業【新規】	97
(4)	いのちを守る教育支援【再掲】	97
(5)	ケアラー・ヤングケアラーの支援事業【再掲】	97
(6)	地域包括支援センター職員等養成研修事業【再掲】	98
2	外国人材の受け入れ・共生、教育の充実、就職促進等	98
(1)	外国人学校生徒等学費補助【再掲】	98
(2)	地域人材を活用した外国につながるのある生徒への支援	98
3	不当な偏見・差別の防止・解消	98
(1)	性的マイノリティ（L G B T等）相談事業【再掲】	98
(2)	性的マイノリティ（L G B T等）研修事業	98
(3)	人権啓発事業（「こんな子いるよね」）【再掲】	98
(4)	子ども人権相談室推進事業（国庫事業）	98
(5)	子どもの意見表明支援事業【再掲】	99
(6)	子どもの権利擁護センター事業【新規・再掲】	99
(7)	人権教育研究推進事業【再掲】	99
(8)	人権教育推進事業【再掲】	99
施策の方向 12 被害防止・保護活動の推進		100
1	自殺対策の取り組み	100
(1)	いのちを守る教育支援【再掲】	100
(2)	こころといのちのサポート事業	100
(3)	かながわ自殺対策推進センター事業	100
(4)	こころといのちを守る対策推進事業	100
(5)	こころ・つなげよう電話相談事業	100
(6)	I C Tを活用したいのちの相談支援体制整備事業【再掲】	100
(7)	「いのちの授業」普及啓発事業【再掲】	100
2	児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応の充実	100
(1)	地域子育て支援人材育成事業	100
(2)	虐待防止対策推進事業	101
(3)	児童相談所一時保護所への心理職員の配置	101
(4)	児童虐待未然防止強化事業	101
(5)	S N S児童虐待防止相談事業【再掲】	101
(6)	子どもの意見表明支援事業【再掲】	101
(7)	子どもの権利擁護センター事業【新規・再掲】	101
(8)	人権教育研究推進事業【再掲】	101
(9)	人権教育推進事業【再掲】	102
(10)	子ども安全 110 番の設置	102
3	児童ポルノ防止に向けた広報・啓発活動の推進	102
(1)	児童ポルノは絶対に許されないという広報啓発活動の推進	102
4	児童買春等、青少年の福祉を害する犯罪対策の推進	102
(1)	被害少年の保護活動	102

5	犯罪被害者等への支援	103
(1)	性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業	103
(2)	犯罪被害者等支援	103
(3)	犯罪被害者等支援事業費補助	103
基本目標Ⅲ 子ども・若者の成長を支える社会環境の整備		104
施策の方向 13 社会環境の健全化へ向けた取組みの一層の推進		104
1	青少年保護育成条例に基づく調査・指導の継続（青少年保護育成条例に基づく取組み）	104
(1)	青少年保護育成条例に基づく取組の推進	104
2	青少年喫煙飲酒防止条例の取組みの推進（青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組み）	104
(1)	青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組の推進【再掲】	104
3	青少年に有害な図書やゲームソフト等に関する環境の健全化の推進（青少年保護育成条例に基づく取組み）	104
(1)	青少年保護育成条例に基づく取組の推進【再掲】	104
4	業界による自主規制の奨励（青少年保護育成条例及び青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組み）	104
(1)	青少年保護育成条例に基づく取組の推進	104
(2)	青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組の推進	104
5	新たに出現する多様な課題への対応（青少年保護育成条例に基づく取組み）	104
(1)	青少年保護育成条例に基づく取組の推進	104
施策の方向 14 急激に進展する情報化社会への対応		105
1	情報モラルやメディアリテラシーに関する教育及びメディア技術を活用した学習の機会づくり	105
(1)	男女共同参画・メディアリテラシー講座（中高生向け）	105
(2)	情報モラルの育成	105
(3)	携帯電話教室	105
2	スマートフォンやSNS等をめぐる問題への取組み	105
(1)	消費者教育啓発学習事業（インターネット被害未然防止講座）【再掲】	105
(2)	青少年保護育成条例に基づく取組の推進	106
(3)	携帯電話教室【再掲】	106
(4)	サイバー防犯ボランティアの活動支援【再掲】	106
(5)	サイバー教室の開催等	106
(6)	私立高等学校等教育改革推進補助（安全確保の推進）	106
3	ネットいじめへの対応	107
(1)	情報モラルの育成【再掲】	107
(2)	携帯電話教室【再掲】	107
(3)	私立高等学校等教育改革推進補助（安全確保の推進）	107
4	九都県市による広域的な対応や民間事業者と協働した取組みの推進	107
(1)	青少年保護育成条例に基づく取組の推進	107
5	インターネット上の有害情報対策の推進	107
(1)	青少年保護育成条例に基づく取組の推進	107
施策の方向 15 子ども・若者の成長を支える豊かな地域社会づくり		108
1	家庭での子育て・教育の支援	108

(1) 保護者向け消費者教育啓発事業	108
(2) 児童虐待未然防止強化事業【再掲】	108
(3) 児童扶養手当【再掲】	108
(4) ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業費補助【再掲】	108
(5) SNSひとり親家庭相談事業【再掲】	108
(6) 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援【再掲】	109
(7) 家庭教育推進事業（学習資料の作成）【再掲】	109
2 地域全体で子どもをはぐくむ環境づくり・居場所づくり	109
(1) 放課後児童健全育成事業費補助	109
(2) 子ども・青少年の居場所づくりの普及促進【再掲】	109
(3) 地域活動人材育成の取組（地域活動人材育成事業・地域活動人材育成事業費補助）	109
(4) 社会環境健全化を進める県民運動との連携	110
(5) 青少年支援・指導者育成推進事業【再掲】	110
(6) フリースペース等事業補助【再掲】	110
(7) 青少年サポートプラザ事業【再掲】	110
(8) 民生委員児童委員活動費補助	110
(9) 民生委員児童委員研修事業	110
(10) 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援【再掲】	110
(11) 地域貢献活動・ボランティア活動推進事業【再掲】	111
(12) 地域人材を活用した外国につながる生徒への支援【再掲】	111
(13) 地域学校協働活動推進事業（県立学校）	111
(14) 地域学校協働活動推進事業費補助	111
(15) 放課後子ども教室推進事業費補助	111
(16) スポーツ大会の支援【再掲】	111
(17) 総合型地域スポーツクラブ普及・定着化の推進【再掲】	111
(18) スポーツ情報提供事業	112
(19) スクールサポーターの活動【再掲】	112
(20) 大学生少年サポーターの活動【再掲】	112
3 児童・生徒等の安全確保と犯罪の被害に遭いにくいまちづくり	112
(1) 安全・安心まちづくり県民運動推進事業	112
(2) 防犯人材育成事業【再掲】	113
(3) 安全・安心まちづくりに向けた地域防犯力の強化を支援	113
(4) 社会環境健全化を進める県民運動との連携【再掲】	113
(5) 私立学校への啓発事業	113
(6) 更生保護事業への支援【再掲】	113
(7) 受動喫煙防止対策等促進事業	113
(8) 暴力団排除条例に基づく取組の推進	114
(9) スクールサポーターの活動【再掲】	114
(10) 少年補導員の活動【再掲】	114
(11) ピーガルくん安全メールの運用	114
4 子ども・若者を支援する担い手の養成・支援	115
(1) 活動支援事業【再掲】	115
(2) 子どもの貧困対策推進事業【再掲】	115

(3) 地域活動人材育成の取組（地域活動人材育成事業・地域活動人材育成事業費補助）【再掲】	115
(4) 青少年育成表彰事業	115
(5) 社会環境健全化を進める県民運動との連携【再掲】	115
(6) 青少年支援・指導者育成推進事業【再掲】	115
(7) 人材養成研修等の実施【再掲】	115
(8) ひきこもり等地域理解促進事業【再掲】	116
(9) 民生委員児童委員活動費補助【再掲】	116
(10) 民生委員児童委員研修事業【再掲】	116
(11) 生涯学習推進事業	116
(12) 総合型地域スポーツクラブ等人材の育成	116
(13) 障がい者スポーツの普及促進【再掲】	116

図表目次

第1章	かながわの青少年の現状	1
第1	青少年の成長と自立・参加・共生	2
1	人口	2
図1-1-1	人口の推移(神奈川県)	2
表1-1-1	市町村別青少年人口の割合(神奈川県)	3
図1-1-2	一般・核家族世帯数及び平均世帯人員の推移(神奈川県)	4
図1-1-3	一般世帯の家族累計の割合の推移(神奈川県)	4
図1-1-4	出生数の年次推移、母の年齢(10歳階級)別(全国)	5
図1-1-5	出生数・死亡数の年次推移(全国)	5
図1-1-6	出生数・死亡数の年次推移(神奈川県)	6
図1-1-7	在学者数の推移(神奈川県)	7
表1-1-2	外国籍児童・生徒数の推移(神奈川県)	7
2	健康・学力	8
図1-2-1	身長の平均値の年次推移(神奈川県)	8
図1-2-2	体重の平均値の年次推移(神奈川県)	8
図1-2-3	握力の平均値の年次推移(神奈川県)	9
図1-2-4	持久走(男子1,500m、女子1,000m)の平均値の年次推移(神奈川県)	9
図1-2-5	50m走の平均値の年次推移(神奈川県)	10
図1-2-6	ソフトボール投げの平均値の年次推移(神奈川県)	10
図1-2-7	ハンドボール投げの平均値の年次推移(神奈川県)	10
表1-2-1	全国学力・学習状況調査の結果(神奈川県)	11
3	生活習慣と意識	12
図1-3-1	朝食の摂取状況(神奈川県)	12
図1-3-2	睡眠時間(神奈川県)	12
図1-3-3	テレビ等視聴時間(神奈川県)	13
図1-3-4	家で自分で計画を立てて勉強をしていますか(神奈川県)	13
図1-3-5	自分には、よいところがあると思いますか(神奈川県)	14
図1-3-6	将来の夢や目標を持っていますか(神奈川県)	14
図1-3-7	人の役に立つ人間になりたいと思いますか(神奈川県)	15
図1-3-8	人が困っているときは、進んで助けていますか(神奈川県)	15
4	地域と関わり	16
図1-4-1	今住んでいる地域の行事に参加していますか(神奈川県)	16
図1-4-2	運動部や地域のスポーツクラブへの加入状況(神奈川県)	16
5	青少年の就労	17
図1-5-1	高等学校卒業者の進路別割合(神奈川県)	17
図1-5-2	大学卒業者の進路別割合(全国)	17
図1-5-3	令和5年3月高校新卒者の就職内定率の推移(全国)	18
図1-5-4	大学卒業(予定)者の就職(内定)率の推移(全国)	19
図1-5-5	令和2年3月卒業者の学歴別離職率(全国)	19

6	ライフキャリア・結婚	20
	図1-6-1 生涯未婚率の推移(神奈川県)	20
	表1-6-1 未婚者の生涯の結婚意思(全国)	20
	図1-6-2 独身にとどまっている理由(全国)	21
第2	困難を有する青少年	22
1	児童虐待の状況	22
	図2-1-1 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移(神奈川県)	22
	表2-1-1 児童相談所における児童虐待相談の内容別件数内訳(神奈川県)	22
	図2-1-2 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移(神奈川県)	22
2	いじめ・暴力行為及び不登校の状況	23
	図2-2-1 いじめ・暴力行為及び不登校の推移(神奈川県)	23
	表2-2-1 いじめ・暴力行為及び不登校の全国順位(神奈川県)	23
3	問題行動等	24
	表2-3-1 非行少年の推移(神奈川県)	24
	図2-3-1 非行少年等の検挙・補導状況(神奈川県)	24
	表2-3-2 再犯者率(犯罪少年)の推移(神奈川県)	25
	表2-3-3 薬物乱用少年の推移(神奈川県)	26
	表2-3-4 令和5年中における薬物乱用少年の学校・職業別の状況(神奈川県)	26
	表2-3-5 不良行為少年の推移(神奈川県)	27
	図2-3-2 令和5年中における不良行為少年の状況(神奈川県)	27
	表2-3-6 福祉犯(刑法犯を含む※)の推移(神奈川県)	28
	図2-3-3 令和5年中における福祉犯による被害少年の法令別状況(神奈川県)	28
4	ひきこもりの状況	29
	表2-4-1 ひきこもり群の推計数(全国)	29
	表2-4-2 支援対象者が、ひきこもりと同時に抱えている課題(神奈川県)	29
	表2-4-3 ひきこもり状態となったきっかけ(神奈川県)	30
	図2-4-1 ひきこもり状態となってからの期間(神奈川県)	31
	図2-4-2 ひきこもり状態となってから、初めて相談(来所、電話)するまでの期間(神奈川県)	31
	図2-4-3 相談実績(令和5年度)のひきこもり相談の状況(神奈川県)	32
5	若年無業者	33
	図2-5-1 年齢階級別人口に占める若年無業者の割合の推移(全国)	33
6	子どもの貧困	34
	表2-6-1 子どもの貧困率(全国)	34
7	自殺	35
	図2-7-1 若者の自殺者数の推移(全国)	35
	表2-7-1 19歳以下、20歳代の若者の自殺者数の推移(神奈川県)	35
第3	青少年をはぐくむ環境	36
1	情報化の急激な進展と青少年への影響	36
	図3-1-1 青少年のインターネット利用状況と利用機器(全国)	36
	図3-1-2 低年齢層の子どものインターネット利用状況(全国)	37

表3-1-1	低年齢層の子どものインターネット利用機器(全国)	37
図3-1-3	インターネット接続に利用するスマートフォンの専用率(全国)	38
図3-1-4	子どものインターネット利用(スマートフォン)に関する保護者の 取組(全国)	39
図3-1-5	インターネット上の経験(全国)	40
図3-1-6	インターネットの利用時間(年齢別・利用機器の合計/平日1日あたり)(全国)	41
表3-1-2	インターネットの利用時間(年齢別・利用機器の合計/平日1日あたり)(全国)	41
図3-1-7	SNS等に起因する事犯の被害児童の推移(神奈川県)	42
2	青少年と地域社会	43
図3-2-1	県民ニーズ調査(生活意識に関する回答)	43
図3-2-2	保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、 放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加していますか	43
表3-2-1	子ども会の団体、指導者、会員数の推移(神奈川県)	44
図3-2-3	子どもの健全育成の分野で活動するNPO法人数の推移(神奈川県)	44

凡 例

- 本書は子ども・若者の現状を示す統計資料及び令和5年度における「かながわ子ども・若者支援指針」に基づく青少年施策の実施状況について記述しているため、現在継続中の施策であっても、原則として「～しました。」等の記述に統一しています。
- 【新規】は令和5年度の新規事業を示しています。
- 本書は令和6年11月までに入手した資料に基づいています。
- 「年」とは暦年（1月から12月）、「年度」とは会計年度（4月から翌年3月）を示しています。
- 四捨五入した数値を用いている統計資料等は、合計とその内訳の和が一致しないものがあります。
- 概数で標記していることが明確な部分は「約」を省略している場合があります。

第1章 かながわの青少年の現状

第1 青少年の成長と自立・参加・共生

- 1 人口
- 2 健康
- 3 生活習慣と意識
- 4 地域との関わり
- 5 青少年の就労
- 6 ライフキャリア・結婚

第2 困難を有する少年

- 1 児童虐待の状況
- 2 いじめ・暴力行為及び不登校の状況
- 3 問題行動等
- 4 ひきこもりの状況
- 5 若年無業者
- 6 自殺

第3 青少年をはぐくむ環境

- 1 情報化の急激な進展と青少年への影響
- 2 青少年と地域社会

第Ⅰ 青少年の成長と自立・参加・共生

Ⅰ 人口

(Ⅰ) 人口

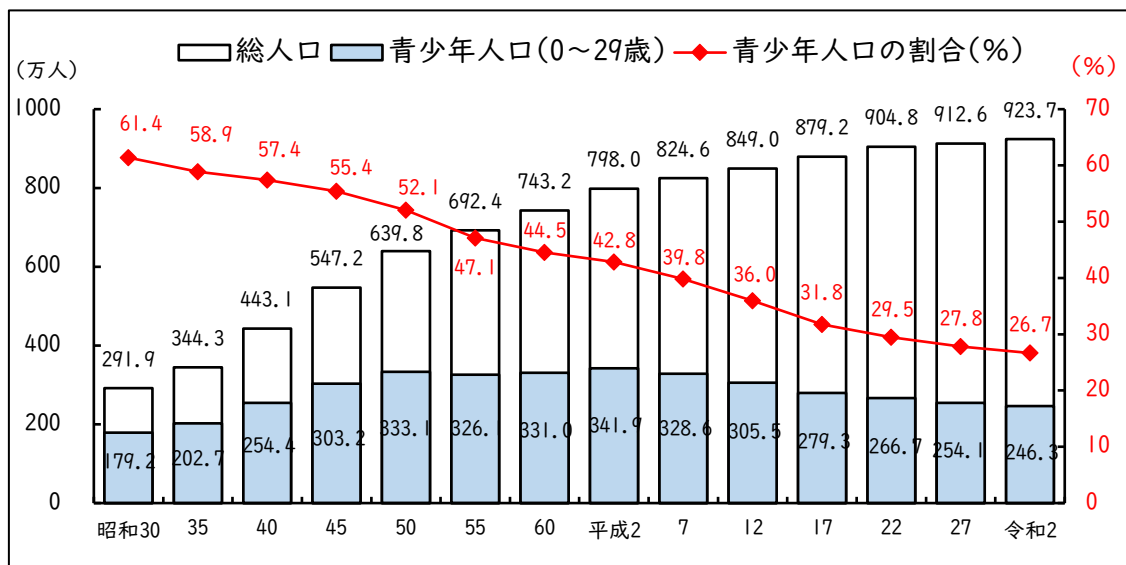
ア 全国と神奈川県的人口

総務省が毎年行っている「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」の調査によると、令和5年1月1日時点の全国人口は125,416,877人（うち外国人2,993,839人）で、神奈川県は9,212,003人（うち外国人239,301人）でした。

イ 神奈川県の青少年人口の推移

総務省が5年ごとに行っている国勢調査によると、昭和30年には神奈川県の青少年（0～29歳）人口の割合が61.4%でしたが、以後減少を続けています。

<図 Ⅰ-Ⅰ-Ⅰ 人口の推移（神奈川県）>



国勢調査（総務省 各年10月1日現在）を基に青少年課が作成

ウ 市町村別青少年人口の割合

令和5年1月1日時点の本県の青少年（0～29歳）人口を地域別でみると、横浜市が1,017,913人と最も多く、本県全体の40.9%を占めています。

政令市を除く各市町村の人口総数に占める青少年人口の割合は、開成町が28.9%と最も高く、最も低い真鶴町の15.6%とは13.3%の差があります。

<表 1-1-1 市町村別青少年（0～29歳）人口の割合（神奈川県）>

地域・市区町村名	人口総数 (人)	青少年人口 (人)	青少年の割合	青少年構成比	地域・市区町村名	人口総数 (人)	青少年人口 (人)	青少年の割合	青少年構成比
神奈川県	9,212,003	2,487,486	27.0%	100.0%	神奈川県	9,212,003	2,487,486	27.0%	100.0%
横浜市	3,753,645	1,017,913	27.1%	40.9%	横須賀市	388,197	94,978	24.5%	3.8%
鶴見区	293,430	84,095	28.7%	3.4%	平塚市	256,005	65,481	25.6%	2.6%
神奈川区	242,940	69,142	28.5%	2.8%	鎌倉市	176,460	41,316	23.4%	1.7%
西区	104,408	28,622	27.4%	1.2%	藤沢市	445,177	122,934	27.6%	4.9%
中区	152,949	36,805	24.1%	1.5%	小田原市	187,880	45,937	24.5%	1.8%
南区	198,745	50,463	25.4%	2.0%	茅ヶ崎市	246,394	64,819	26.3%	2.6%
保土ヶ谷区	203,266	53,832	26.5%	2.2%	逗子市	58,959	13,474	22.9%	0.5%
磯子区	166,575	42,110	25.3%	1.7%	三浦市	41,297	7,952	19.3%	0.3%
金沢区	194,944	48,709	25.0%	2.0%	秦野市	159,646	40,003	25.1%	1.6%
港北区	354,558	103,976	29.3%	4.2%	厚木市	223,836	61,115	27.3%	2.5%
戸塚区	282,160	76,819	27.2%	3.1%	大和市	244,421	67,849	27.8%	2.7%
港南区	214,052	53,410	25.0%	2.1%	伊勢原市	99,910	27,104	27.1%	1.1%
旭区	243,849	61,632	25.3%	2.5%	海老名市	138,969	38,664	27.8%	1.6%
緑区	181,749	51,207	28.2%	2.1%	座間市	131,527	34,105	25.9%	1.4%
瀬谷区	122,164	32,359	26.5%	1.3%	南足柄市	41,057	9,676	23.6%	0.4%
栄区	121,318	30,138	24.8%	1.2%	綾瀬市	84,376	23,115	27.4%	0.9%
泉区	152,035	39,353	25.9%	1.6%	三浦郡葉山町	32,623	7,736	23.7%	0.3%
青葉区	309,573	88,317	28.5%	3.6%	高座郡寒川町	49,063	13,135	26.8%	0.5%
都筑区	214,930	66,924	31.1%	2.7%	中郡	60,190	13,154	21.9%	0.5%
川崎市	1,524,026	451,243	29.6%	18.1%	大磯町	32,265	7,174	22.2%	0.3%
川崎区	232,123	64,872	27.9%	2.6%	二宮町	27,925	5,980	21.4%	0.2%
幸区	172,312	49,418	28.7%	2.0%	足柄上郡	65,190	15,975	24.5%	0.6%
中原区	261,075	83,025	31.8%	3.3%	中井町	9,068	1,992	22.0%	0.1%
高津区	230,205	68,910	29.9%	2.8%	大井町	17,363	4,573	26.3%	0.2%
多摩区	215,269	65,720	30.5%	2.6%	松田町	10,616	2,267	21.4%	0.1%
宮前区	234,495	68,530	29.2%	2.8%	山北町	9,577	1,780	18.6%	0.1%
麻生区	178,547	50,768	28.4%	2.0%	開成町	18,566	5,363	28.9%	0.2%
相模原市	719,118	191,468	26.6%	7.7%	足柄下郡	41,624	7,925	19.0%	0.3%
緑区	167,923	43,104	25.7%	1.7%	箱根町	10,845	2,517	23.2%	0.1%
中央区	272,439	73,920	27.1%	3.0%	真鶴町	6,880	1,071	15.6%	0.0%
南区	278,756	74,444	26.7%	3.0%	湯河原町	23,899	4,337	18.1%	0.2%
					愛甲郡	42,413	10,415	24.6%	0.4%
					愛川町	39,601	9,848	24.9%	0.4%
					清川村	2,812	567	20.2%	0.0%

出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省 令和5年1月1日現在）

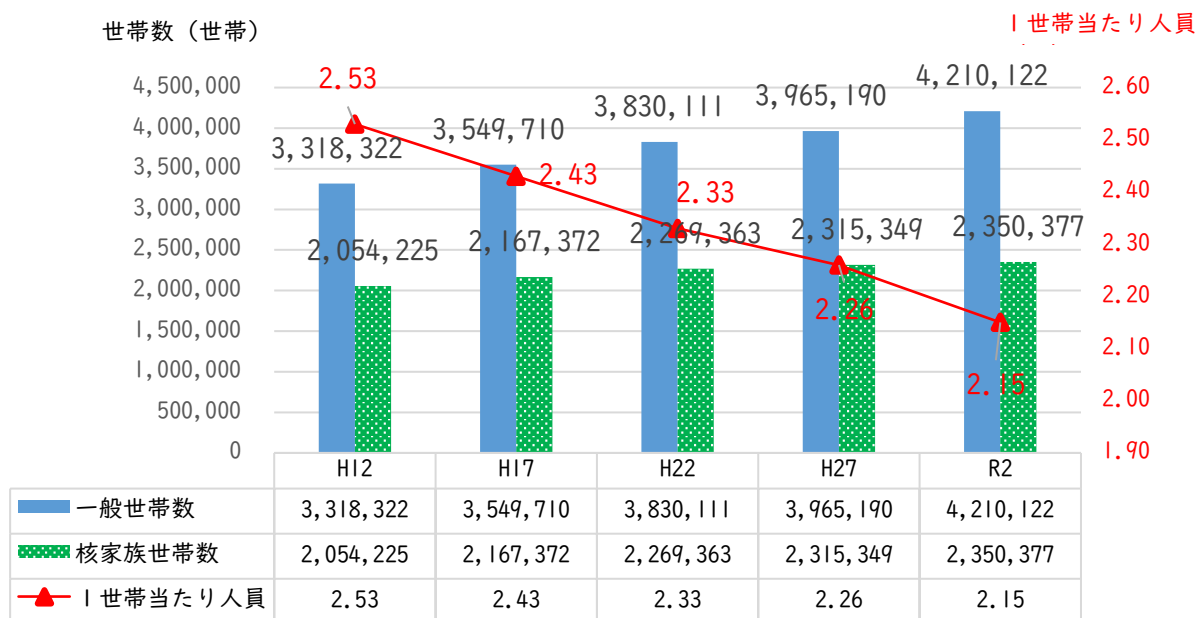
※ 割合は小数点第二位以下を四捨五入しています。

(2) 世帯数

一般世帯総数とその内の核家族世帯数はともに増加傾向にあり、一般世帯の1世帯当たりの人数は減少しています。

一般世帯の家族類型の割合の推移では、夫婦と子どもからなる世帯が減少しています。

<図 1-1-2 一般・核家族世帯数及び平均世帯人員の推移（神奈川県）>

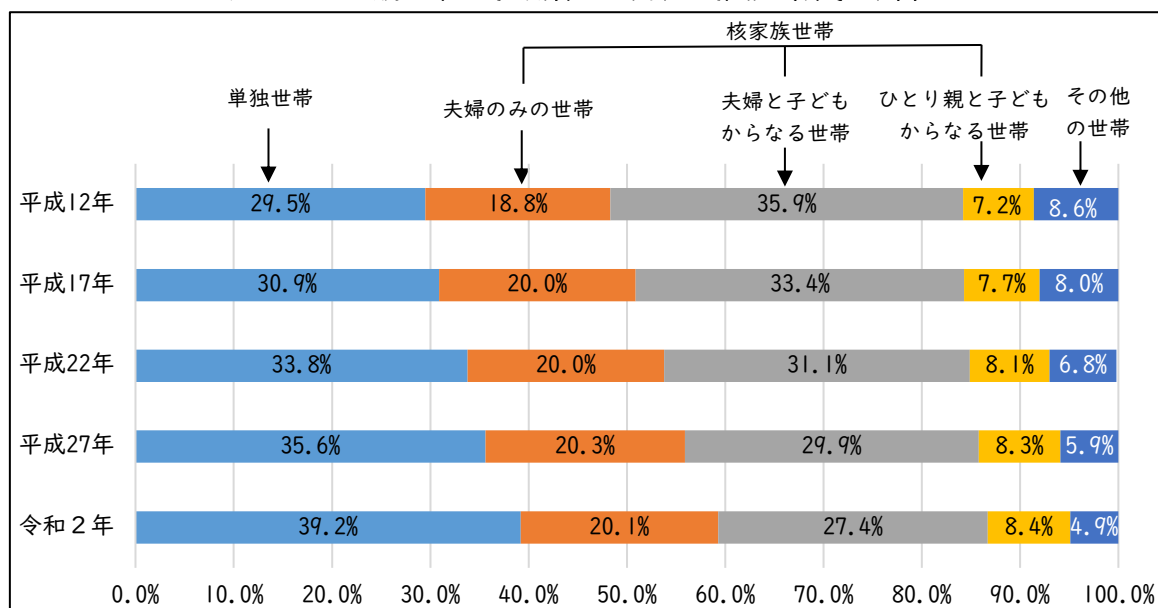


※1 ここていう一般世帯とは住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者を言います。

2 核家族世帯とは一般世帯のうち夫婦のみ、夫婦と子供から成る世帯、ひとり親と子供から成る世帯を言います。

出典：令和2年国勢調査神奈川県人口等基本集計結果（神奈川県統計センター令和2年10月1日現在）

<図 1-1-3 一般世帯の家族類型の割合の推移（神奈川県）>



出典：令和2年国勢調査神奈川県人口等基本集計結果（神奈川県統計センター令和2年10月1日現在）

(3) 出生数・死亡数

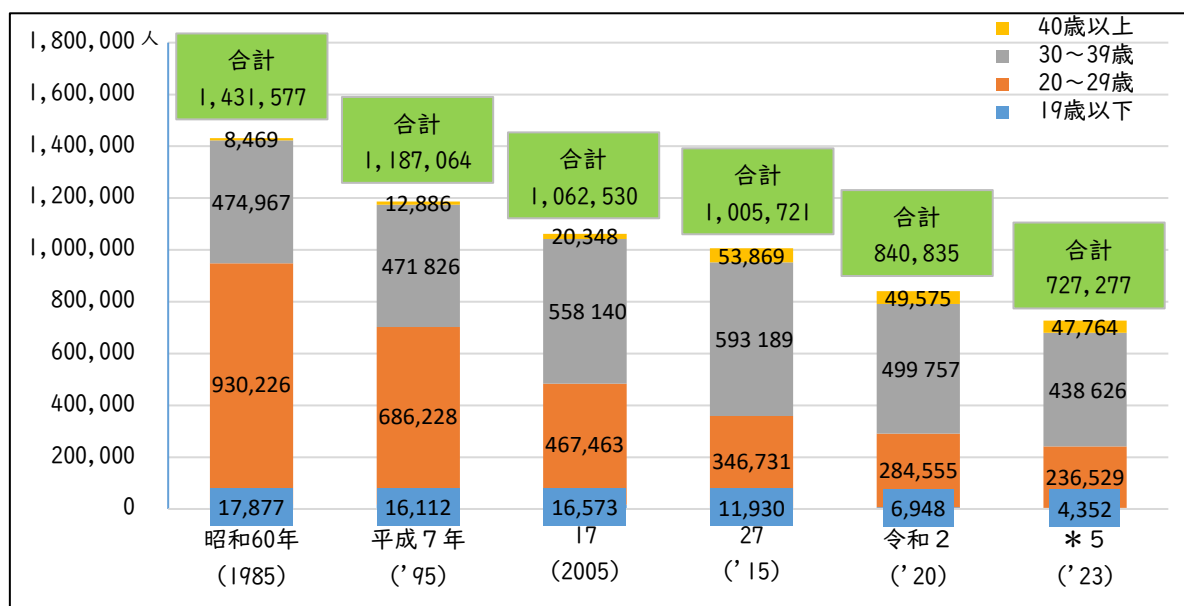
ア 全国の状況

令和5年の全国の出生数（概数）は727,277人でした。

母の年齢（10歳階級別）を見ると、昭和60年と比べて20歳代での出産が顕著に減少している一方で、30歳代では同程度、40歳以上の出産は増加しています。

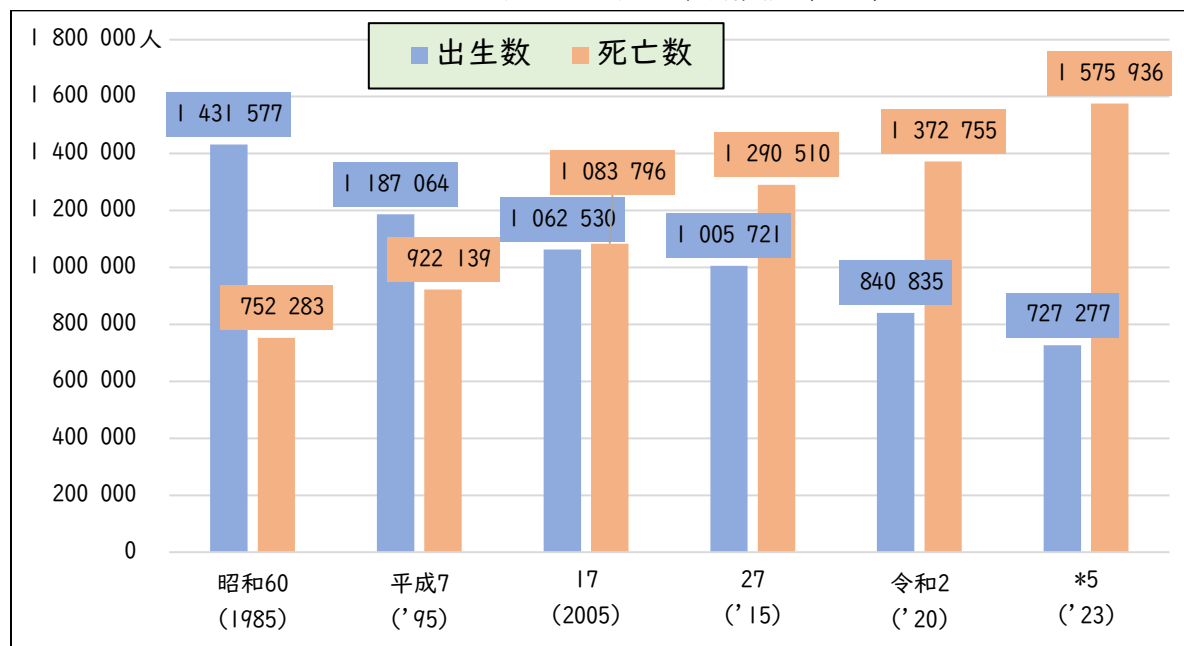
出生数と死亡数を比較すると、平成17年に初めて出生数が死亡数を下回り、平成19年以降出生数は減少が続き、死亡数は増加が続いています。

<図1-1-4 出生数の年次推移，母の年齢（10歳階級）別（全国）>



※ 令和5年は概数、その他は確定数 令和5年(2023)人口動態統計（厚生労働省）を元に青少年課作成

<図1-1-5 出生数・死亡数の年次推移（全国）>



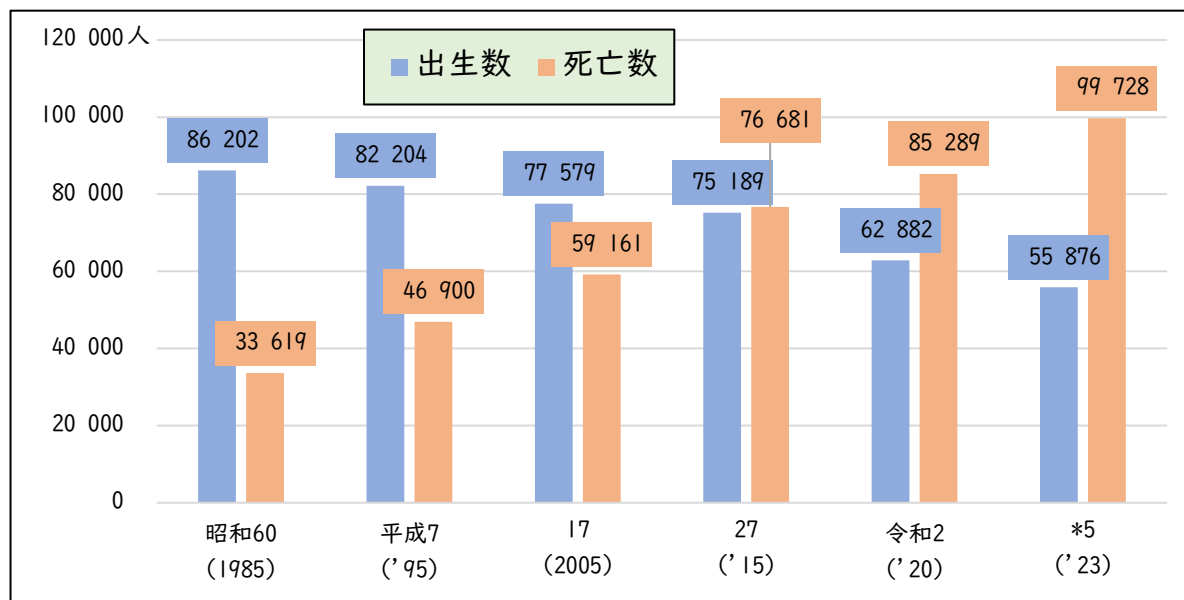
※ 令和5年は概数、その他は確定数 令和5年(2023)人口動態統計（厚生労働省）を元に青少年課作成

イ 神奈川県状況

令和5年の神奈川県の出生数は55,876人、死亡数は99,728人でした。

神奈川県では平成26年に初めて出生数が死亡数を下回り、平成27年以後出生数は減少が続き、死亡数は増加が続いています。

<図1-1-6 出生数・死亡数の年次推移（神奈川県）>



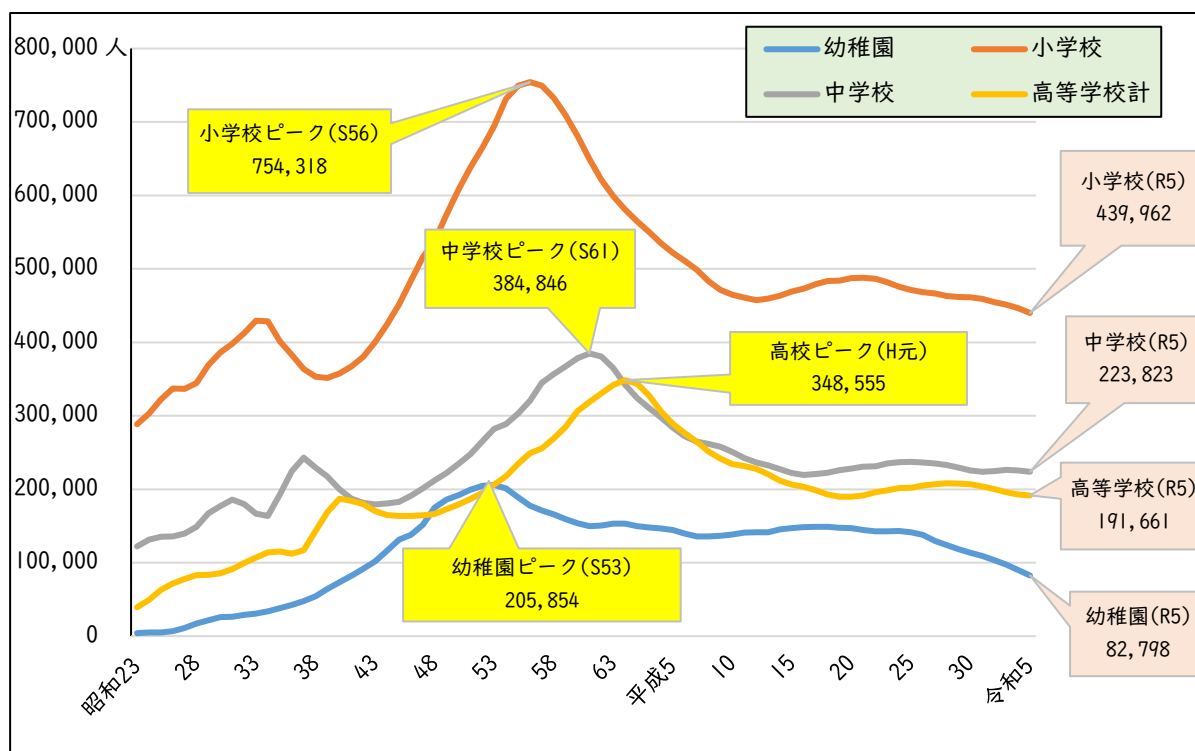
令和5年神奈川県人口統計調査（統計センター）を元に青少年課作成

(4) 児童・生徒数

ア 在学者数

- (ア) 幼稚園は82,798人で、前年度より7,045人（7.8%）減少
- (イ) 幼保連携型認定こども園は、24,555人で、前年度より706人（3.0%）増加
- (ウ) 小学校は439,962人で、前年度より6,675人（1.5%）減少
平成13年度から9年連続で増加していたが、平成22年度から14年連続で減少
- (エ) 中学校は223,823人で、前年度より1,557人（0.7%）減少
令和2年度から2年連続で増加していたが、令和4年度から減少
- (オ) 義務教育学校は2,588人で、前年度より51人（2.0%）増加
- (カ) 高等学校は191,661人で、前年度より1,405人（0.7%）減少
平成20年度から9年連続で増加していたが、平成29年度から7年連続で減少
- (キ) 高等学校（通信制）は5,428人で、前年度より418人（8.3%）増加
- (ク) 中等教育学校は4,181人で、前年度より157人（3.9%）増加
- (ケ) 特別支援学校は8,357人で、前年度より155人（1.9%）増加
- (コ) 専修学校は25,810人で、前年度より1,091人（4.1%）減少
- (サ) 各種学校は3,568人で、前年度より173人（5.1%）増加

<図 1-1-7 在学者数の推移（昭和 23 年度～令和 5 年度）（神奈川県）>



出典：令和 5 年度神奈川県学校基本統計（統計センター）

イ 外国籍児童・生徒の状況

令和 4 年度には、世界 82 カ国から 10,204 名の外国籍児童・生徒が公立の小・中学校に在籍し、そのうち、全体の約 47.5% に当たる 4,851 名が日本語の指導を必要としています。

<表 1-1-2 外国籍児童・生徒数の推移（神奈川県）>

単位：人

	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 29 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 4 年度
小学校	3,999	4,599	5,191	6,202	6,736	7,500
中学校	2,071	2,218	2,213	2,384	2,549	2,704
計	6,070	6,817	7,404	8,586	9,285	10,204

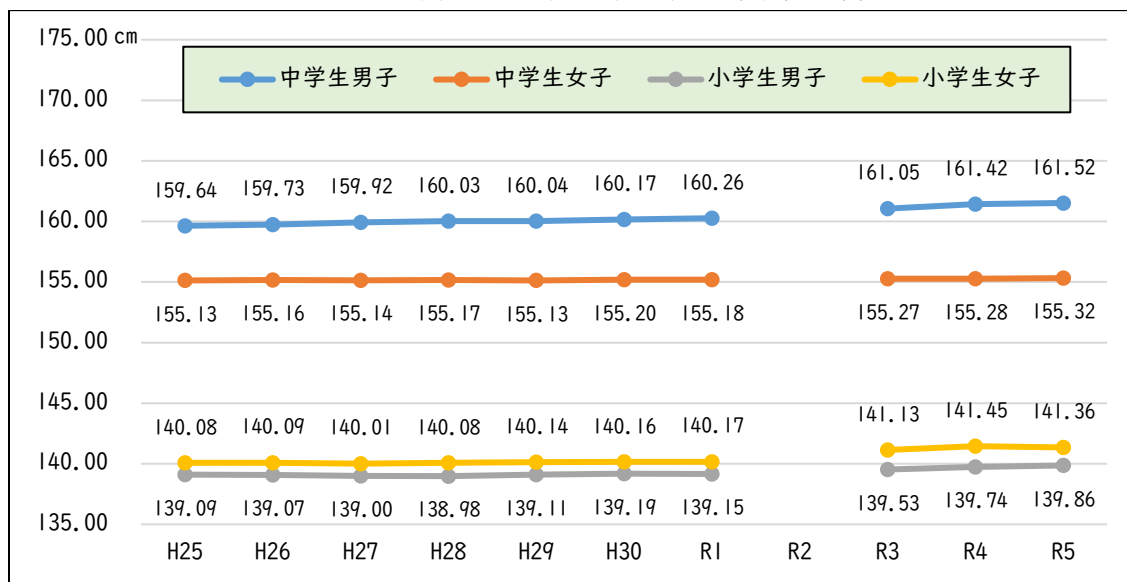
出典：公立小・中学校における外国につながるのある児童・生徒在籍状況調査（子ども教育支援課）

2 健康・学力

(1) 体格

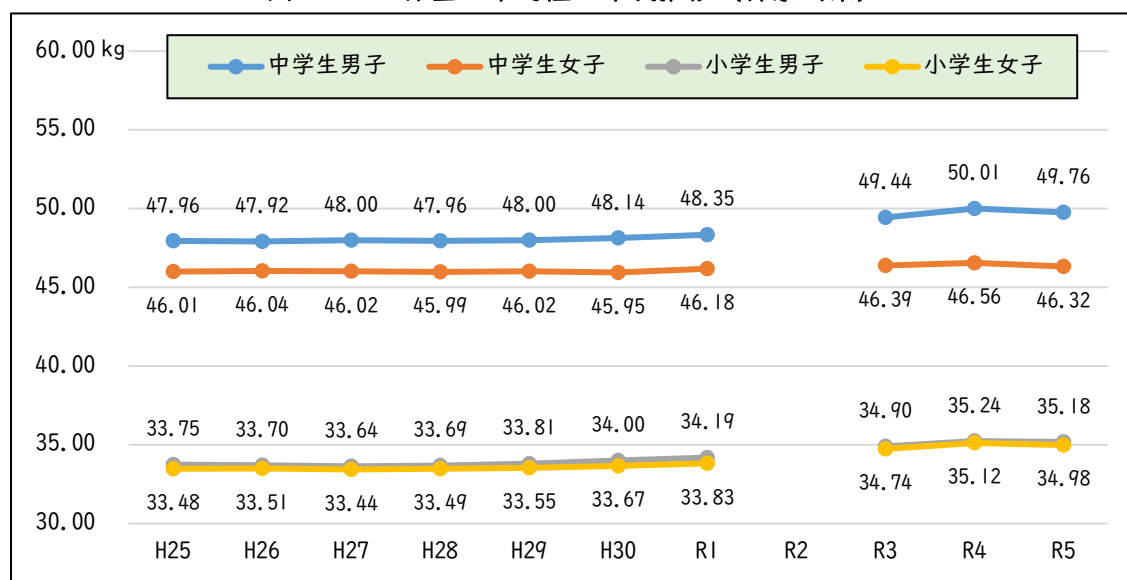
本県の小学生・中学生の体格の直近10年の傾向は、身長、体重共に緩やかに増加が見られます。

<図 1-2-1 身長の平均値の年次推移（神奈川県）>



出典：令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）

<図 1-2-2 体重の平均値の年次推移（神奈川県）>



出典：令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）

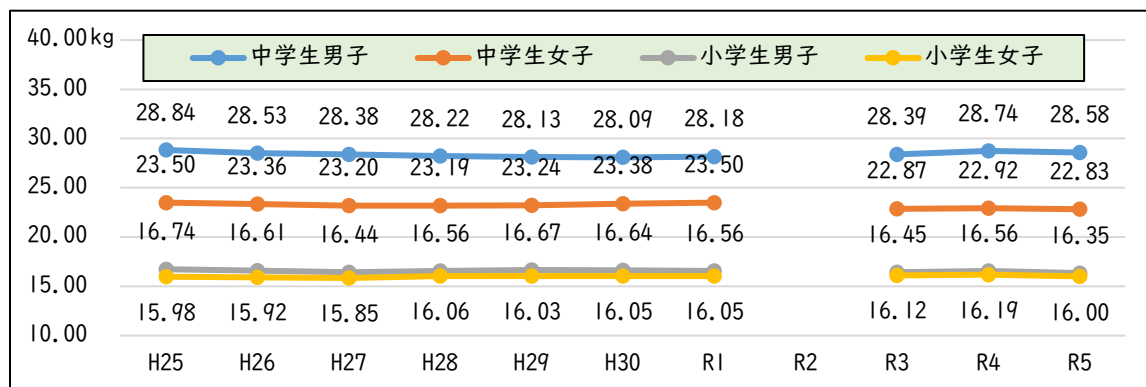
(2) 体力・運動能力

ア 握力

「握力」は、運動を発現する多数の筋群の力（筋力）の代表として取り上げられているテスト項目です。

直近 10 年の傾向は概ね横ばいになっています。

<図 1-2-3 握力の平均値の年次推移（神奈川県）>



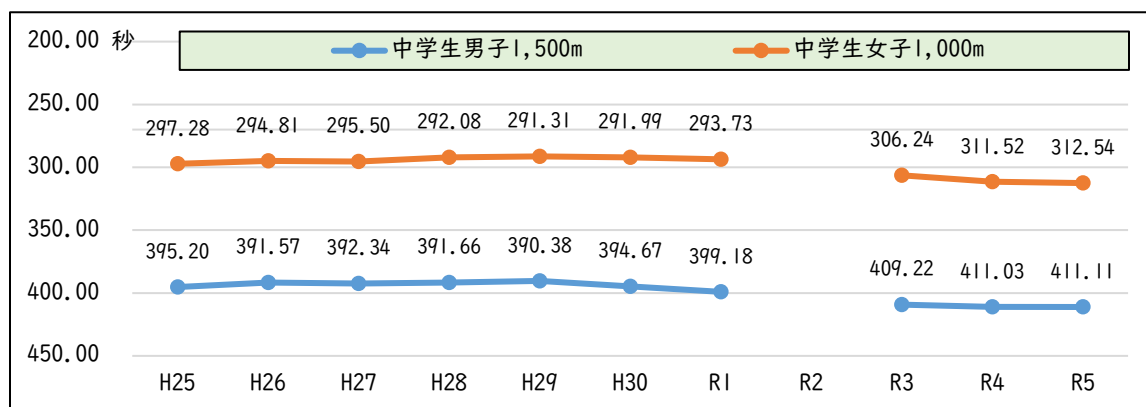
出典：令和 5 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）

イ 持久走

「持久走」は、走の運動能力と健康に関連した体力要素でもある全身持久力の指標となるテスト項目です。

直近 10 年の傾向を見ると、令和元年までは概ね横ばいでしたが、令和 3 年以降、男女ともに低下（タイムの増加）が見られます。

<図 1-2-4 持久走（男子 1,500m、女子 1,000m）の平均値の年次推移（神奈川県）>

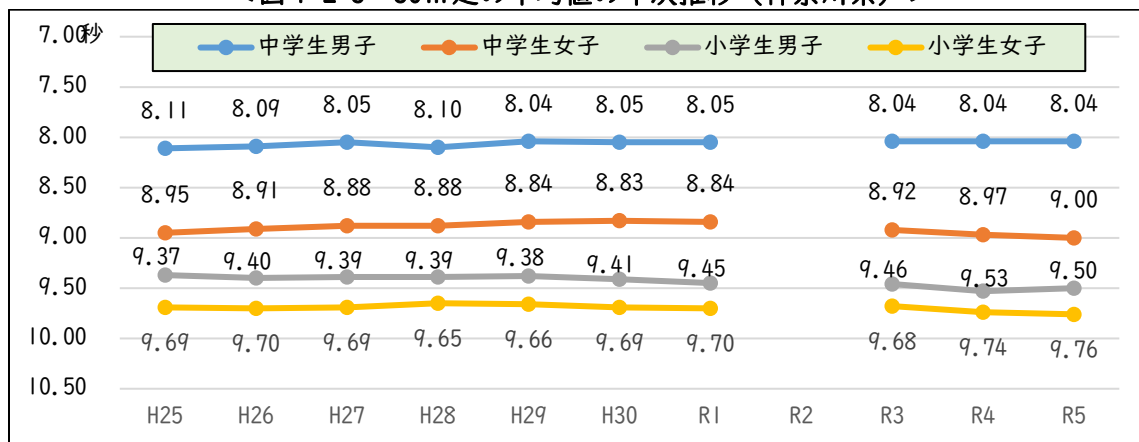


出典：令和 5 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）

ウ 50m 走

「50m 走」は、走の運動能力と全身の移動スピードを測定するテスト項目です。
直近 10 年の傾向を見ると、向上と低下を繰り返しながら概ね横ばいになっています。

＜図 1-2-5 50m 走の平均値の年次推移（神奈川県）＞



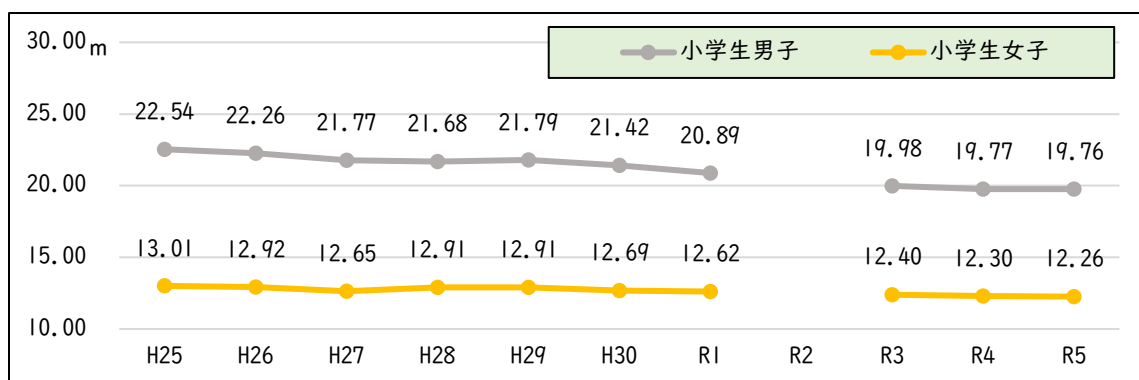
出典：令和 5 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）

エ ソフト・ハンドボール投げ

「ソフトボール投げ」及び「ハンドボール投げ」は巧緻性に係る、投の運動能力と筋パワー（瞬発力）を測定するテスト項目です。

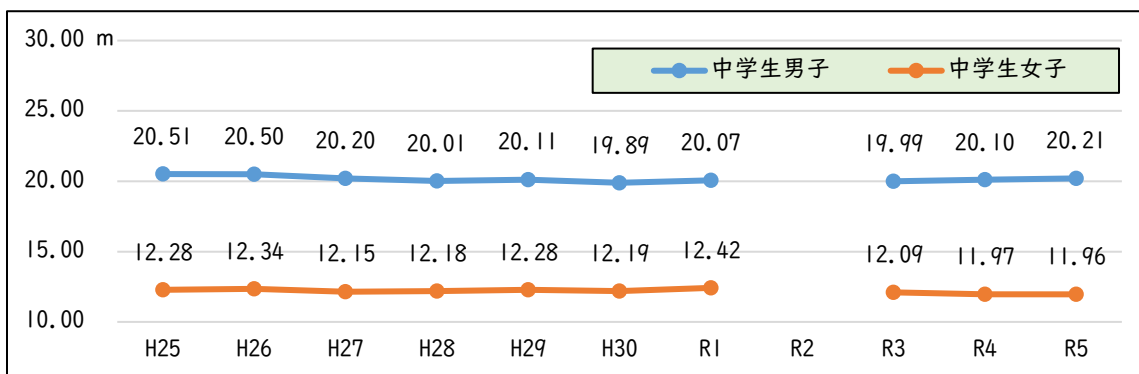
直近 10 年の傾向を見ると、中学生は概ね横ばい、小学生は緩やかに低下しています。

＜図 1-2-6 ソフトボール投げの平均値の年次推移（神奈川県）＞



出典：令和 5 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）

＜図 1-2-7 ハンドボール投げの平均値の年次推移（神奈川県）＞



出典：令和 5 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）

(3) 学力

全国の小学校 855 校の 6 学年児童・中学校 413 校の 3 学年生徒を対象とした学力調査の結果によると、神奈川県公立小中学校生の学力は、全国平均との大きな差は見られません。

<表 1-2-1 全国学力・学習状況調査の結果（神奈川県）>

		小学校				中学校			
		国語		算数		国語		数学	
		神奈川	全国	神奈川	全国	神奈川	全国	神奈川	全国
正 答 率	R1	61.0%	63.8%	67.0%	66.6%	73.0%	72.8%	59.0%	59.8%
	R2	新型コロナウイルス流行のため未実施							
	R3	63.0%	64.7%	70.0%	70.2%	65.0%	64.6%	58.0%	57.2%
	R4	65.0%	65.6%	64.0%	63.2%	69.0%	69.0%	53.0%	51.4%
	R5	66.0%	67.2%	63.0%	62.5%	70.0%	69.8%	52.0%	51.0%

※ 全国の平均正答率(公立)の±10%の範囲内であれば、全国と大きな差は見られなかったと考える。

出典：全国学力・学習状況調査（文部科学省）

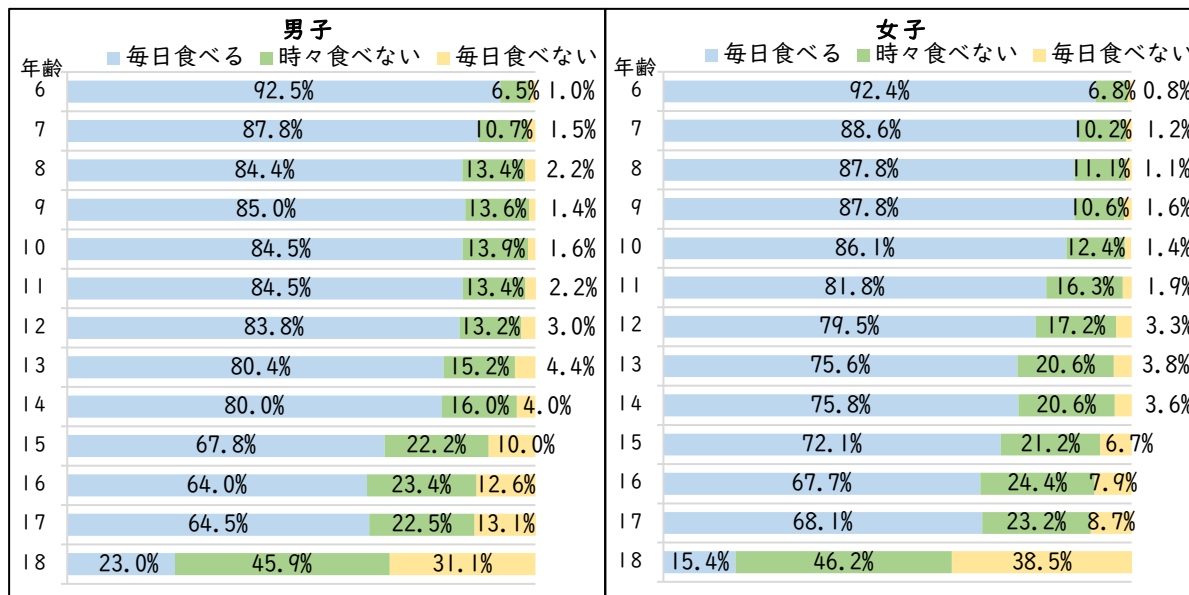
3 生活習慣と意識

(1) 基本的生活習慣

ア 朝食の摂取状況

朝食を毎日食べる割合は、男子の15歳以降、女子の12歳以降で80%未満になり、また、男子の9歳・17歳、女子の14歳・17歳を除き、男女とも年齢が上がるにつれて減少傾向にあります。

<図 1-3-1 朝食の摂取状況（神奈川県）>

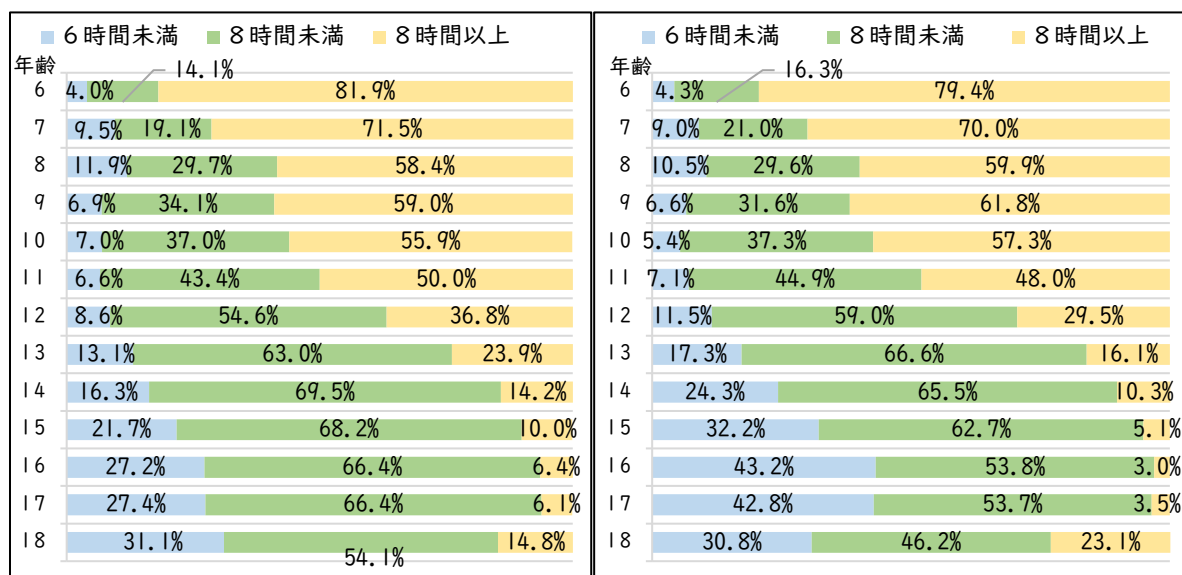


出典：令和5年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（総合教育センター）

イ 睡眠時間

睡眠時間が6時間未満の割合は、女子の18歳を除き、男子は12歳以降、女子は11歳以降増加し、8時間以上の割合は、男子は9・18歳、女子は9・17・18歳を除き、年齢が上がるにつれて減少傾向にあります。

<図 1-3-2 睡眠時間（神奈川県）>



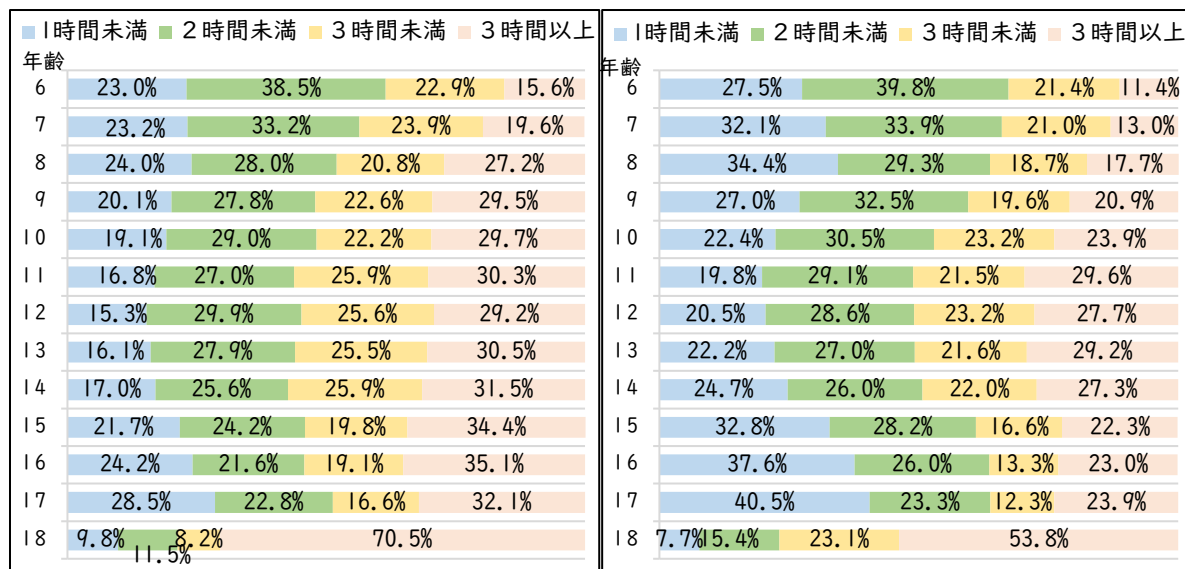
出典：令和5年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（総合教育センター）

ウ テレビ等視聴時間

テレビ等視聴時間が2時間以上3時間未満と3時間以上を合わせた割合は、18歳の男女を除き、男子は16歳以降、女子は11歳以降年齢が上がるにつれて減少傾向にあります。

一方、1時間未満の割合は、男女の18歳を除き、男子は13歳以降、女子は12歳以降年齢が上がるにつれて増加傾向にあります。

<図 1-3-3 テレビ等視聴時間（神奈川県）>

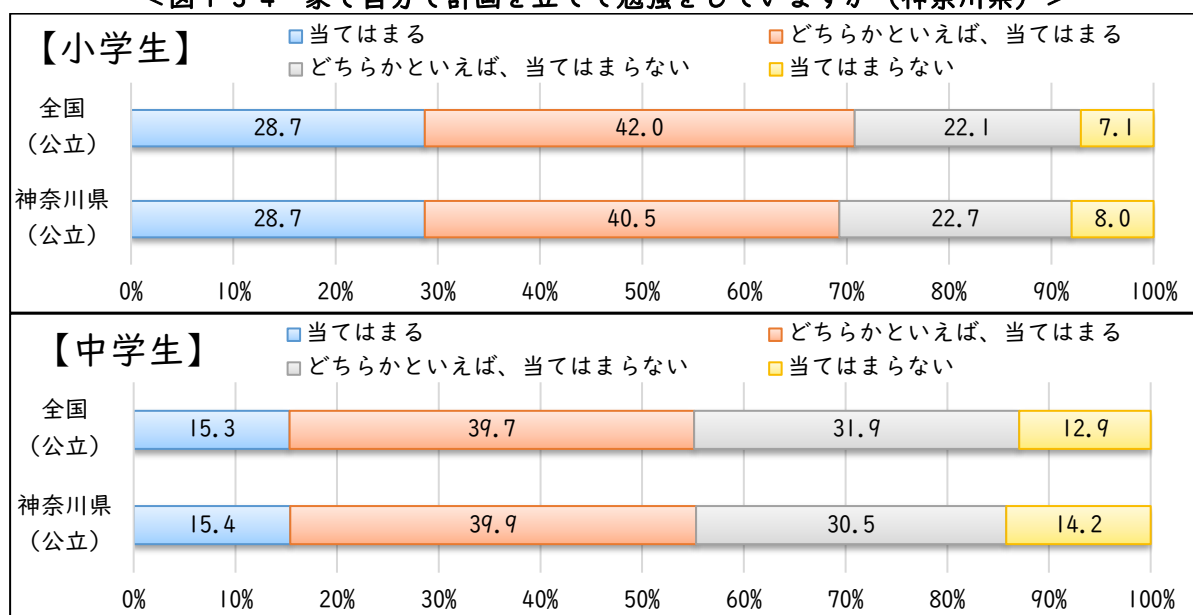


出典：令和5年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（総合教育センター）

エ 家での勉強

家で自分で計画を立てて勉強をしている小学生の割合は69.2%、中学生の割合は55.3%となっています。

<図 1-3-4 家で自分で計画を立てて勉強をしていますか（神奈川県）>



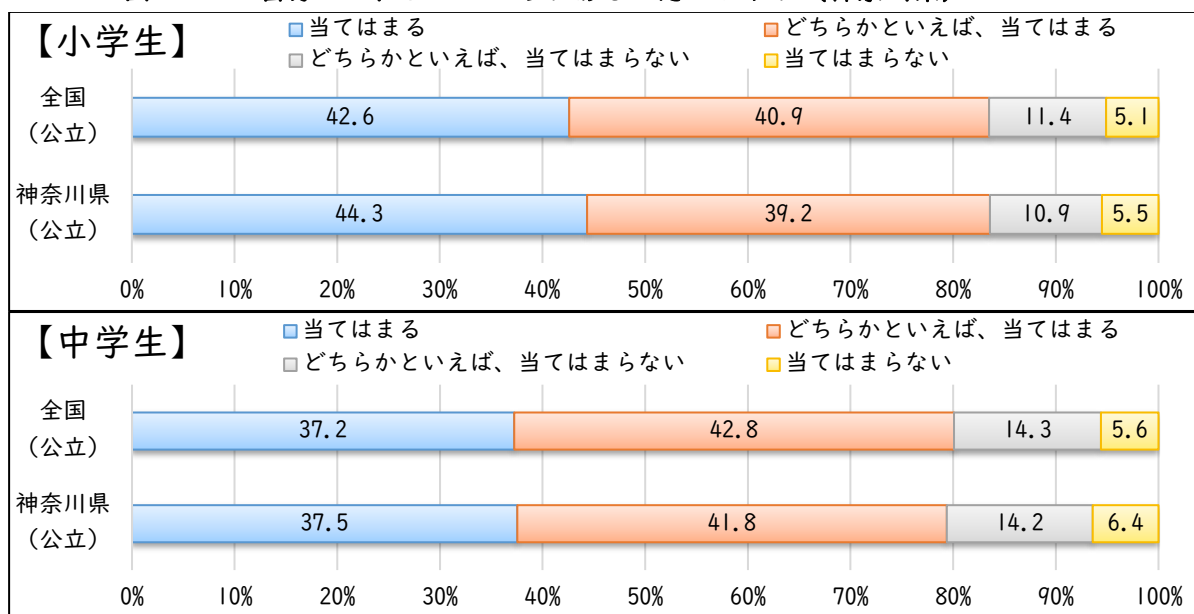
出典：令和5年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

(2) 青少年の意識

ア 自己肯定感

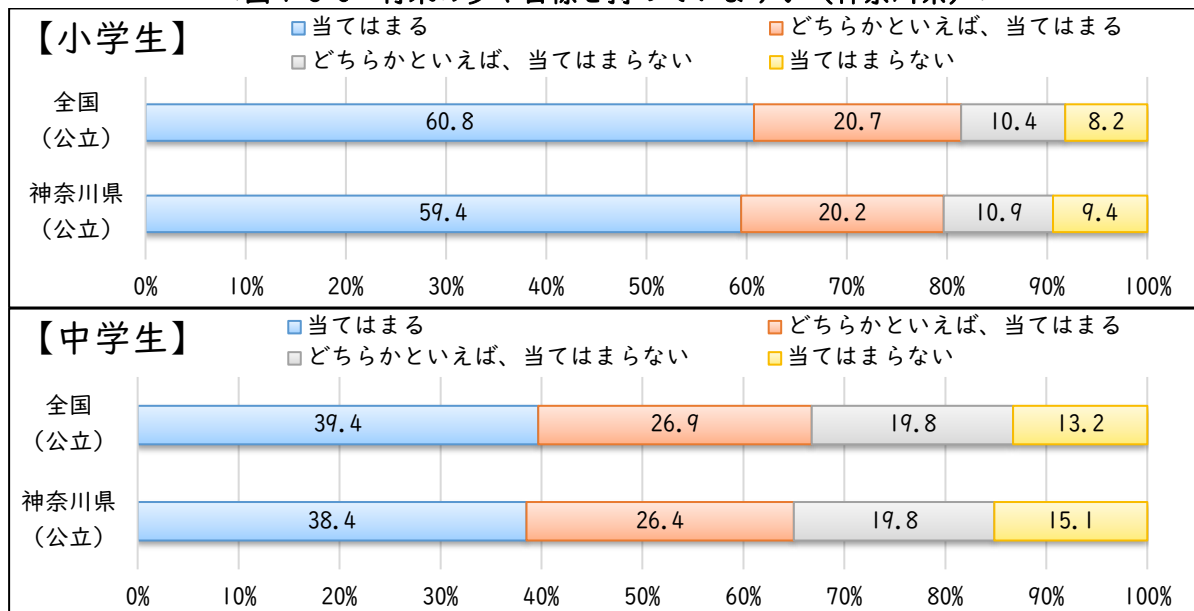
自分にはよいところがあると思うと答えた小学生は 83.5%、中学生は 79.3%であり、将来の夢や目標を持っていると答えた小学生は 79.6%、中学生は 64.8%となっています。

<図 1-3-5 自分には、よいところがあると思いますか（神奈川県）>



出典：令和 5 年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

<図 1-3-6 将来の夢や目標を持っていますか（神奈川県）>

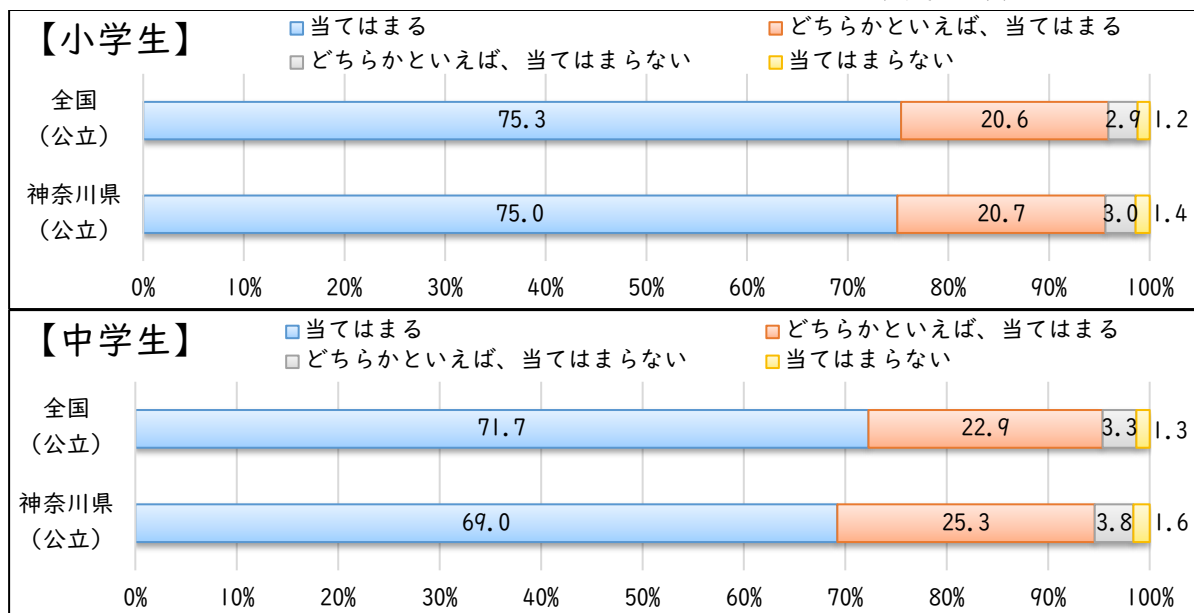


出典：令和 5 年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

イ 人間関係

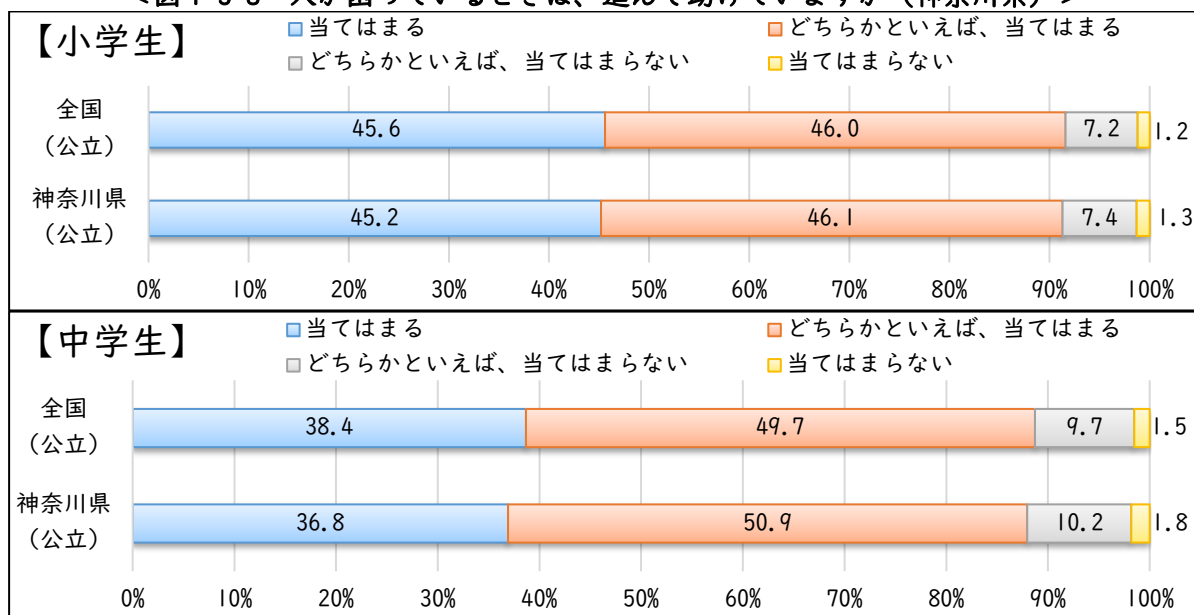
人の役に立つ人間になりたいと思うと答えた小学生は95.7%、中学生は94.3%であり、人が困っているときは、進んで助けていると答えた小学生は91.3%、中学生は87.7%となっています。

＜図 1-3-7 人の役に立つ人間になりたいと思いますか（神奈川県）＞



出典：令和5年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

＜図 1-3-8 人が困っているときは、進んで助けていますか（神奈川県）＞



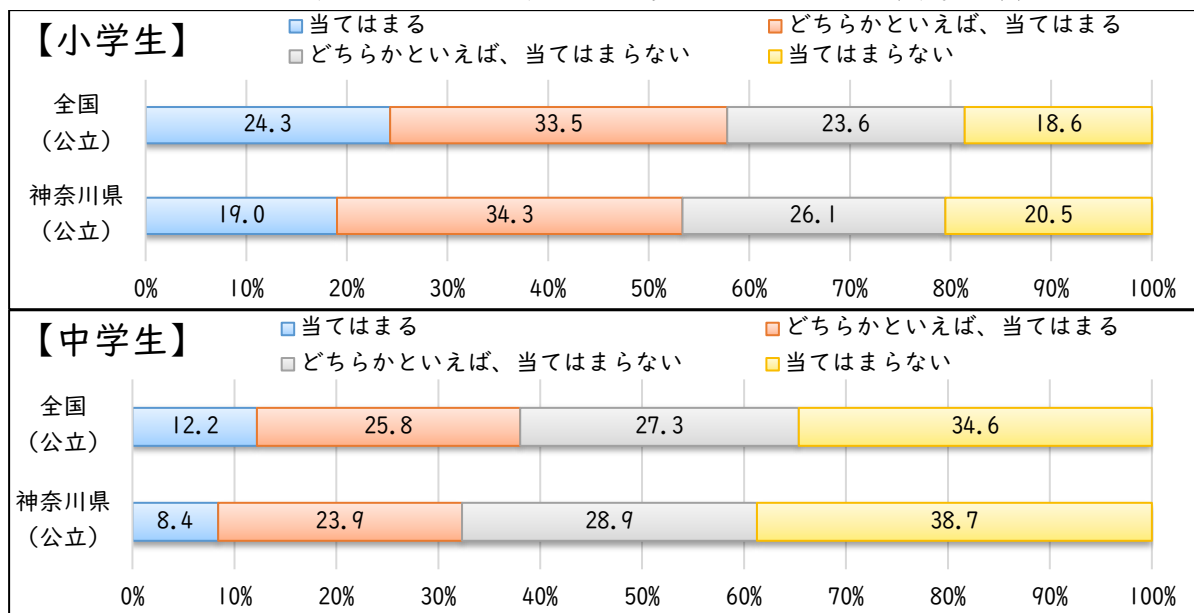
出典：令和5年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

4 地域との関わり

(1) 地域行事への参加

今住んでいる地域の行事に参加していると答えた割合は、小学生が53.3%、中学生が32.3%でした。

＜図1-4-1 今住んでいる地域の行事に参加していますか（神奈川県）＞

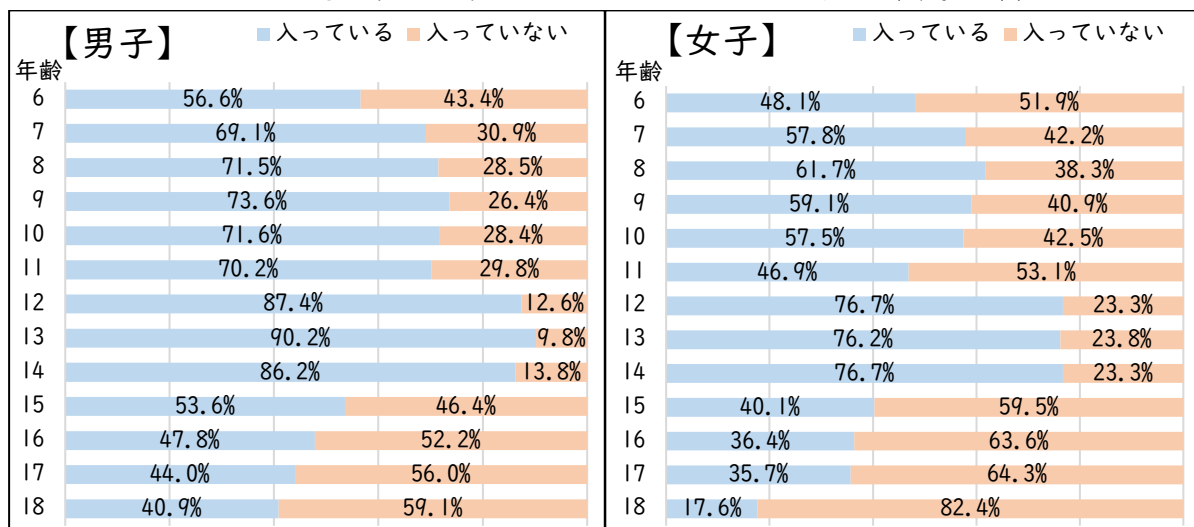


出典：令和5年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

(2) 運動部や地域のスポーツクラブへの加入状況

全ての年齢において、男子の加入率が女子よりも高い傾向にあります。男女ともに中学生（12歳～14歳）の加入率が他校種と比較して高く、各校種においては、小学生（6歳～11歳）では男子は9歳、女子は8歳が最も高く、中学生（12歳～14歳）では男子は13歳、女子は12歳と14歳が最も高く、高校生（15歳～18歳）では男女ともに15歳が最も高くなっています。

＜図1-4-2 運動部や地域のスポーツクラブへの加入状況（神奈川県）＞



出典：令和5年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（総合教育センター）

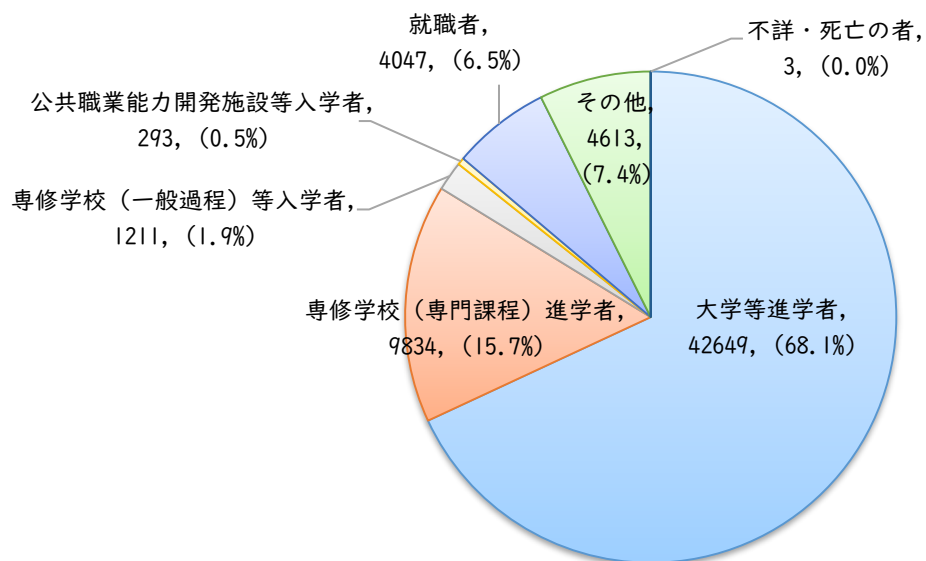
5 青少年の就労

(1) 新卒業者の進路

高等学校（本科）卒業者数は、62,649 人であり、そのうち、大学等に進学した者が 68.1%、就職者が 6.5%となっています。

また、全国の大学卒業者は、590,162 人であり、そのうち、大学院等に進学した者が 12.5%、就職した者が 75.9%、進学でも就職でもないことが明らかな者（グラフ上「その他」の分類）が 8.2%となっています。

<図 1-5-1 高等学校卒業者の進路別割合（神奈川県）>

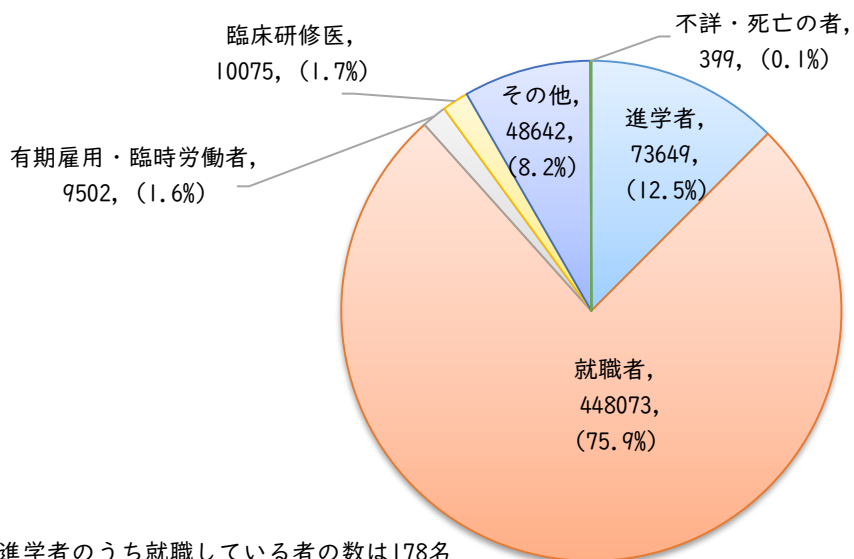


※ 進学者のうち就職している者の数は 1 名

単位：人

出典：令和 5 年度神奈川県学校基本統計（統計センター）

<図 1-5-2 大学卒業者の進路別割合（全国）>



※ 進学者のうち就職している者の数は 178 名

単位：人

その他は進学準備中の者、就職準備中の者、家事手伝い等

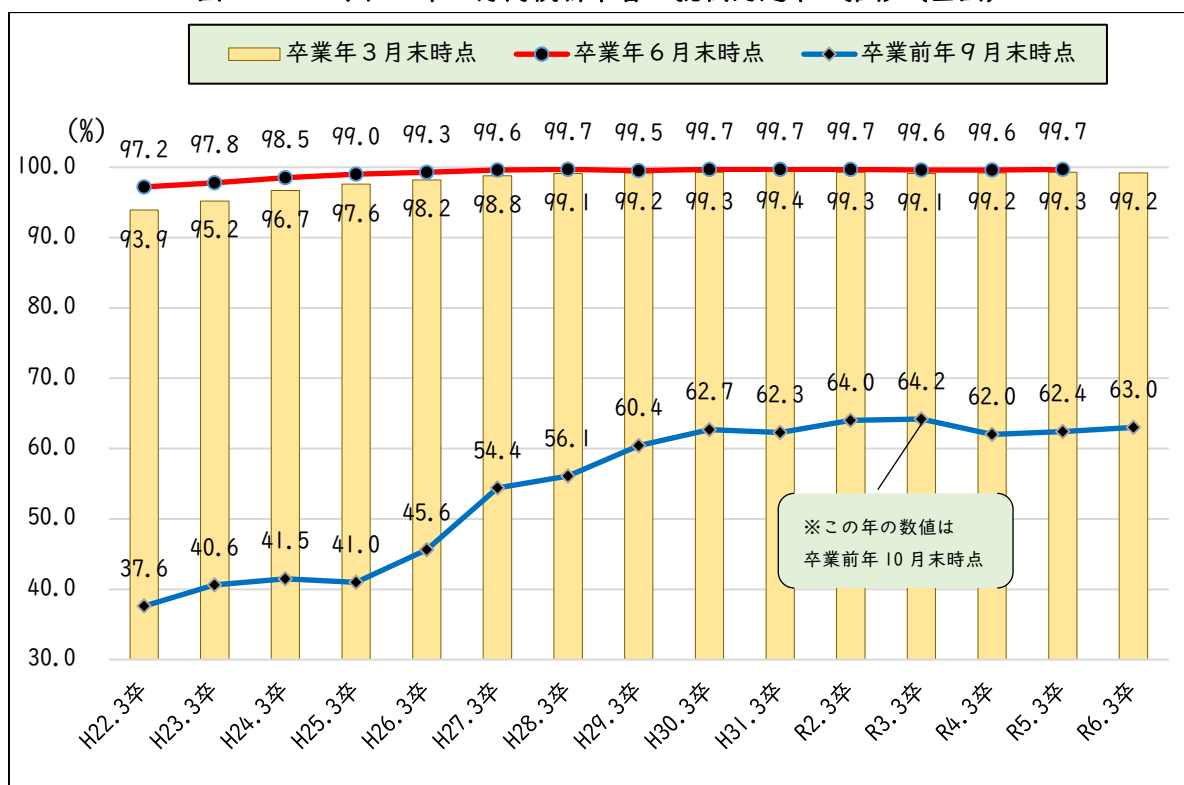
出典：令和 5 年度学校基本調査（文部科学省）

(2) 新規学卒者・卒業予定者の就職内定等状況

ア 高校新卒者の就職内定状況

令和6年3月に高校を卒業した生徒について、厚生労働省が令和6年3月末現在の内定状況を取りまとめた結果、全国の高校生の就職内定率は、99.2%（前年同期比0.1ポイント減）と前年度より減少しています。

<図1-5-3 令和5年3月高校新卒者の就職内定率の推移（全国）>



※1 令和3年3月卒の数値については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和3年3月高校新卒者の就職に関する選考・内定開始期日などの変更があったことを踏まえ、調査時点を10月末に代えて取りまとめています。

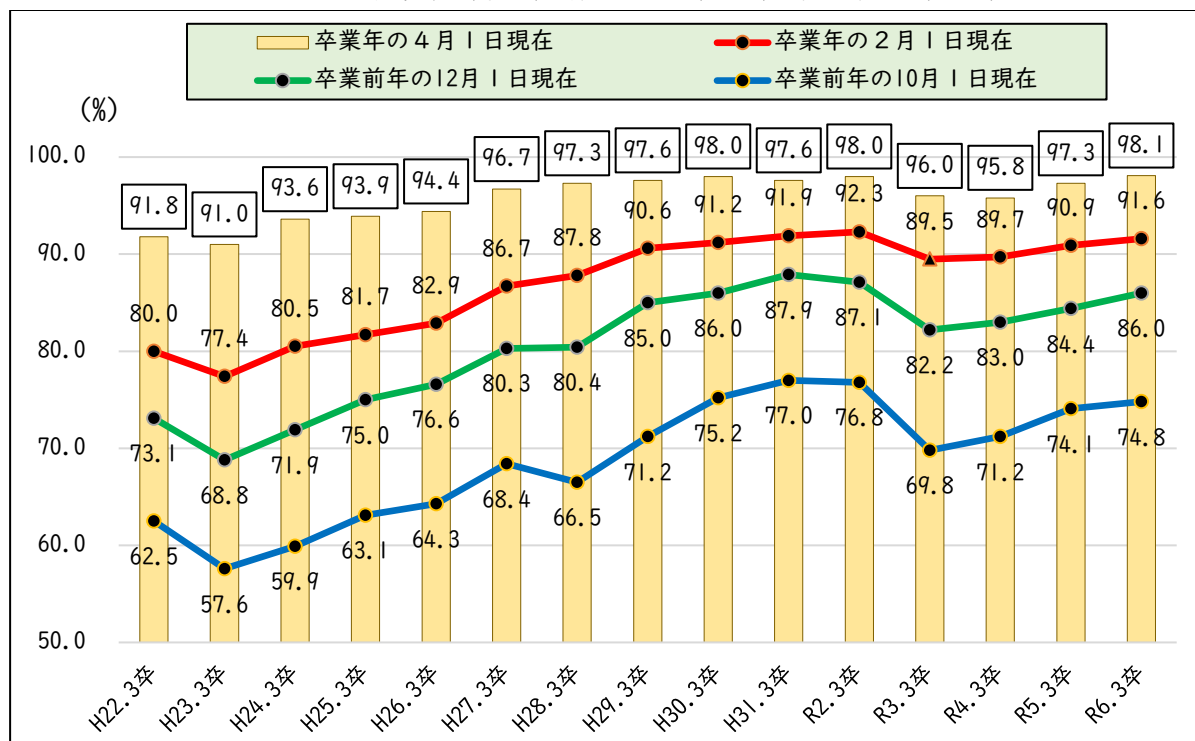
※2 「11月末現在」及び「1月末現在」は集計していません。

出典：令和5年度「高校・中学新卒者のハローワーク求人に係る求人・求職・就職・就職内定状況」（厚生労働省）

イ 大学卒業（予定）者の就職（内定）状況

令和6年3月に大学等卒業者の就職状況などを厚生労働省と文部科学省が共同で調査した結果、令和6年4月1日現在、全国の大学生の就職率は、98.1%（前年同期比0.8ポイント増）と前年度より増加しています。

<図1-5-4 大学卒業（予定）者の就職（内定）率の推移（全国）>

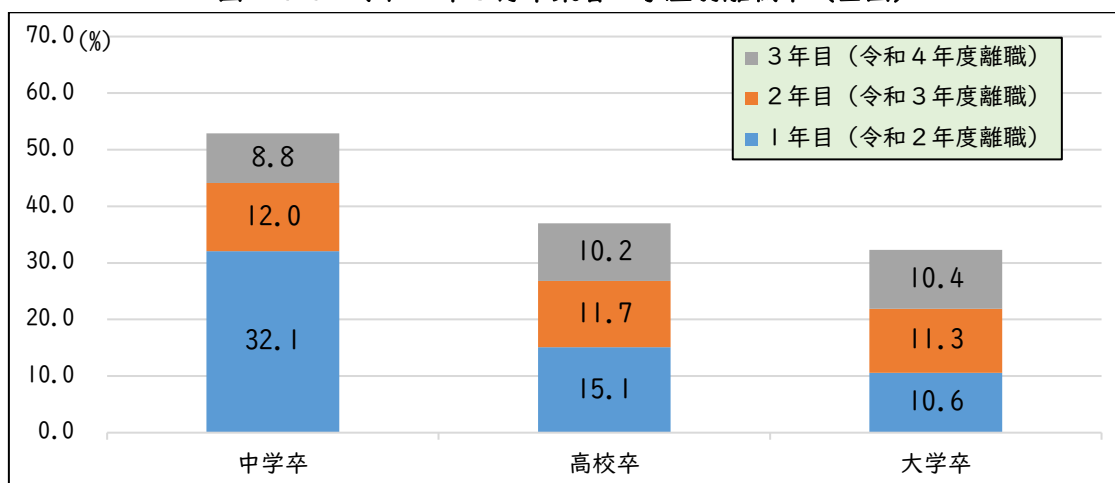


出典：令和5年度「大学等卒業者の就職状況調査」（R6.4.1現在）（厚生労働省、文部科学省）

ウ 離職率

中学、高校、大学の卒業後3年以内に離職する割合は、中学卒が52.9%、高校卒が37.0%、大学卒が32.3%となっています。

<図1-5-5 令和2年3月卒業者の学歴別離職率（全国）>



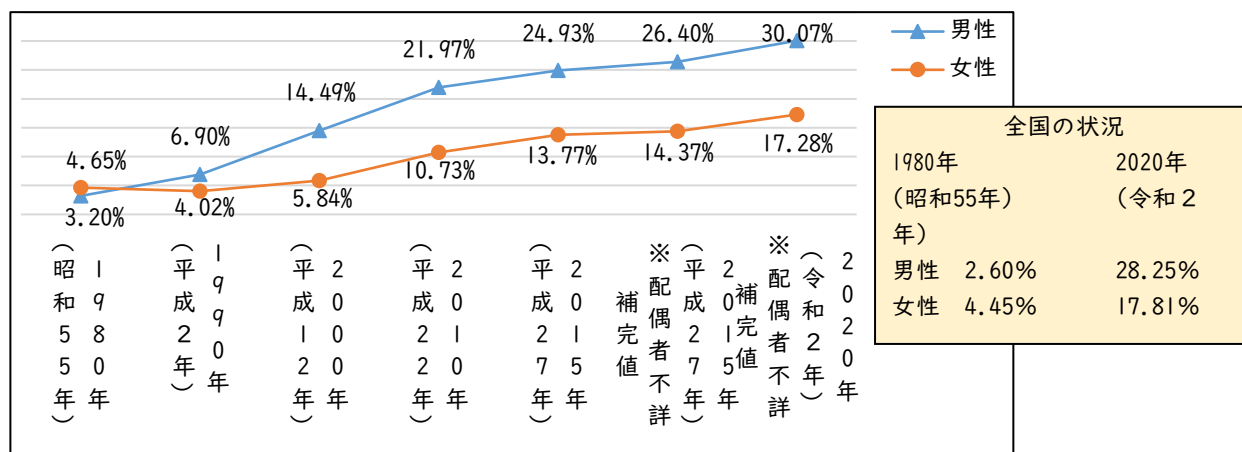
※ 合計離職率は、四捨五入の関係で1年目、2年目、3年目の離職率の合計と一致しないことがあります。

出典：令和5年新規学卒就職者の離職状況（令和2年3月卒業者）（厚生労働省）

6 ライフキャリア・結婚

全国的に未婚率が高まる中、本県の生涯未婚率は、1980年（昭和55年）から2020年（令和2年）の40年間で、男性は約9.4倍に、女性は約3.7倍に増えています。全国調査の結果によると、18～34歳の未婚者の87.5%が「いずれ結婚するつもり」と考えており、独身に止まっている理由として、25～34歳の未婚者の約5割が「適当な相手にめぐり合わない」と回答しています。

<図 1-6-1 生涯未婚率の推移（神奈川県）>



※ 生涯未婚率は、45歳～49歳と50歳～54歳の未婚率の平均値であり、50歳時の未婚率です。

出典：人口統計資料集 2022年版（国立社会保障・人口問題研究所）

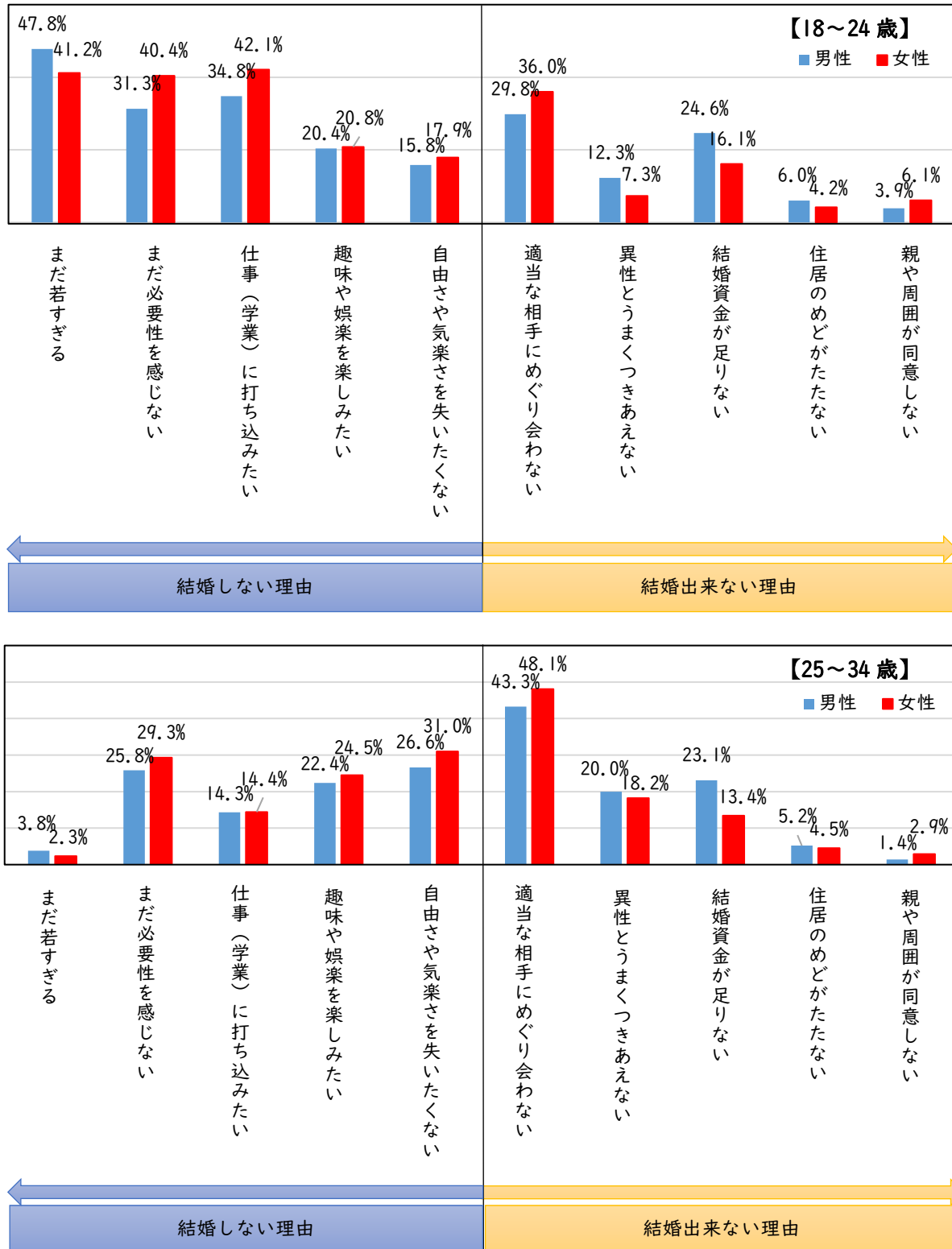
<表 1-6-1 未婚者の生涯の結婚意思（全国）>

		1992年	1997年	2002年	2005年	2010年	2015年	2021年	
男性	いずれ結婚するつもり	90.0	85.9	87.0	87.0	86.3	85.7	81.4	(%)
	一生結婚するつもりはない	4.9	6.3	5.4	7.1	9.4	12.0	17.3	
	不詳	5.1	7.8	7.7	5.9	4.3	2.3	1.3	
	総数（18歳～34歳）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	客体数（人）	4,215	3,982	3,897	3,139	3,667	2,706	2,033	
女性	いずれ結婚するつもり	90.2	89.1	88.3	90.0	89.4	89.3	84.3	(%)
	一生結婚するつもりはない	5.2	4.9	5.0	5.6	6.8	8.0	14.6	
	不詳	4.6	6.0	6.7	4.3	3.8	2.7	1.1	
	総数（18歳～34歳）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	客体数（人）	3,647	3,612	3,494	3,064	3,406	2,570	2,053	

※ 対象は18歳～34歳の未婚者

出典：第16回出生動向基本調査（国立社会保障・人口問題研究所）

<図 1-6-2 独身にとどまっている理由（全国）>



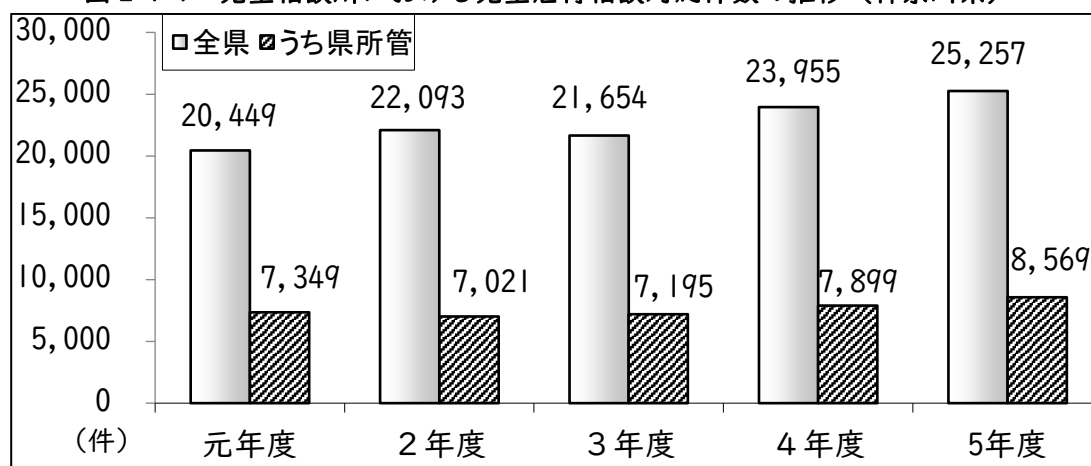
第 16 回出生動向基本調査（国立社会保障・人口問題研究所）を基に青少年課作成

第2 困難を有する青少年

I 児童虐待の状況

令和5年度の県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、25,257件でした。警察からのDVによる虐待通告及び泣き声通報等の比較的軽微な段階での通告件数については、変わらず件数の大半を占めます。また、児童虐待に対する県民や関係機関の認識の高まりや、全県的な広報啓発による通告義務や早期相談について周知されたことが大きな要因であると考えられます。

<図 2-1-1 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（神奈川県）>



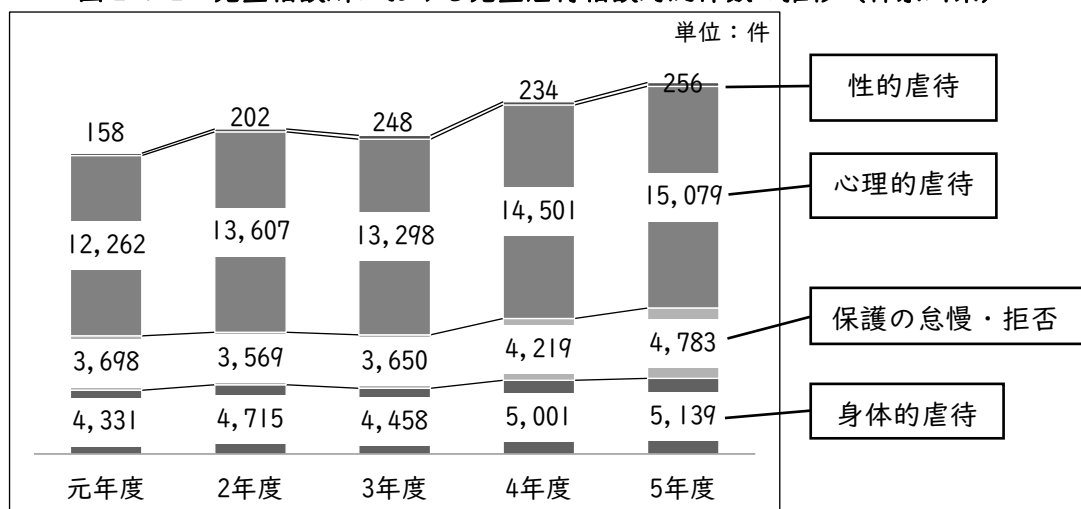
出典：子ども家庭課資料

<表 2-1-1 児童相談所における児童虐待相談の内容別件数内訳（神奈川県）>

区 分	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	身体的虐待	総 数
令和5年度	256件	15,079件	4,783件	5,139件	25,257件

出典：子ども家庭課資料

<図 2-1-2 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（神奈川県）>

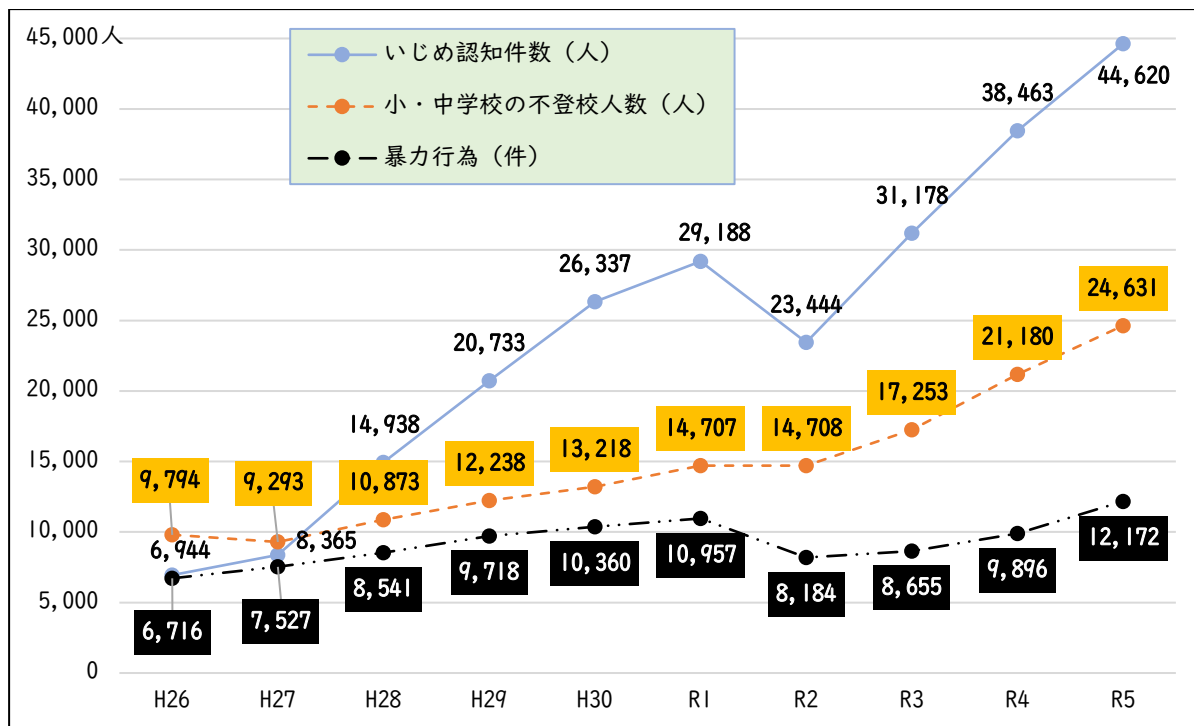


出典：子ども家庭課資料

2 いじめ・暴力行為及び不登校の状況

令和5年度の県内の国公立学校はいじめの認知件数は、44,620件（前年度比+6,157件）、暴力行為の件数は、12,172件（前年度比+2,276件）、国公立小・中学校の不登校児童・生徒数は、24,631人（前年度比+3,451人）でした。

<図 2-2-1 いじめ・暴力行為及び不登校の推移（神奈川県）>



出典：令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）

<表 2-2-1 いじめ・暴力行為及び不登校の全国順位（神奈川県）>

いじめの認知件数 （国公立小・中・高・特別支援学校） 1位 東京都 71,096件 2位 大阪府 68,896件 3位 千葉県 55,272件 4位 北海道 49,149件 5位 神奈川県 44,620件 1,000人あたりの認知件数 51.0件（全国25位）	暴力行為の発生件数 （国公立小・中・高等学校） 1位 神奈川県 12,172件 2位 大阪府 10,854件 3位 愛知県 8,018件 1,000人あたりの発生件数 14.0件（全国9位）	不登校の児童・生徒数 （国公立小・中・高等学校） 小・中学校 1位 東京都 34,199人 2位 神奈川県 24,631人 3位 愛知県 24,051人 1,000人あたりの不登校数 36.8人（全国22位） 高等学校 1位 大阪府 7,618人 2位 東京都 7,215人 3位 神奈川県 4,966人 1,000人あたりの不登校数 25.7人（全国14位）
---	--	--

出典：令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）

3 問題行動等

(1) 非行少年の状況

令和5年に県内で検挙・補導された非行少年は1,685人で、前年に比べ210人(14.2%)増加しています。

内訳を見ると、刑法犯で検挙・補導された少年は1,277人で、前年に比べ281人(28.2%)増加しており、特別法犯は405人で前年に比べ74人(15.4%)減少しています。

<表 2-3-1 非行少年の推移(神奈川県)>

単位：人

区分		元年	2年	3年	4年	5年
非行少年	合計	1,953	1,788	1,517	1,475	1,685
	刑法犯					
	犯罪少年	1,409	1,245	921	900	1,129
	触法少年	97	50	58	96	148
	計	1,506	1,295	979	996	1,277
	特別法犯					
	犯罪少年	441	487	533	476	402
	触法少年	4	3	4	3	3
	計	445	490	537	479	405
	ぐ犯少年	2	3	1	0	3
不良行為少年		34,937	32,574	33,157	31,261	34,288

※ 非行少年：犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年の総称

犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

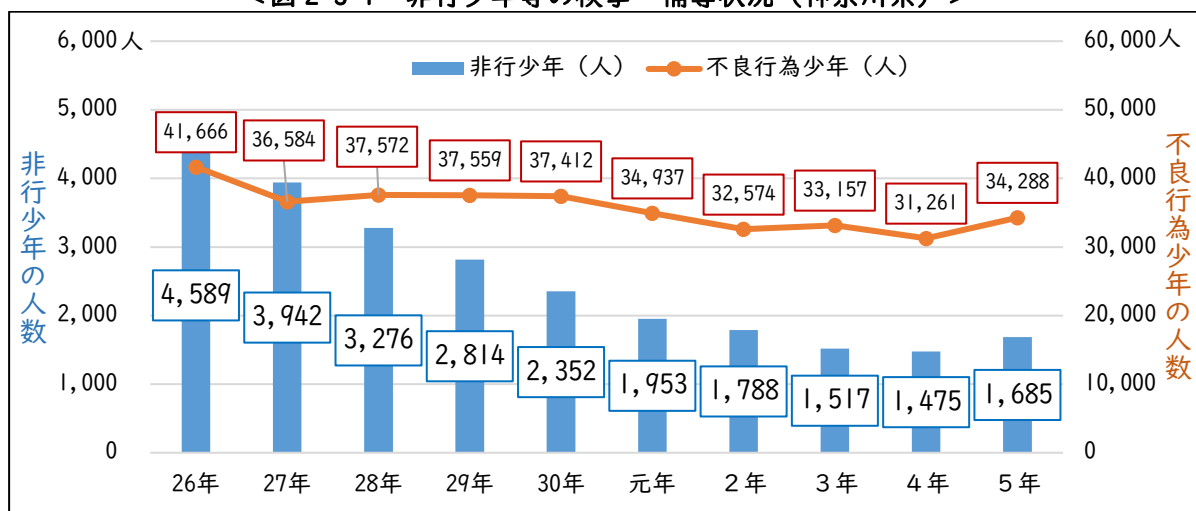
触法少年：刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年

ぐ犯少年：保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があり、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年(18歳、19歳は除く)

不良行為少年：非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年

出典：少年非行の概要(警察本部少年育成課)

<図 2-3-1 非行少年等の検挙・補導状況(神奈川県)>



出典：警察本部少年育成課資料

< 表 2-3-2 再犯者率（犯罪少年）の推移（神奈川県） >

単位：人

	元年	2 年	3 年	4 年	5 年
刑法犯	1,409	1,245	921	900	1,129
再犯者	477	403	328	301	387
再犯者率（％）	33.9	32.4	35.6	33.4	34.3
凶悪犯	31	40	25	32	52
再犯者	15	24	15	13	30
再犯者率（％）	48.4	60.0	60.0	40.6	57.7
粗暴犯	228	192	179	184	233
再犯者	117	93	73	79	103
再犯者率（％）	51.3	48.4	40.8	42.9	44.2
窃盗犯	766	636	443	416	542
再犯者	244	200	149	119	160
再犯者率（％）	31.9	31.4	33.6	28.6	29.5
その他	384	377	274	268	302
再犯者	101	86	91	90	94
再犯者率（％）	26.3	22.8	33.2	33.6	31.1

※ 再犯者率とは、刑法犯少年（触法少年を除く）に占める再犯者の割合をいい、前回処分は、未決・既決を問わず、触法少年時の処分・警察における補導の措置も含む。

出典：少年非行の概要（警察本部少年育成課）

(2) 薬物乱用の状況

令和5年中に薬物乱用で検挙・補導された少年は97人で、学校・職業別では有職、無職少年が58人と、全体の59.8%を占めています。

<表 2-3-3 薬物乱用少年の推移（神奈川県）>

単位：人

区 分	元年	2 年	3 年	4 年	5 年
毒物及び劇物取締法違反	0	0	0	3	0
覚醒剤取締法違反	10	10	14	2	3
大麻取締法違反	75	98	117	92	78
麻薬及び向精神薬取締法違反	2	6	4	5	10
麻薬等特例法	0	0	1	4	6
合 計	87	114	136	106	97

出典：警察本部少年育成課資料

<表 2-3-4 令和5年中における薬物乱用少年の学校・職業別の状況（神奈川県）>

単位：人

	総数	生徒・学生				有職 少年	無職 少年
		中学生	高校生	その他の 学生	小計		
毒物及び劇物取締法違反	0	0	0	0	0	0	0
覚醒剤取締法違反	3	0	0	1	1	0	2
大麻取締法違反	78	1	20	16	37	27	14
麻薬及び向精神薬取締法違反	10	0	1	0	1	6	3
麻薬等特例法	6	0	0	0	0	5	1
合 計	97	1	21	17	39	38	20

出典：警察本部少年育成課資料

(3) 不良行為少年の状況

令和5年中に不良行為少年として補導された少年は34,288人で、深夜はいかい、喫煙で補導された少年が81.9%を占めています。

学校・職業別では、高校生が17,829人で全体の52.0%、中学生が4,335人で全体の12.6%を占めています。

<表 2-3-5 不良行為少年の推移（神奈川県）>

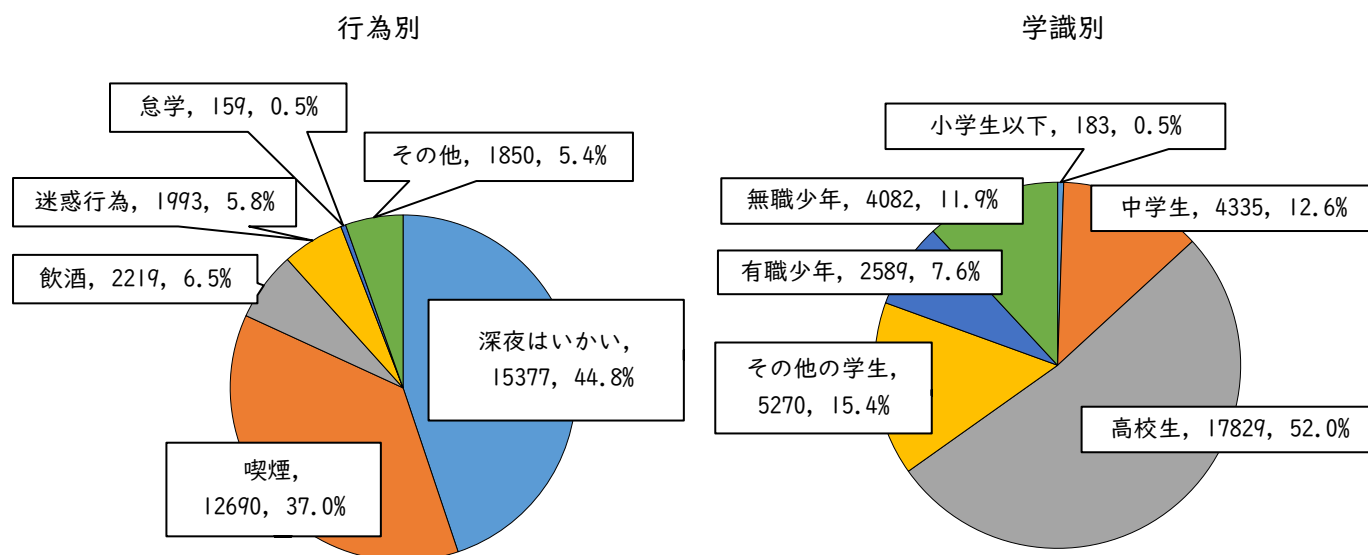
単位：人

区 分	元年	2 年	3 年	4 年	5 年
飲酒	1,902	1,914	2,490	2,299	2,219
喫煙	10,236	12,045	13,312	11,219	12,690
深夜はいかい	19,903	15,176	12,255	13,380	15,377
迷惑行為	1,156	2,096	2,909	2,151	1,993
怠学	174	92	110	136	159
その他	1,566	1,251	2,081	2,076	1,850
合 計	34,937	32,574	33,157	31,261	34,288

※ その他の主な行為は、不健全娯楽、家出、粗暴行為等

出典：警察本部少年育成課資料

<図 2-3-2 令和5年中における不良行為少年の状況（神奈川県）>



出典：警察本部少年育成課資料

(4) 福祉犯による被害の状況

令和5年中に福祉犯の被害に遭った少年は262人となっています。法令別では、児童買春・児童ポルノ法違反が108人(41.2%)、県青少年保護育成条例違反が69人(26.3%)となっています。

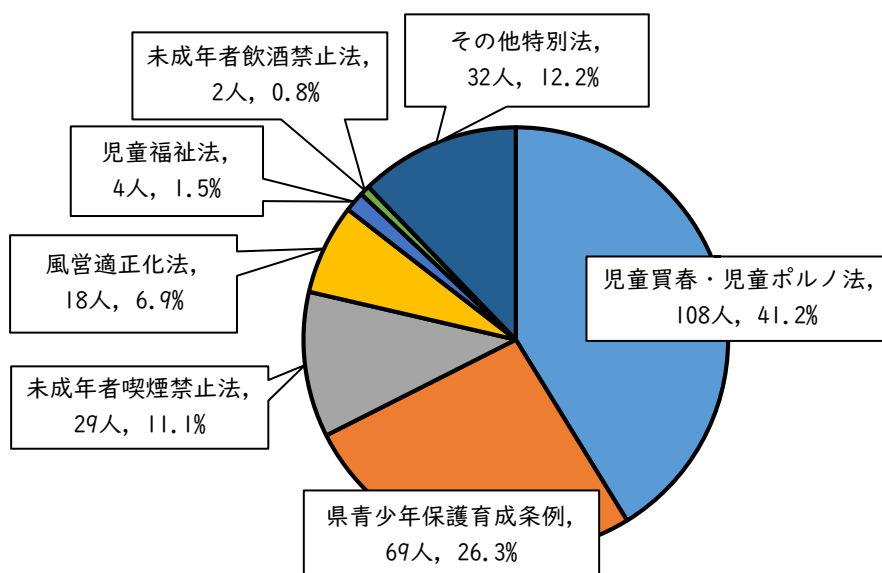
<表 2-3-6 福祉犯（刑法犯を含む※）の推移（神奈川県）>

区 分	元年	2 年	3 年	4 年	5 年※
検挙件数（件）	985	897	932	870	503
検挙人員（人）	826	772	771	750	460
被害少年（人）	627	537	545	542	262

※ 令和5年の数値は刑法犯を含まない。

出典：警察本部少年育成課資料

<図 2-3-3 令和5年中における福祉犯による被害少年の法令別状況（神奈川県）>



出典：警察本部少年育成課資料

4 ひきこもりの状況

(1) ひきこもりの数

令和4年度の「こども・若者の意識と生活に関する調査」によると、15歳から39歳のひきこもり群（以下、「ひきこもり」）は全国で推計63.3万人で、その割合を基にすると、令和4年1月1日時点の県内のひきこもりは、推計4.9万人になります。

<表2-4-1 ひきこもり群の推計数（全国）>

	有効回収率に占める割合	全国の推計数	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する	0.95%	29.3万人	}
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.74%	22.8万人	
自室からは出るが、家からは出ない又は自室からほとんどでない	0.36%	11.2万人	}
計	2.05%	ひきこもり群推計 63.3万人	
			準ひきこもり 29.3万人
			+
			狭義のひきこもり 34.0万人
			広義のひきこもり 推計 63.3万人

※ 「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」に基づき、令和4年1月1日時点の全国の15～39歳日本人住民人口は約3,091万人、神奈川県15～39歳日本人住民人口は約237.3万人として計算した。

出典：こども・若者の意識と生活に関する調査（令和4年度）（内閣府）を元に青少年課が作成

(2) 支援対象者が、ひきこもりと同時に抱えている課題

不明・未回答を除く上位3位までの回答は「家族との緊張・対立関係(53.1%)」、「精神的な疾病又はその疑い(51.3%)」、「就学先・就労先がない(32.1%)」でした。

<表2-4-2 支援対象者が、ひきこもりと同時に抱えている課題（複数回答有）（神奈川県）>

	n = 2,044	回答件数	不明を除く割合
家族との緊張・対立関係		554	53.1%
精神的な疾病又はその疑い （確定診断がなされた統合失調症を除く）		536	51.3%
就学先・就労先がない		335	32.1%
生活困窮		173	16.6%
家庭内暴力		111	10.6%
その他※		158	15.1%
不明		1,000	—

※ 発達障がい（又はその疑い）、親等の介護、疾病（又は体調不良）、対人恐怖（又は不安）、知的障がい（又はその疑い）等

出典：令和元年度「ひきこもりの現状と支援に関する調査」（神奈川県）

(3) ひきこもり状態となったきっかけ

不明・未回答を除く上位3位までの回答は、「不登校（36.5%）」、「精神的な疾病又はその疑い（36.1%）」、「人間関係がうまくいかなかった（34.0%）」でした。

<表 2-4-3 ひきこもり状態となったきっかけ（神奈川県）>

	回答件数 n = 2,044	不明を 除く割合
不登校（小学校、中学校、高等学校）	374	36.5%
精神的な疾病又はその疑い （確定診断がなされた統合失調症を除く）	370	36.1%
人間関係がうまくいかなかった	348	34.0%
職場になじめなかった	226	22.0%
就職活動がうまくいかなかった	148	14.4%
大学になじめなかった	111	10.8%
受験に失敗した（高等学校、大学）	54	5.3%
その他※	99	9.7%
不明	1,019	—

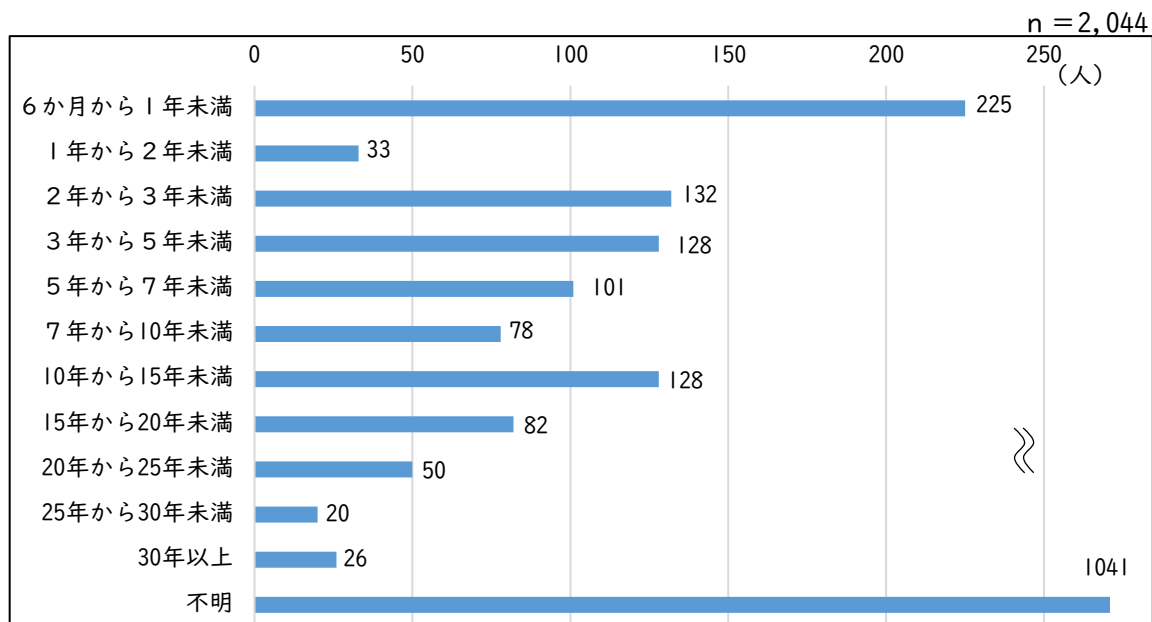
※ その他：疾病（又は体調不良）、家族との緊張・対立関係、親等の介護等

出典：令和元年度 「ひきこもりの現状と支援に関する調査」（神奈川県）

(4) ひきこもり状態となってからの期間

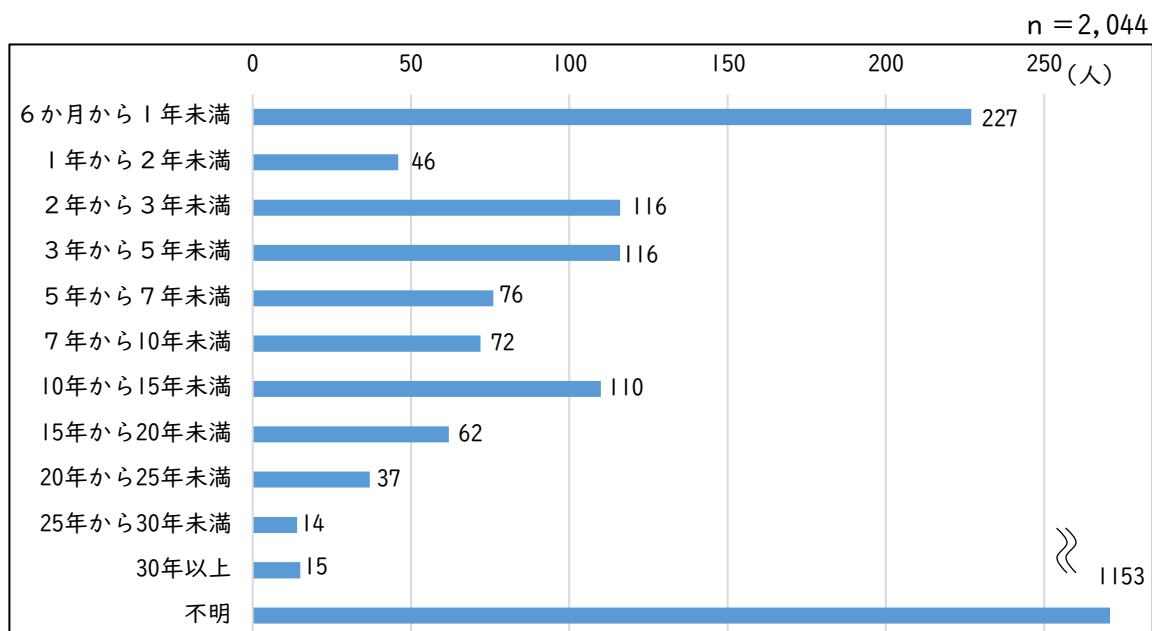
不明・未回答を除くと、「6か月から1年未満」が225人で多く、全体の約2割、「1年から5年未満」が約3割、5年以上が約5割です。

<図 2-4-1 ひきこもり状態となってからの期間（平成 30 年 3 月末時点）（神奈川県）>



出典：令和元年度「ひきこもりの現状と支援に関する調査」（神奈川県）

<図 2-4-2 ひきこもり状態となってから、初めて相談（来所、電話等）するまでの期間（神奈川県）>



出典：令和元年度「ひきこもりの現状と支援に関する調査」（神奈川県）

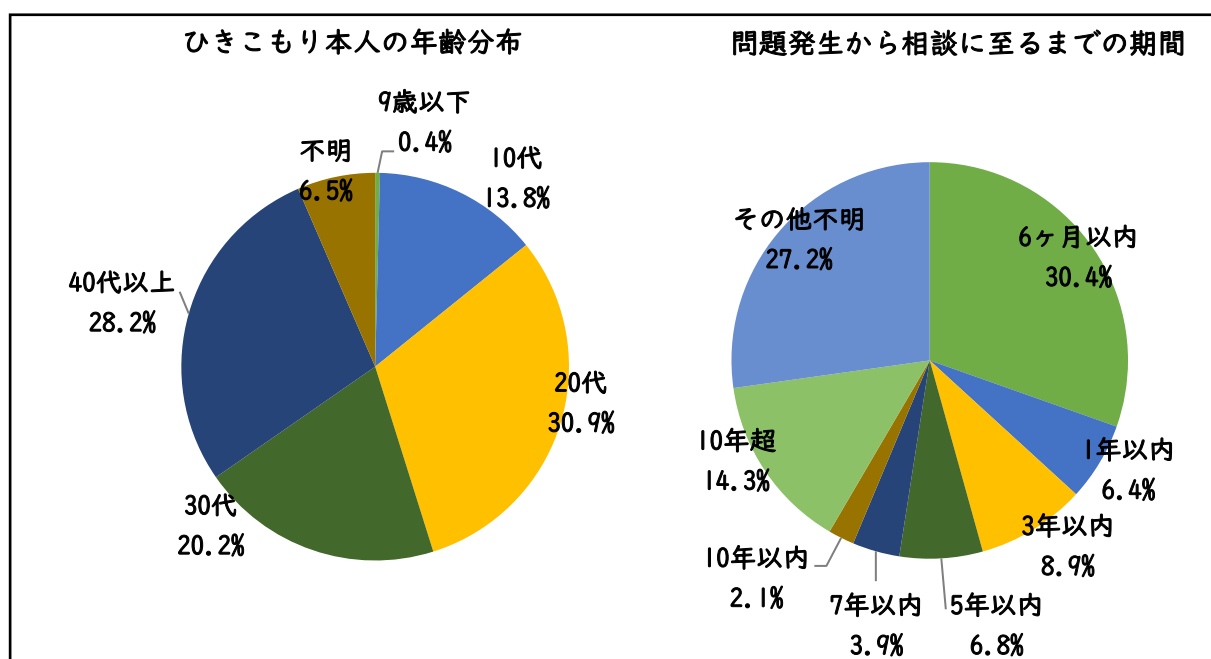
(5) 相談実績から見たひきこもりの状況

かながわ子ども・若者総合相談センター、神奈川県ひきこもり地域支援センター、神奈川県西部青少年サポート相談室、神奈川県地域青少年相談室と合わせた県立青少年センターでの電話相談の統計(令和5年度)では、ひきこもりに関する相談は753件で、相談全体(2,702件)の27.9%を占めています。

その内訳を見ると、年齢構成では、20歳代が30.9%、30歳代が20.2%、40歳代以上は28.2%となっています。

また、問題発生から相談に至るまでの期間は、6ヶ月以内が30.4%(229件)、10年超が14.3%(108件)となっています。

<図 2-4-3 相談実績(令和5年度)のひきこもり相談の状況(神奈川県)>



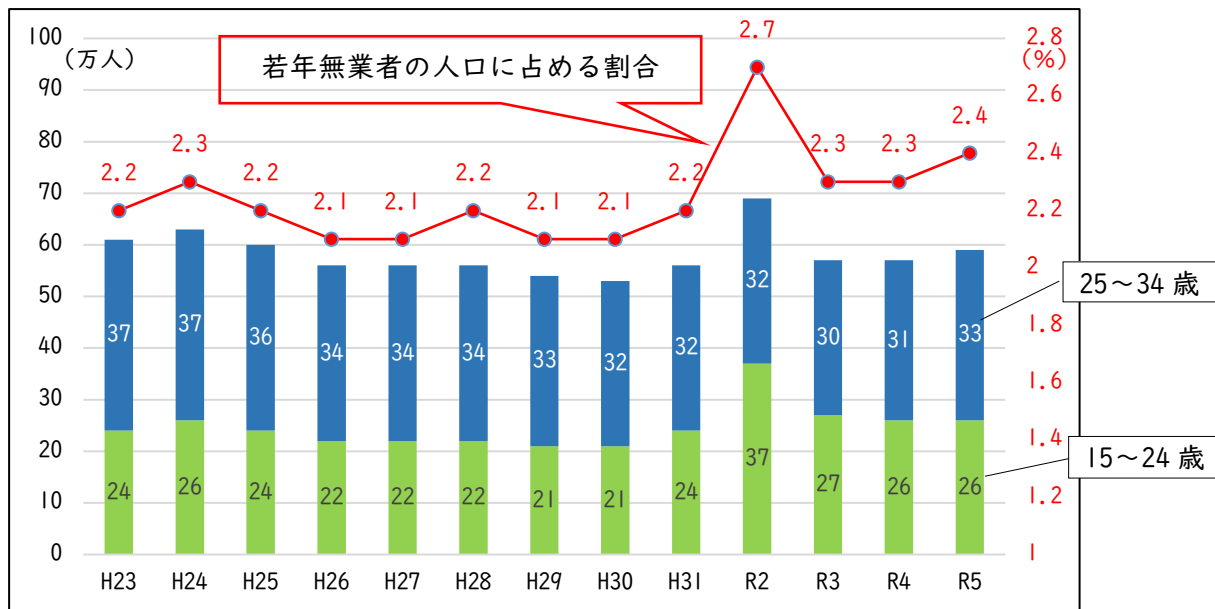
出典：県立青少年センター青少年サポート課資料

※ この統計は、相談員の電話での聞き取りによるものであり、「かながわ子ども・若者総合相談センター」、「神奈川県西部青少年サポート相談室」、「神奈川県地域青少年相談室」の相談の主な内容が「ひきこもり」であるとしたもの、及び「神奈川県ひきこもり地域支援センター」の相談件数全件を、延べ人数で集計しています。

5 若年無業者

全国の若年無業者の数は、令和5年平均で59万人（若年層人口の2.4%）です。
 ※ 若年無業者：15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者としています。

<図 2-5-1 年齢階級別人口に占める若年無業者の割合の推移（全国）>



出典：労働力調査（基本集計）2023年（令和5年）平均結果（総務省統計局）

6 子どもの貧困

厚生労働省の調査によると、令和3年の子どもの貧困率（貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）を下回る子どもの割合）は、11.5%となっています。

また、子どもがいる現役世帯のうち「大人が一人」の世帯員で44.5%となっています。

<表 2-6-1 子どもの貧困率（全国）>

	S60	S63	H3	H6	H9	H12	H15	H18	H21	H24	H27	H30 旧基準	H30 新基準	R3 新基準
	(単 位：万円)													
中央値	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	244	253	248	254
貧困線(中央値/2)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122	127	124	127
	(単 位：%)													
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3	44.5
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2	8.6

※1 等価可処分所得とは、世帯のいわゆる手取り所得の年間分を世帯人員数で調整したものを言います。

※2 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者、現役世帯とは世帯主の年齢が18歳以上65歳未満の世帯を言います。

※3 平成30年度の新基準とは、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものです。

※4 令和3年からは、新基準の数値です。

出典：2022年国民生活基礎調査（厚生労働省）

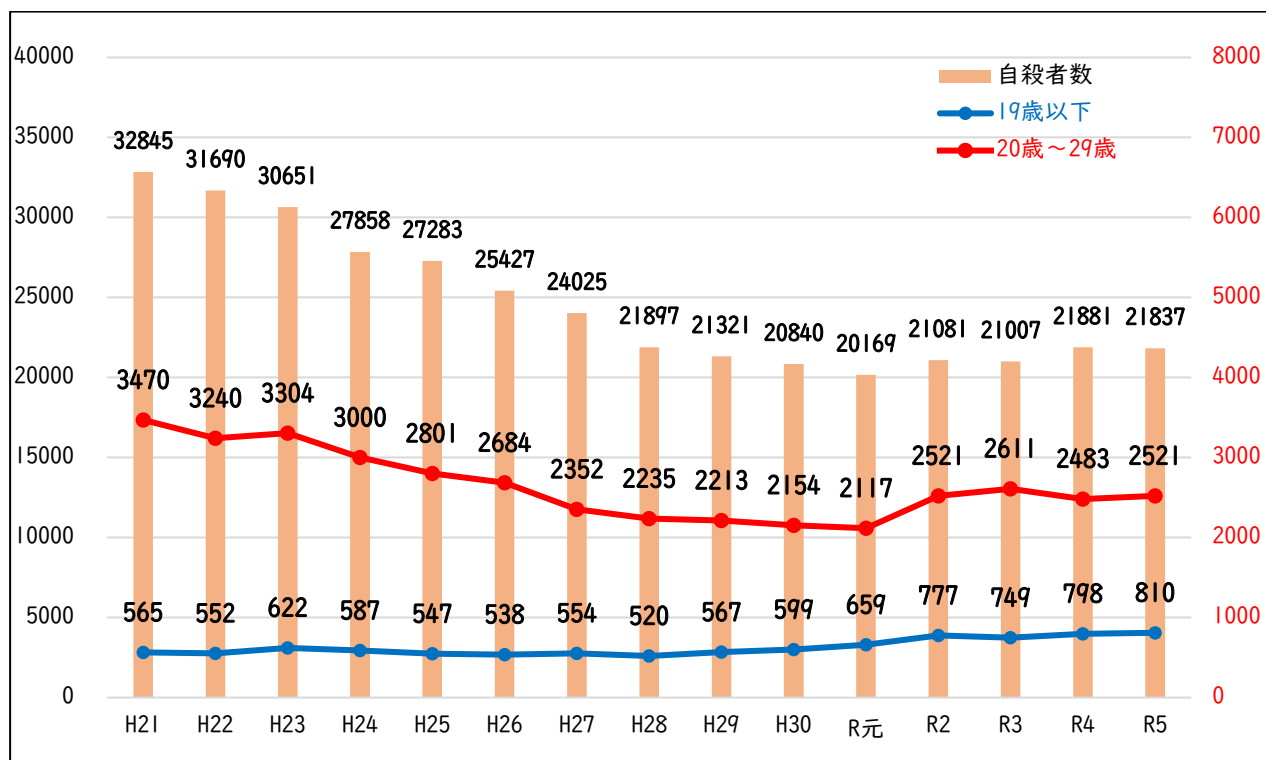
7 自殺

警察庁の調べによると、令和5年中における全国の自殺者数は21,837人（前年比－44人）となっています。19歳以下、20歳代の自殺者数は、それぞれ810人、2,521人で、その合計は全体の約15%を占めています。

令和5年中に警察で取り扱った県内の自殺者数は1,366人（前年比＋29人）となっています。19歳以下、20歳代の自殺者数はそれぞれ41人、177人でその合計は全体の約16.0%を占めています。

<図 2-7-1 若者の自殺者数の推移（全国）>

単位：人



出典：令和5年中における自殺の状況（警察庁）

<表 2-7-1 19歳以下、20歳代の若者の自殺者数の推移（神奈川県）>

単位：人

		H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
自殺者数	19歳以下	33	32	27	42	44	37	46	41
	20歳代	150	141	129	118	178	141	188	177

出典：令和5年中における自殺の状況（警察庁）

第3 青少年をはぐくむ環境

I 情報化の急激な進展と青少年への影響

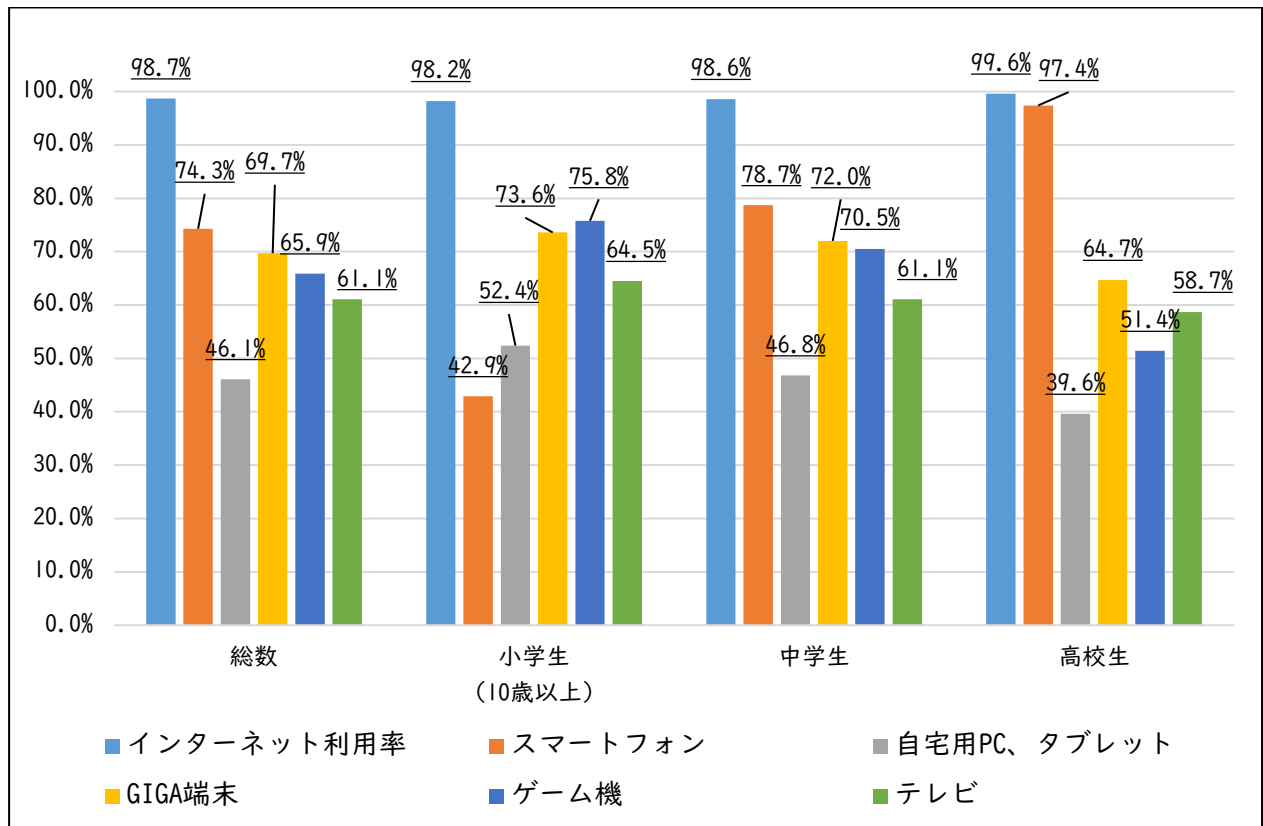
(1) 青少年のインターネット利用状況と利用機器

令和5年11月から12月に、こども家庭庁が全国の青少年（満10歳～満17歳）5,000人とその保護者5,000人及び低年齢層（0歳から満9歳、以下同じ。）の子どもの保護者3,000人を対象に実態調査を行ったところ、次の結果が出ています。（以下、(6)までは同調査結果による。）

インターネット利用率（WEBサービスやアプリケーションを含む）は、小学生（10歳以上）が98.2%、中学生が98.6%、高校生が99.6%となっています。

利用機器については、小学生ではゲーム機が最も多い75.8%でスマートフォンは最も少ない42.9%となっていますが、進学するにつれてスマートフォンの割合が多くなり、高校生ではスマートフォンが97.4%となっています。

<図 3-1-1 青少年のインターネット利用状況と利用機器（全国）>



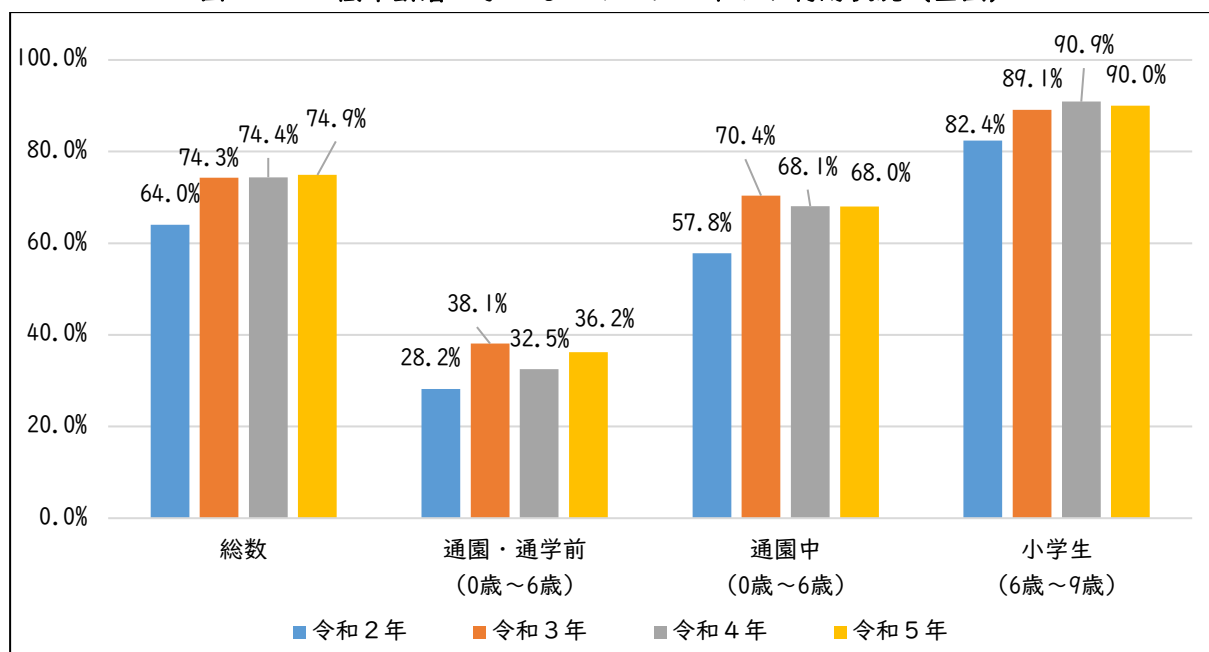
出典：令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査（こども家庭庁）

(2) 低年齢層の子どものインターネット利用状況と利用機器

低年齢層（10歳未満）の子どもの74.9%がインターネットを利用しており、通園中の園児（0歳～6歳）では68.0%、小学生（6歳～9歳）では90.0%となっています。

インターネットを利用する機器の上位はテレビ（53.3%）、自宅用のパソコンやタブレット（38.0%）、ゲーム機（35.8%）となっています。

<図 3-1-2 低年齢層の子どものインターネット利用状況（全国）>



出典：令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査（こども家庭庁）

<表 3-1-1 低年齢層の子どものインターネット利用機器（全国）>

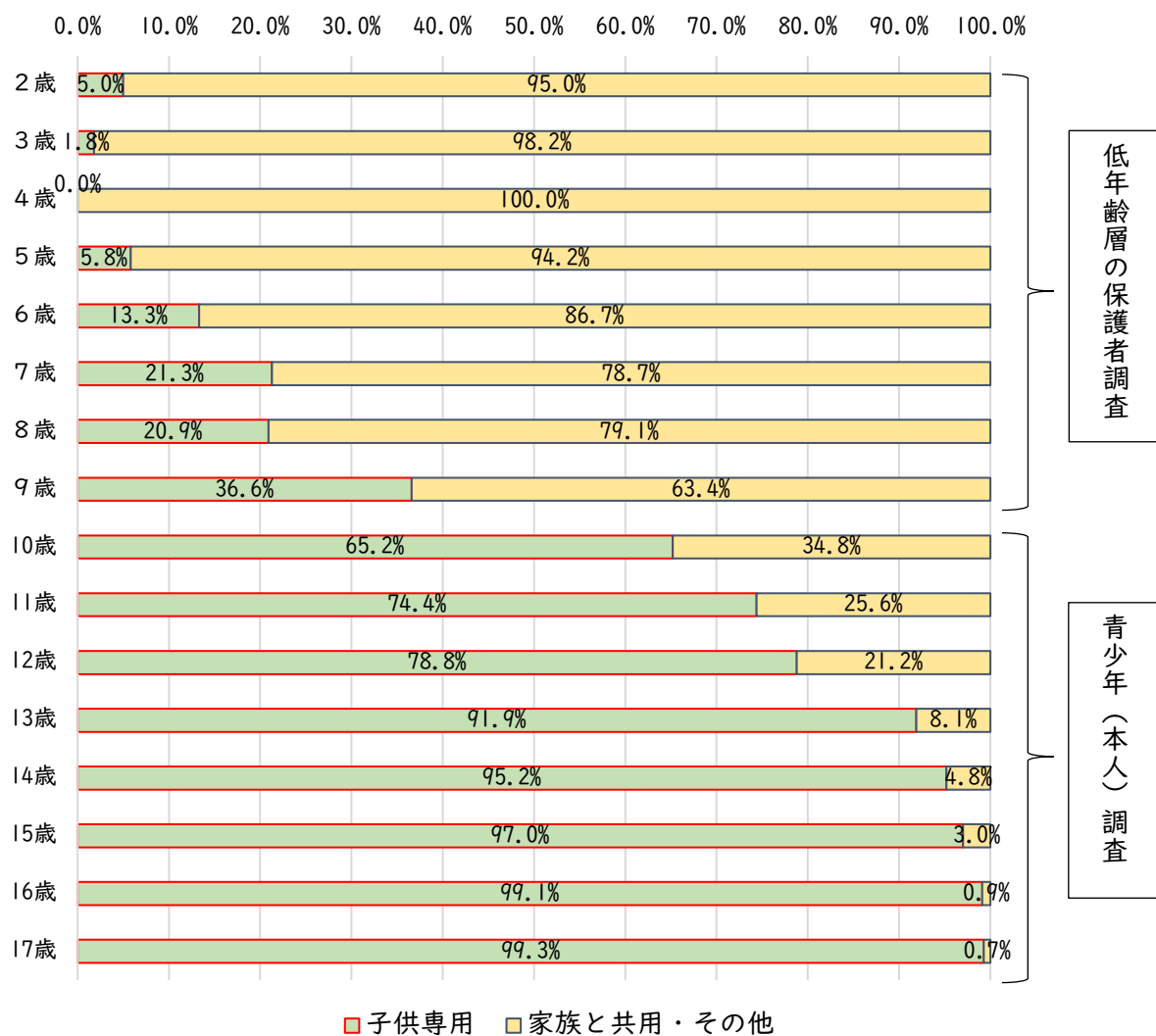
スマートフォン	27.1%
契約していないスマートフォン	19.1%
携帯電話	4.5%
自宅用のパソコンやタブレット等	38.0%
学校から配布・指定されたパソコンやタブレット等（GIGA端末）	26.3%
※ 小学生のみの数値	※55.2%
ゲーム機	35.8%
テレビ	53.3%

出典：令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査（こども家庭庁）

(3) インターネット接続に利用するスマートフォンの専用率

子ども専用のスマートフォンでインターネットに接続している人の割合は、9歳から10歳にかけて28.6ポイント上昇し、専用と共用・その他の割合が逆転しています。

<図 3-1-3 インターネット接続に利用するスマートフォンの専用率（全国）>



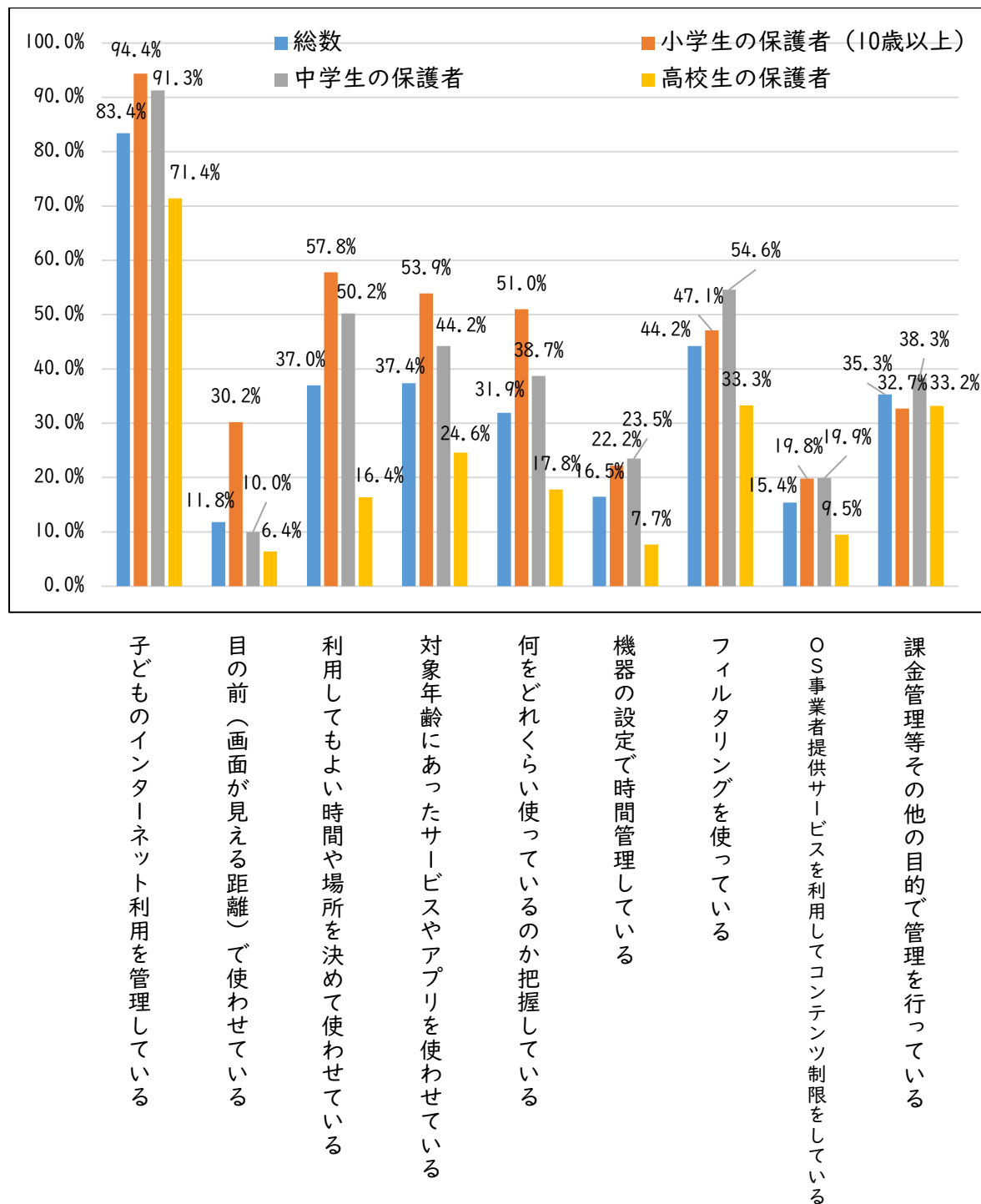
令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査（こども家庭庁）を基に青少年課作成

(4) 子どものインターネット利用に関する保護者の取組

子どもがスマートフォンを利用する青少年の保護者の 83.4%がいずれかの方法で子どものインターネット利用を管理しています。

実施している取組は、「フィルタリング（44.2%）」、「対象年齢にあったサービスやアプリを使わせている（37.4%）」、「利用してもよい時間や場所を決めて使わせている（37.0%）」が上位となっています。

<図 3-1-4 子どものインターネット利用(スマートフォン)に関する保護者の取組（全国）>

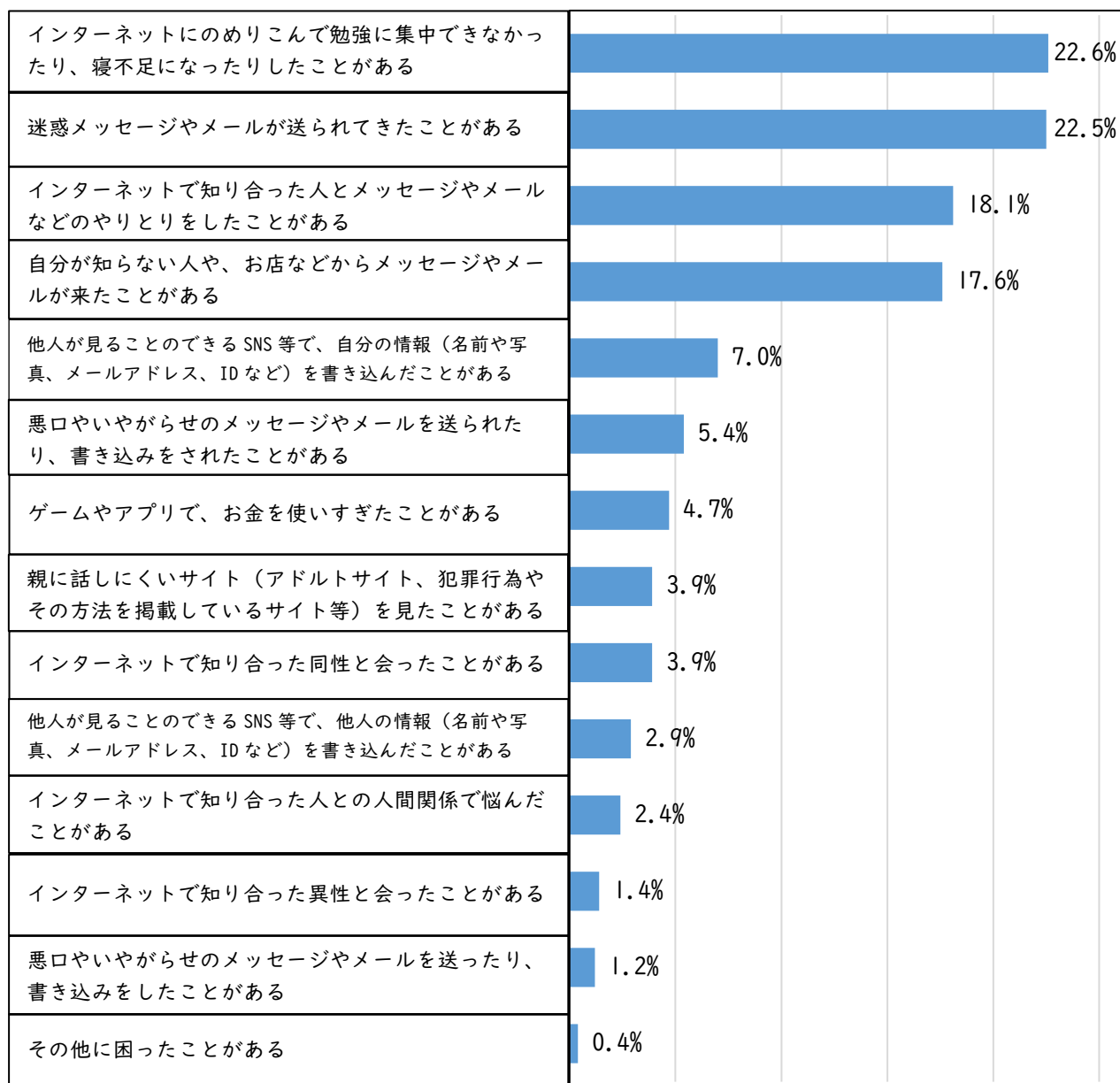


令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査（こども家庭庁）を基に青少年課作成

(5) インターネット上のトラブル等の経験

インターネットを使っている青少年に、インターネット上のトラブルや問題行動に関連する行為の経験を聞いたところ、メッセージやメールに関するものが多くなっています。

<図 3-I-5 インターネット上の経験（全国）>

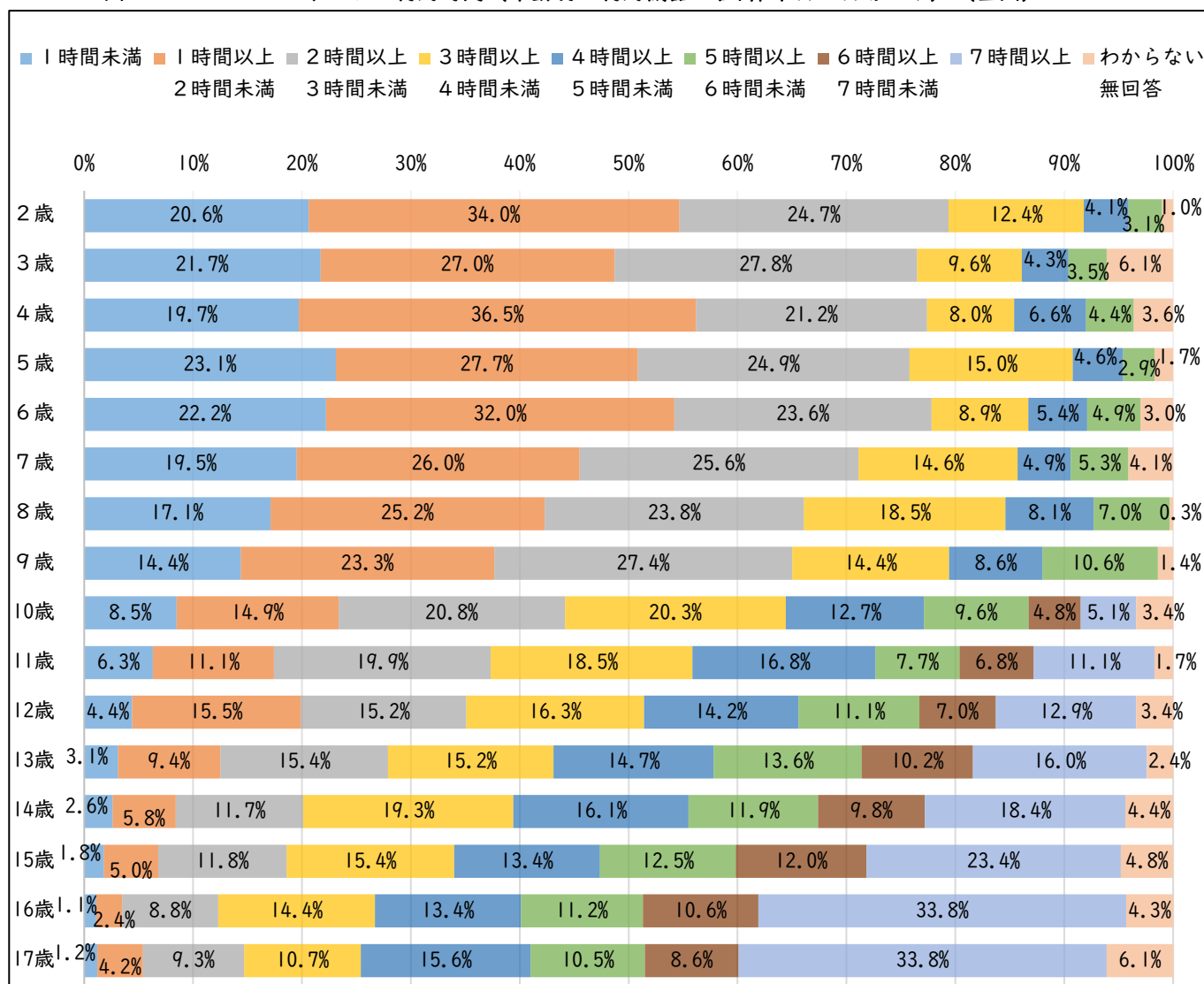


出典：令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査（こども家庭庁）

(6) インターネットの利用時間

インターネットの平均利用時間は、年齢とともに増加傾向にあります。

<図 3-1-6 インターネットの利用時間（年齢別・利用機器の合計/平日1日あたり）（全国）>



出典：令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査（こども家庭庁）

<表 3-1-2 インターネットの利用時間（年齢別・利用機器の合計/平日1日あたり）（全国）>

年 齢	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳
平均利用時間	106.8分	105.9分	109.8分	111.8分	113.3分	127.9分	138.4分	151.6分
年 齢	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳
平均利用時間	209.7分	232.4分	248.6分	275.6分	294.7分	315.9分	382.7分	378.4分

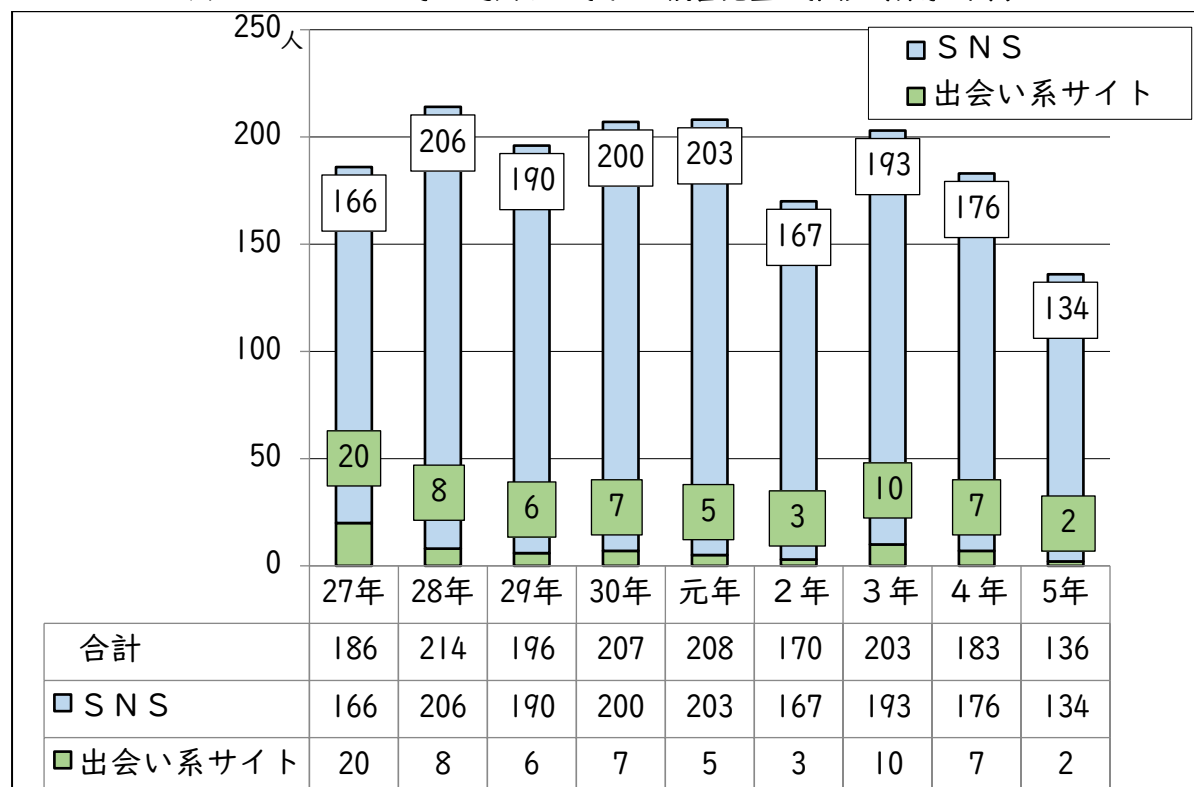
出典：令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査（こども家庭庁）

(7) SNS等に起因する事犯の被害児童の状況

出会い系サイトに起因する事犯の被害児童は、事業者による年齢確認、書き込み内容の確認強化等、平成20年の出会い系サイト規制法の改正以降、大幅に減少しており、令和5年中の被害児童は前年比マイナス5人の2人でした。

一方、SNSに起因する事犯の被害児童については、平成28年をピークに概ね横ばい状態で推移していましたが、令和5年中の被害児童数は前年比マイナス42人の134人でした。

<図3-1-7 SNS等に起因する事犯の被害児童の推移（神奈川県）>



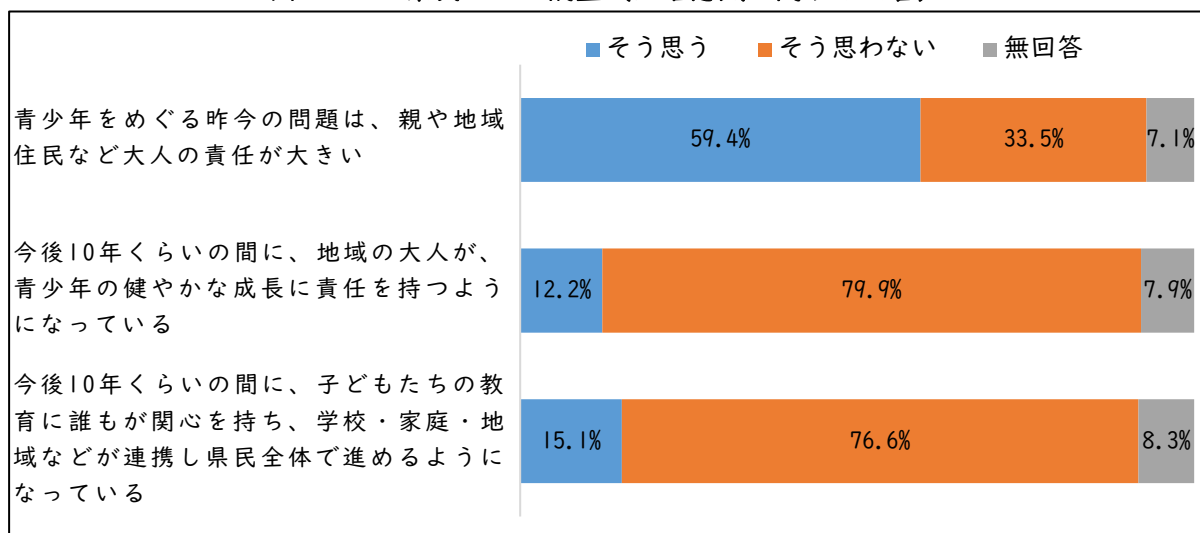
出典：警察本部少年育成課資料

2 青少年と地域社会

(1) 大人の意識

令和5年7月から8月、県が行った県民ニーズ調査では、「青少年をめぐる昨今の問題は、親や地域住民など大人の責任が大きい」と回答した人が59.4%を占めています。一方で、「今後10年くらいの間に、地域の大人が、青少年の健やかな成長に責任を持つようになる」と答えた人は12.2%、「今後10年くらいの間に、子どもたちの教育に誰もが関心を持ち、学校・家庭・地域などが連携し県民全体で進めるようになる」と答えた人は15.1%でした。

<図 3-2-1 県民ニーズ調査（生活意識に関する回答）>

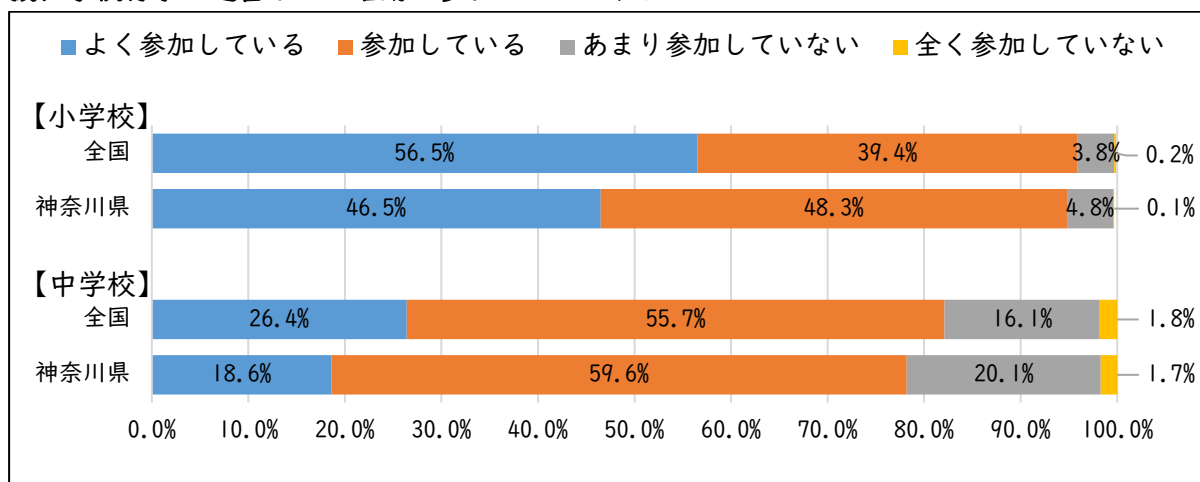


出典：令和5年度県民ニーズ調査

(2) 地域と学校との関わり

保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動によく参加している学校の割合は、小学校では46.5%、中学校では18.6%となっています。

<図 3-2-2 保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加していますか>



県内の小学校 855 校、中学校 413 校に対する上記設問の回答を集計し、割合で示して全国の数値と比較

出典：令和5年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

(3) 青少年団体

ア 子ども会

神奈川県内の子ども会の数は、1,302 団体で、58,633 人が会員として活動をしています。少子化、担い手不足、ライフスタイルの変化などとあいまって、団体数、会員数ともに減少傾向にあります。

<表 3-2-1 子ども会の団体、指導者、会員数の推移（神奈川県）>

単位：人

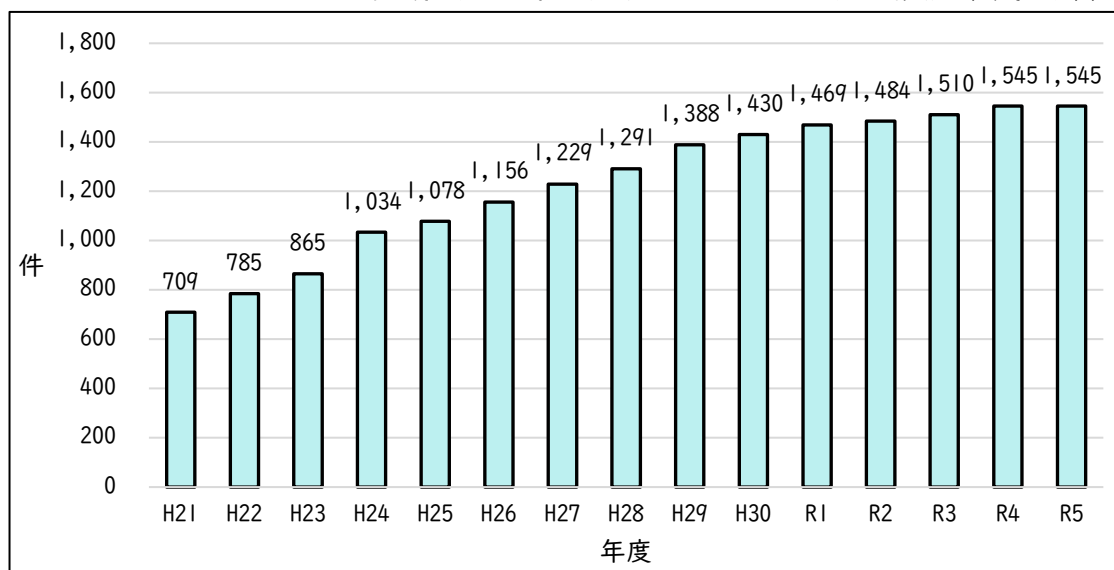
	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
団体数（団体）	1,931	1,843	1,662	1,511	1,367	1,302
指導者数（人）	29,837	27,757	23,703	22,048	20,058	18,866
会員数（人）	99,115	94,085	80,900	72,036	65,684	58,633

青少年課調べ

イ 子どもの健全育成の分野で活動する N P O 法人数

非行防止活動やいじめ相談、児童虐待防止、児童相談、放課後活動の実施、学童保育事業など、子どもの健全育成の分野で活動する N P O 法人の数は、年々増加しています。

<図 3-2-3 子どもの健全育成の分野で活動する N P O 法人数の推移（神奈川県）>



（備考）平成 23 年度以前：神奈川県内にのみ事務所を持つ法人
平成 24 年度以降：神奈川県内に主たる事務所を持つ法人

出典：N P O 協働推進課資料

第2章 青少年施策の展開

第1 子ども・若者育成支援推進法の制定と県の青少年施策について

第2 かながわ子ども・若者支援指針の概要

第3 令和5年度における子ども・若者施策の実施状況

基本目標1 子ども・若者が生きる力をはぐくむための支援

基本目標2 子ども・若者とその家族に寄り添った相談・支援体制の充実

基本目標3 子ども・若者の成長を支える社会環境の整備

第1 子ども・若者育成支援推進法の制定と県の青少年施策について

1 「子ども・若者育成支援推進法」の成立・施行

西暦 2000 年代前半、日本では、児童虐待、いじめ、少年犯罪、有害情報の氾濫、若年無業者やひきこもりなど、子供や若者をめぐる様々な問題が深刻化しており、その対策は喫緊の課題とされていました。

それら問題に対応するため、平成 21 年 7 月の国会で「各分野（教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用など）が個別に施策を推進するのではなく、知見を集約した総合的な施策を推進すること」、「国・地方公共団体・民間団体の緊密な連携により支援を拡充すること」を目的とする「子ども・若者育成支援推進法（以下「法」とする）」が可決され、平成 22 年 4 月 1 日に施行されました。

2 「子ども・若者育成支援推進法」に基づく大綱の策定

法の施行に伴い、平成 22 年 7 月 23 日、法第 8 条に基づく大綱として「子ども・若者ビジョン」が策定され、様々な問題について、「子ども・若者の育成」の視点で関連する各分野の知見を集約した総合的な施策が推進されて一定の成果が上げられました。

その一方で、平成 26 年 7 月に公表された「子ども・若者ビジョン」に基づく施策の点検結果では、「生まれてから大人になるまでの一貫した支援の体制の構築が十分でない」、「法が主眼とする関係機関・団体の連携が進んでいない」などの課題が報告されました。

これを踏まえ、平成 28 年 2 月 9 日、「子ども・若者ビジョン」に代わる「子供・若者育成支援推進大綱」が策定され、更に令和 3 年 4 月には成年年齢の引き下げ、急速なデジタル化、ポストコロナ時代など新たな状況を踏まえた第三次となる「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

3 県の青少年施策

平成 17 年 3 月、県では、社会全体で青少年の育成と自立への支援を行うための基本目標と具体的な施策や施策の推進体制を定めた「かながわ青少年育成指針」を策定し、NPO 等と連携したひきこもり等の相談・支援対策、粗暴・残虐な家庭用ゲームソフトの規制、全国に先駆けた青少年喫煙飲酒防止条例の制定などの施策を進めました。

平成 22 年 12 月、「子ども・若者育成支援推進法」の施行を踏まえ、上記指針を「かながわ青少年育成・支援指針」に改定し、従前施策の対象を「思春期の青少年を中心」としていたものを「乳幼児期から青年期」に拡大し、平成 24 年 4 月には青少年の相談を総合的に受ける「かながわ子ども・若者総合相談センター」の設置と困難を抱える青少年の職業的自立を支援する「地域若者サポートステーション」の設置、同年 5 月にはひきこもり支援サイトの開設などの施策を進めました。

平成 28 年 3 月、「かながわ青少年育成・支援指針」に基づく施策の点検結果を元に同指針を改定し、令和元年 10 月には SNS を活用した LINE 相談事業の開始、令和 4 年 4 月には神奈川県ひきこもり地域支援センターの市町村支援機能強化などの施策を進め、同年 6 月には、ひきこもり相談専用電話やひきこもり支援ポータルサイトを開設しました。

令和 3 年 4 月に新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が示されたことを踏まえ、令和 5 年 4 月に「かながわ青少年育成・支援指針」を「かながわ子ども・若者支援指針」に改定し、障がいなどのある子ども・若者の支援、成年年齢引き下げに伴う子ども・若者の被害防止、ポストコロナ時代の新しい生活様式への対応、ヤングケアラー・ケアリーバー等特に配慮が必要な子ども・若者の支援の充実などに取り組んでいます。

第2 かながわ子ども・若者支援指針の概要

令和3年4月に国で第3次「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

これを踏まえ、県では令和5年4月に「かながわ青少年育成・支援指針」を「かながわ子ども・若者支援指針」に改定し、「子ども・若者が主体的に生きることを支援し、自立・参加・共生を進める社会」の実現を目指し、3つの基本目標と15の施策の方向に基づいて子ども・若者施策を進めています。

基本目標1 子ども・若者が生きる力をはぐくむための支援

すべての子ども・若者が主体的に生きるため、多様な学びを得る機会を提供するとともに、豊かな人間性や社会性、自己肯定感を涵養し、自ら考え選択して生きていく力をつけることを支援します。また、自立が孤立にならず、適切に他者に頼る力を持ち、ともに助け合えるよう支援します。

（施策の方向）

- 1 自己形成のための支援、活躍の応援
- 2 豊かな人間性と社会性をはぐくむ遊びや地域活動の推進
- 3 子ども・若者の健康と安心安全の確保
- 4 社会的・経済的な自立の促進

基本目標2 子ども・若者とその家族に寄り添った相談・支援体制の充実

ひきこもり、不登校、いじめなどの困難な状況への総合的相談・支援体制を充実させるとともに、困難な状況とそうでない状況は地続きであると認識し、困難な状況になる前の予防的な支援など、すべての子ども・若者の相談・支援体制の充実を図ります。

（施策の方向）

- 5 子ども・若者に関する相談・支援体制の充実
- 6 ひきこもり・ニート等の子ども・若者への支援
- 7 障がい等のある子ども・若者の支援
- 8 非行防止対策及び立ち直り支援活動の推進
- 9 不登校・いじめ・暴力行為等、学校が抱える課題への対応の充実
- 10 子どもの貧困問題への対応
- 11 特に配慮が必要な子ども・若者の支援
- 12 被害防止・保護活動の推進

基本目標3 子ども・若者の成長を支える社会環境の整備

子ども・若者は、社会を構成する重要な主体であり、社会全体が子ども・若者を支援することを自覚し、責任を持つよう、大人の意識改革を進めるとともに、子ども・若者が安全・安心な環境で成長できるよう、子育て家庭への支援や居場所づくり、情報化の更なる進展への対応など、家庭、学校、地域での社会環境の整備を図ります。

（施策の方向）

- 13 社会環境の健全化へ向けた取組みの一層の推進
- 14 急激に進展する情報化社会への対応
- 15 子ども・若者の成長を支える豊かな地域社会づくり

第3 令和5年度における子ども・若者施策の実施状況

基本目標Ⅰ 子ども・若者が生きる力をはぐくむための支援

施策の方向Ⅰ 自己形成のための支援、活躍の応援

Ⅰ 基本的な生活習慣と規範意識の形成

(1) 食の安全・安心確保事業＜健康医療局＞

県内の小学校に在籍する小学6年生を対象に、食育のための食品安全リーフレットを配布し、将来にわたって食の安全に対する理解を深めています。

（令和5年度実施状況）

・令和5年度は、紙リーフレット希望の775校に70,826部を配布、電子リーフレット希望の161校にホームページを案内しました。

(2) 食育推進事業＜健康医療局＞

未病を改善するための重要な柱である「食」について、県民一人ひとりが理解を深め、自ら健全な食生活を実践することで、誰もが元気に笑顔で長生きできる神奈川を目指し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第4次神奈川県食育推進計画（食みらい かながわプラン 2023）に基づき、取組を進めました。

また、食への関心を啓発し、食の大切さについて理解を深めてもらうために、本県では子どもの夏休みにあたり、家族で食事をする機会が増える一方、生活が不規則になりやすい8月を「かながわ食育月間」と位置づけ、民間と協働して、栄養バランスの良い食事を摂ること等をテーマに、ポスター等の作成・配布を実施し、県民への食育の普及に取り組みました。

（令和5年度配布先：県及び県関連団体、市町村、食育を推進する民間団体等）

(3) キャラクターを活用した未病改善の普及啓発＜健康医療局＞

未就学児～小学生や保護者を対象に規則正しい生活習慣を身に付けることの大切さを、楽しく、わかりやすく伝えるため、子どもたちに親しみやすいキャラクターを活用した未病改善の普及啓発を行いました。

（令和5年度の実施状況）

イベントにおける未病普及キャラクター（ミビョーマン）ショーの実施 1回

未病普及キャラクター（ミビョーマン）によるSNS発信の実施

X投稿件数 49件、Instagram投稿件数 43件

(4) 子どもの未病対策応援プログラム推進事業＜健康医療局＞

子どもや保護者が身近な場所で未病改善に取り組むことができるよう、企業や団体等に、その保有するノウハウを活かした「子どもの未病対策応援プログラム」を提供いただき、県のコーディネートのもと幼稚園・保育所等で実施しました。

（令和5年度の実施状況）

実施回数 36回 延べ1,263人参加（8企業8プログラム19園）

(5) 高校における未病学習推進事業<健康医療局>

高校生の健康リテラシーを高めるべく、未病改善の考え方、健康課題やセルフマネジメント等について学習するための副教材を作成し、県立高校(中等教育学校を含む)に提供しました。

(令和5年度の実施状況)

○第3版(電子版)を県立高校(中等教育学校含む)に周知

○企業と連携し、高校における出前授業に健康・未病学習教材を活用しました。

(6) かながわ産食材を活用した学校給食推進事業<教育委員会>

県内の公立小中学校等に対して、県産食材の情報提供等を行うことで、県産食材を活用した給食「かながわ産品学校給食デー」の推進を図りました。

(7) 学校における食育推進事業<教育委員会>

神奈川県食育担当者会議等を運営するとともに、児童・生徒に対し食に関する知識の取得や正しい食事のあり方、望ましい生活習慣の形成を図り、生涯にわたって健康な生活を送る基礎を培うことを目標に、家庭・地域と連携し、学校の教育活動全体で食育の推進に取り組みました。

また、食育の指導のあり方や指導体制整備及び栄養教諭制度の活用等についての総合的・実践的な研修を行いました。

学校における食育

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cy3/csk/contents.html>

(8) 私立高等学校等教育改革推進補助(職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進)
<福祉子どもみらい局>

児童、生徒へ食育を行う私立学校に対して補助しました。

(9) 家庭教育推進事業(学習資料の作成)<教育委員会>

新中学1年生の保護者等に対し、親子関係や命の大切さ、不登校への対応など家庭教育の要点についてアドバイスする冊子「家庭教育ハンドブックすこやか」を作成し、配付しました。

(令和5年度)

・配付月：令和5年4月 ・発行部数：41,500部

学習資料(家庭教育ハンドブックすこやか)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/gt2/sukoyaka.html>



(10) 県立高等学校朝食等提供事業【新規】<教育委員会>

経済的理由などから食生活に問題を抱える高校生に対し、学校での食支援を通じて心身の健康の改善を図り、学習に取り組む姿勢につなげました。

2 基礎学力の確実な習得と体力の向上

(1) かながわ学力向上実践推進事業<教育委員会>

児童・生徒一人ひとりの学びに向かう力等を養い、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むため、推進地域研究委託やシンポジウムの開催などの取組を推進しました。

(2) 子ども☆キラキラプロジェクトの推進<教育委員会>

子どもの体力・運動能力の向上、運動習慣の確立、生活習慣の改善を図るため、学校の体力向上の取組を指導支援する体力向上キャラバン隊を派遣したり、児童の運動習慣の定着を目指す運動習慣カードを作成したり、夏休みのラジオ体操の普及を行ったりするなど、子どもの時から「未病を改善する」基礎づくりを推進しました。

(3) 幼児期からの運動習慣形成事業<文化スポーツ観光局>

親子ふれあい体操のリーフレットやバルーンを作製し、市町村が乳幼児に行う健康診査や各種スポーツイベントの場で配布しています。

また、令和4年度からは国庫支出金を活用し、幼稚園を対象とした親子ふれあい体操教室等を実施しています。

(令和5年度の活動状況)

- ・年齢別に2種類の親子ふれあい体操リーフレットを各50,000部ずつ作製し、県内の各市町村に配付しました。
- ・国庫委託事業として、三浦市内の幼稚園において、親子ふれあい体操教室を2回、運動指導者講習会を1回実施したほか、保護者向け及び指導者向けのパンフレットを作製し、保護者や指導者等に配付しました。

(4) 3033 運動の推進<文化スポーツ観光局>

1日30分、週3回、3ヶ月間継続して運動やスポーツを行い、くらしの一部として習慣化する3033運動を推進することで、ライフステージ等に応じた運動やスポーツ活動の普及を図っています。

(令和5年度の活動状況)

- ・3033生涯スポーツ推進会議を1回開催しました。
- ・県のたよりやホームページで3033運動を紹介したほか、3033キャンペーンイベントを実施し普及・啓発を図りました。
- ・高齢者の体力づくりや世代間交流を目的としたレクリエーション指導者派遣事業を、23団体に対して実施しました。

3033（サンマルサンサン）運動 ― くらしに運動・スポーツの習慣を ―

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ui6/3/3033.html>

(5) 県民スポーツ月間の取組<文化スポーツ観光局>

県民がスポーツに親しみ、スポーツに対する関心及び理解を深め、県民の誰もが生涯にわたりスポーツを楽しみ、心身の健全な発達、健康で明るく豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的として10月を「県民スポーツ月間」と設定し、全県的な取組を行いました。

(令和5年度の活動状況)

県民スポーツ月間参加人数 213,222人

県民スポーツ月間

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/tz5/cnt/f6135/index.html>

(6) 「かながわパラスポーツ」のさらなる推進<文化スポーツ観光局>

年齢や障がいの有無に関わらず、すべての人が自分の運動機能を活かしてスポーツを「する」「観る」「支える」こと＝「かながわパラスポーツ」のさらなる推進のため、県立スポーツセンター、県立特別支援学校などの地域資源を活用し、障がい者スポーツ教室の開催や障がい者スポーツを支える人材の資質向上研修を行うとともに、県立スポーツセンターのパラスポーツ設備を拡充しました。

(7) 障がい者スポーツの普及促進<文化スポーツ観光局>

スポーツ活動を通じて、障がい者等の体力の強化、交流、自由時間の活用等に役立てるとともに、障がい者スポーツを普及させるためスポーツ指導員の養成やスポーツ大会の開催などのスポーツを推進する取組を行いました。

(令和5年度の実施状況)

県障害者スポーツ大会 計7競技

(8) スポーツ医科学・栄養サポート事業<文化スポーツ観光局>

スポーツ医科学及び栄養学的側面から、県内のアスリートが競技力向上やスポーツ障害の予防につながる適切なトレーニングや栄養補給の方法、身体・運動能力に関する正しい知識等の習得ができるよう、県立スポーツセンターにおいて、専門的な知見を有する医療機関、企業、大学、競技団体等と連携してトレーニング指導やセミナーなどを実施しました。

(令和5年度の参加者数)

トレーニング等の指導：70人

セミナー：332人

(9) タレント発掘・育成事業<文化スポーツ観光局>

継続的なスポーツ推進の観点から、スポーツ競技の裾野を拡げ、神奈川育ちのアスリートの早期からの育成及び計画的な競技力向上を図るため、ゴールデンエイジや障がいのある児童・生徒等を対象としたスポーツ能力測定会やスポーツ競技体験会などを実施しました。

(令和5年度の参加者数)

スポーツ能力測定会：919人

スポーツ競技体験会：82人

3 創造的な未来を切り拓く青少年の応援

(1) 高等学校等多文化理解推進事業、青少年国際交流セミナー等開催事業<文化スポーツ観光局>

国際的に共通の課題を認識し、その中で活躍できる人材、特に次代を担う高校生・大学生等を対象に国際人材の育成を図るため、(公財)かながわ国際交流財団が培ってきたノウハウを活用して開催するセミナー等について助成しました。

(2) 三県省道スポーツ交流事業<文化スポーツ観光局>

青少年に国際交流の機会を提供し、相互理解を深めるとともに、国際性豊かな青少年の人材育成を図ることを目的に、友好関係にある3地域(本県、中国・遼寧省及び韓国・京畿道)の持ち回りで、青少年によるスポーツの親善試合や交流事業を開催しています。

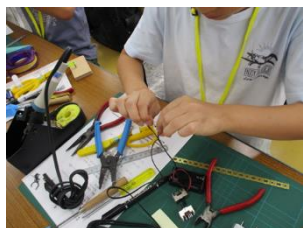
男子サッカー、女子バスケットボール、男女卓球の競技で例年実施していますが、令和5年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を中止しました。

(3) 内閣府青年国際交流事業<福祉子どもみらい局>

内閣府が主催する青年国際交流事業に本県の青少年を参加させることにより、青少年リーダーの育成を図りました。

(4) 青少年科学活動推進事業<福祉子どもみらい局>

科学実験やものづくり教室、自然観察会や星空観察会、ロボットプログラミング教室等を実施し、青少年へ科学の普及啓発を行いました。また、地域における青少年への科学教育指導者の育成、高校生科学ボランティア活動の推進、教員や教員志望学生への科学講座を実施しました。さらに、ホームページや科学相談を通して科学情報を発信するとともに、青少年が大学や企業等における先端科学に触れる機会であるカナラボを実施し、将来科学技術を担う人材の育成を図りました。



ブチロボで競走しよう



自然観察会



子ども科学探検隊



星空教室

(令和5年度の活動状況)

- ・講座・イベント回数・・・・・・・・・・ 196 回
- ・参加人数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9,501 人
- ・1回あたりの参加人数・・・・・・・・・・ 48.5 人/回
- ・ホームページアクセス数・・・・・・・・ 30,568 件

(5) 私立学校国際バカロレア認定取得支援事業<福祉子どもみらい局>

国際バカロレア機構が行っている認定を理解する機会を提供することを目的として、国際バカロレア認定校における授業見学及び国際バカロレアワールドスクールとしての認定までの手順や要件に関して、情報提供するセミナーを開催しました。

(6) 私立学校グローバル教育推進事業<福祉子どもみらい局>

神奈川県との友好交流地域である米国メリーランド州への語学研修や現地の大学生のインターンシップ受入れ等を実施する私立学校に対して補助しました。

(7) 英語資格検定試験活用促進支援事業<教育委員会>

グローバル人材の育成の一環として、生徒の主体的な英語学習を促し、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能をバランスよく育成するために、検定料の一部を支援し、英語資格検定試験の活用を促進しました。

(8) 神奈川県高校生留学促進事業<教育委員会>

神奈川県の高校生の留学を促進し、異文化理解を深めるとともに、外国語能力の向上を図ることで、グローバル人材の育成に資するよう、国際交流活動の拡大を図りました。

(9) かながわ学力向上実践推進事業【再掲】<教育委員会>

児童・生徒一人ひとりの学びに向かう力等を養い、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むため、推進地域研究委託やシンポジウムの開催などの取組を推進しました。

(10) 障がい者アスリートの育成及び指導者への支援<文化スポーツ観光局>

東京 2020 パラリンピック競技大会を契機として神奈川育ちの障がい者アスリートの継続的な競技力向上を目指し、有望アスリート及びその指導者に対して競技活動費等を支援し、将来の神奈川のスポーツ振興に寄与することを目指しています。

(令和5年度の実施状況)

・障がい者アスリート支援事業補助対象 選手 31 人 指導者 2 人

(11) スポーツ医科学・栄養サポート事業【再掲】<文化スポーツ観光局>

スポーツ医科学及び栄養学的側面から、県内のアスリートが競技力向上やスポーツ障害の予防につながる適切なトレーニングや栄養補給の方法、身体・運動能力に関する正しい知識等の習得ができるよう、県立スポーツセンターにおいて、専門的な知見を有する医療機関、企業、大学、競技団体等と連携してトレーニング指導やセミナーなどを実施しました。

(令和5年度の参加者数)

トレーニング等の指導：70 人

セミナー：332 人

(12) タレント発掘・育成事業【再掲】<文化スポーツ観光局>

継続的なスポーツ推進の観点から、スポーツ競技の裾野を拡げ、神奈川育ちのアスリートの早期からの育成及び計画的な競技力向上を図るため、ゴールデンエイジや障がいのある児童・生徒等を対象としたスポーツ能力測定会やスポーツ競技体験会などを実施しました。

(令和5年度の参加者数)

スポーツ能力測定会：919 人

スポーツ競技体験会：82 人

4 いのちを大切にし、思いやりをはぐくむ教育の充実

(1) 人権啓発事業（「こんな子いるよね」）<福祉子どもみらい局>

小学5年生向けの男女共同参画教育参考資料を作成・配布し、学校教育で活用できるよう支援しました。

(令和5年度実施状況)

・小学生向け人権啓発資料「こんな子いるよね」 作成部数：29,700 部

配布先：県内の小学校、特別支援学校

(2) いのちを守る教育支援<福祉子どもみらい局>

いじめや自殺、インターネット等の脅威、薬物乱用防止など、教育においていのちを守る啓発取組、ヤングケアラーに関する周知・啓発の取組、スクールカウンセラーなどの配置にかかる経費の一部を補助しました。

(3) 「いのち」を大切に作る心をはぐくむ教育推進事業<教育委員会>

市町村教育委員会、学校との連携・協力の下、「いのち」を大切にし、夢や希望、感謝の心をもって生きることができる子どもの育成を目指し、全教育活動を通して進められる道徳教育を柱に、児童・生徒の実態や発達の段階に応じた創意工夫のある、「いのちの授業」を含む「いのち」を大切に作る心をはぐくむ教育を推進しました。

(4) 「いのちの授業」普及啓発事業＜教育委員会＞

自分の「いのち」を大切にするとともに、他者を思いやる気持ちがはぐくまれるよう、学校及び地域の様々な場面において実践された「いのちの授業」に対して、表彰式を実施するとともに、優秀作品集の作成・配布やホームページによる発信等を行っています。

令和5年度は、いじめ、偏見、差別等の防止を課題に据え、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を踏まえ「いのち」のかけがえのなさや人への思いやり、互いに支えあって生きることの大切さなどを学ぶ「いのちの授業」の充実・推進を図りました。

(5) 人権教育研究推進事業＜教育委員会＞

学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な研究や、学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究を実施し、人権教育の一層の推進を図りました。

(令和5年度実施状況)

・研究委託 1市2校

(6) 人権教育推進事業＜教育委員会＞

人権が真に尊重される社会の実現をめざし、学校教育・社会教育における人権教育を推進しています。

(令和5年度の取組)

研修会等の実施	人権教育について理解を深めるため、教職員等を対象とした研修会等を計12回開催し、このうち「子どもの人権」をテーマにした講演等を計4回実施しました。
啓発資料の作成	人権教育について理解を深めるため人権学習教材、セクハラ防止啓発リーフレット、人権啓発ポスター、人権相談窓口周知ポスター等の啓発資料を作成し、県立学校等へ配付しました。
資料の整備	様々な人権課題に関する知識の取得を推進するため、県立学校、社会教育施設等に人権関係冊子及び図書の配付を行いました。
研究校の委託 (小・中学校)	人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資するとともに、その研究の成果を本県の人権教育に反映させることを目的とした研究委託事業を実施しました。(研究校4校)

これらの取組により、人権尊重の理念について正しい理解が深まりました。今後も、各種研修会で取り扱う人権課題について、参加者のニーズや今日的テーマを反映していくことが求められます。また、研究校等の成果の普及、啓発資料や学習教材の活用の、一層の促進を図ります。

(7) いのちの大切さを学ぶ教室＜警察本部＞

次世代を担う中学生・高校生に犯罪に遭われた方とそのご家族等の置かれた状況や気持ちを伝え、「いのちの大切さ」について考えさせるとともに、自分の命を大切にすることはもとより、他人の命も大切にするという心を育むことによって、自らが加害者になってはいけないという規範意識を向上させ、ひいては社会全体で犯罪被害者等を思いやり支える気運の醸成を図っています。

令和5年度は、39回にわたり、延べ9,177人の中学生・高校生を対象に開催しました。

施策の方向2 豊かな人間性と社会性をはぐくむ遊びや地域活動の推進

1 遊びの機会や体験学習の支援、文化芸術・スポーツ活動の支援

(1) (地独) 神奈川県立産業技術総合研究所における理解増進事業の連携・協力<政策局>

将来の科学技術やものづくりを担う人材の育成促進のため、(地独) 神奈川県立産業技術総合研究所が行う、研究者・技術者による小中学校への出前講座「なるほど！体験出前教室」等に対して連携・協力しました。

(令和5年度の活動状況)

- ・「なるほど！体験出前教室」・・・120校実施
- ・「理科実験室」・・・208人(4回実施)
- ・「夏休みおもしろ科学体験」・・・308人
- ・「青少年科学技術フェスティバル」・・・414人

(2) 科学技術理解増進事業<政策局>

夏休み期間から秋にかけて県内の科学館、研究機関、大学、企業等で開催される科学技術関連の行事をとりまとめ、「かながわサイエンスサマー」として紹介することにより、青少年への科学技術の普及啓発を図りました。

(令和5年度の活動状況)

- ・参加機関・・・85機関
- ・参加人数・・・約343,000人

(3) 水源地域を学ぶ体験学習の機会拡大事業<政策局>

県内の小学生が、「水」や「環境」の学習の一環として水源地域を訪れ、水源地域の森林で行われる水源環境保全に関する取組の見学や作業体験を通じて、森林が果たす役割の重要性を理解し、将来にわたってかながわの森林と水を守る意識の涵養を図ることができるよう、「かながわの水源地環境保全・再生施策」と連携し、水源地域を学ぶ体験学習事業を行っています。

令和5年度は、森林保全に関する体験学習を4校で実施し、268人の児童が参加しました。

(4) マグネット・カルチャー推進事業<文化スポーツ観光局>

年齢や障がいなどにかかわらず、すべての人が舞台芸術に参加し楽しめる「共生共創事業」の展開等により、神奈川県発の魅力的なコンテンツを創出するとともに、演劇等の公演のために青少年センターのスタジオ等を無料で提供するマグカルシアターや青少年が舞台芸術の世界に入るきっかけをつくる紅葉坂舞台塾、新しい舞台芸術を神奈川から発信するかながわパフォーミングアーツアワード等の開催により、コンテンツの担い手となる人材の育成等に取り組みました。

(5) 伝統芸能等普及振興事業<文化スポーツ観光局>

地域に受け継がれている貴重な伝統芸能・民俗芸能に対する理解を深めるため、県立高校等における相模人形芝居学校交流ワークショップを開催するとともに、「歌舞伎鑑賞教室」や、小中学生を対象とした、日本舞踊や能楽のワークショップ等を実施しました。

(6) 神奈川フィルハーモニー管弦楽団補助事業<文化スポーツ観光局>

青少年が、身近な場で優れた音楽を鑑賞できる機会を提供するとともに、プロ・オーケストラの実演指導等を通じて、青少年が自らの手で楽器や音楽に身近に触れる機会を提供するため、神奈川フィルが行う演奏会と音楽教育事業を支援し、子どもたちの豊かな情操の育成を図りました。

(7) 青少年舞台芸術活動推進事業<文化スポーツ観光局>

青少年自らが取り組む舞台芸術創造活動を推進するため、青少年センターで、優れた演劇や舞踊の鑑賞機会の提供、演劇・舞踊の講習会・発表会等の創造活動事業を年間を通して実施しました。

(8) 食の安全・安心確保事業<健康医療局>

子どもたちに、食の安全・安心に関する知識や理解を深めてもらうため、「かながわ食の安全・安心基礎講座」や「かながわ食の安全・安心ラボ」を開催しています。

令和5年度は、「牛と豚がお肉になるまで」「楽しく学ぼう！正しい手洗いと食の安全・安心のこと」をテーマに開催しました。

(9) 小・中・高校生等の森林学習等の支援<環境農政局>

かながわトラストみどり財団の行う森林づくりボランティア活動を支援しています。

森林づくりの理解を促進するために森林講話に係る講師の派遣や間伐などの作業体験を実施しました。

(令和5年度実施状況)

・計13校 参加者延べ1,020人

(10) 環境・エネルギー学校派遣事業<環境農政局>

環境・エネルギー等に関して豊富な知識・経験を有する方を講師として小・中学校、高校等の学校に派遣し、児童又は生徒を対象に体験型の授業を実施することにより、地球温暖化をはじめとする環境問題に対する理解を深め、「自ら考え、行動する人」を育成しました。

(令和5年度実施状況)

・実施96校 参加児童・生徒7,701人

(11) 憲章の理念の普及<福祉子どもみらい局>

お祭りなど地域イベントと連携し、「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及・啓発の取組を行いました。

(12) ともいきアートサポート事業(創作×地域展示)<福祉子どもみらい局>

障がいの程度や状態にかかわらず、誰でも文化芸術を鑑賞・創作・表現できる機会を提供するため、県内4か所で「ともいきアートサポート事業(創作×地域展示)」を実施しました。

(13) 私立高等学校等教育改革推進補助(職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進)

<福祉子どもみらい局>

ボランティアや、自然体験活動、文化体験活動への参加などを行う私立学校に対して補助しました。

(14) 青少年科学活動推進事業【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

科学実験やものづくり教室、自然観察会や星空観察会、ロボットプログラミング教室等を実施し、青少年へ科学の普及啓発を行いました。また、地域における青少年への科学教育指導者の育成、高校生科学ボランティア活動の推進、教員や教員志望学生への科学講座を実施しました。さらに、ホームページや科学相談を通して科学情報を発信するとともに、青少年が大学や企業等における先端科学に触れる機会であるカナラボを実施し、将来科学技術を担う人材の育成を図りました。

(15) 県立ふれあいの村指定管理事業＜教育委員会＞

子どもたちが自然の中での体験及び人との交流を通じて自立心、協調性等を育むふれあい活動を行う場として、足柄及び愛川ふれあいの村の管理・運営を指定管理者に委託しました。

(16) 文化芸術による子供育成総合事業＜教育委員会＞

小学校・中学校等において、一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演や、個人又は少人数の芸術家の派遣により、子どもたちに質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保するとともに、芸術家による計画的・継続的なワークショップ等を実施しました。このことにより、子どもたちの豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造につなげます。

(令和5年度の実施状況)

- ・巡回公演事業 29校
- ・芸術家の派遣事業 22校
- ・子供夢・アート・アカデミー 2校

(17) 県立学校公開講座事業（親子ものづくり体験教室）＜教育委員会＞

地域で子どもを育む事業として、工業に関連する学科等を設置している県立高等学校において、親子で一緒に行うものづくり体験を夏季休業期間中に実施しました。

(令和5年度の活動状況)

- ・実施校・・・9校
- ・参加人数・・・543人

(18) 県民スポーツ月間の取組【再掲】＜文化スポーツ観光局＞

県民がスポーツに親しみ、スポーツに対する関心及び理解を深め、県民の誰もが生涯にわたりスポーツを楽しみ、心身の健全な発達、健康で明るく豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的として10月を「県民スポーツ月間」と設定し、全県的な取組を行いました。

(令和5年度の活動状況)

県民スポーツ月間参加人数 213,222人

県民スポーツ月間

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/tz5/cnt/f6l35/index.html>

(19) スポーツ大会の支援<文化スポーツ観光局>

生涯スポーツの普及・啓発・定着を図るため、本県のレクリエーションスポーツの推進に大きく寄与するイベントの実施に係る経費を負担しています。

(令和5年度の活動状況)

・令和5年9月24日にかながわレクリエーション大会を開催し、19種目2,883人が参加しました。

(20) 「かながわパラスポーツ」のさらなる推進【再掲】<文化スポーツ観光局>

年齢や障がいの有無に関わらず、すべての人が自分の運動機能を活かしてスポーツを「する」「観る」「支える」こと＝「かながわパラスポーツ」のさらなる推進のため、県立スポーツセンター、県立特別支援学校などの地域資源を活用し、障がい者スポーツ教室の開催や障がい者スポーツを支える人材の資質向上研修を行うとともに、県立スポーツセンターのパラスポーツ設備を拡充させました。

(21) 障がい者スポーツの普及促進【再掲】<文化スポーツ観光局>

スポーツ活動を通じて、障がい者等の体力の強化、交流、自由時間の活用等に役立てるとともに、障がい者スポーツを普及させるためスポーツ指導員の養成やスポーツ大会の開催などのスポーツを推進する取組を行いました。

(令和5年度の実施状況)

県障害者スポーツ大会 計7競技

(22) 総合型地域スポーツクラブ普及・定着化の推進<文化スポーツ観光局>

総合型地域スポーツクラブやスポーツの持つ魅力を広く県民に伝えることで、総合型地域スポーツクラブ育成に向けた住民の意識向上を図るとともに、クラブの全県的な定着化を推進しました。

(23) セーリングのさらなる普及促進<文化スポーツ観光局>

多くの県民にセーリングの魅力を伝えるため、東京2020大会・セーリングが開催された江の島において、セーリングの大会に合わせて、ブース出展やステージイベント等を開催しました。

また、セーリングに親しむ人を増やし、さらなる普及につなげるため、小学生を主な対象としたセーリング体験会を実施しました。

(令和5年度のブース・ステージイベント等への来場者数)

4,700人

(令和5年度の体験会参加者数)

247人

2 多様な地域活動への参加を通じた多世代交流や多文化理解の促進

(1) 活動支援事業<政策局>

ボランティア活動を総合的に支援するかながわ県民活動サポートセンターにおいて、「活動と交流の場」を提供するほか、活動に対する相談、助言等を行いました。

(2) 三県省道スポーツ交流事業【再掲】<文化スポーツ観光局>

青少年に国際交流の機会を提供し、相互理解を深めるとともに、国際性豊かな青少年の人材育成を図ることを目的に、友好関係にある3地域（本県、中国・遼寧省及び韓国・京畿道）の持ち回りで、青少年によるスポーツの親善試合や交流事業を開催しています。

男子サッカー、女子バスケットボール、男女卓球の競技で例年実施していますが、令和5年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を中止しました。

(3) あーすフェスタかながわ実行委員会による多文化共生事業<文化スポーツ観光局>

多文化共生社会の実現に向けて、異なる国籍、文化を持つ多くの県民が集い、出会い、それぞれの文化や考え方をアピールするとともに、互いを理解する機会をつくるため、毎年1回、「あーすフェスタかながわ」を開催しています。

令和5年度は、象の鼻パーク及び県庁本庁舎で開催し、約1.2万人の方が来場しました。

(4) 地球市民かながわプラザの運営<文化スポーツ観光局>

共に生きる平和な社会を築くために、多文化共生や異文化理解と地球規模の課題への認識を深め「地球市民」としての意識を培うための事業を展開しています。

令和5年度は、学習センター事業や情報・相談センター事業等、各種事業を実施しました。

（令和5年度利用状況）

・利用者数 395,511人

(5) 高等学校多文化理解推進事業、青少年国際交流セミナー等開催事業【再掲】

<文化スポーツ観光局>

国際的に共通の課題を認識し、その中で活躍できる人材、特に次代を担う高校生・大学生等を対象に国際人材の育成を図るため、（公財）かながわ国際交流財団が培ってきたノウハウを活用して開催するセミナー等について助成しました。

(6) 小・中・高校生等の森林学習等の支援【再掲】<環境農政局>

かながわトラストみどり財団の行う森林づくりボランティア活動を支援しています。

森林づくりの理解を促進するために森林講話に係る講師の派遣や間伐などの作業体験を実施しました。

（令和5年度実施状況）

・計13校 参加者延べ1,020人

(7) 私立高等学校等教育改革推進補助（職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進）【再掲】

<福祉子どもみらい局>

ボランティアや、自然体験活動、文化体験活動への参加などを行う私立学校に対して補助しました。

(8) 私立高等学校等教育改革推進補助（次世代を担う人材育成の促進）＜福祉子どもみらい局＞
英語教育の強化や国際交流の推進などを行う私立学校に対して補助しました。

(9) 地域活動人材育成事業費補助＜福祉子どもみらい局＞

地域活動の活性化を図るため、市町村・青少年団体の活動を支援するとともに、青少年団体に対して補助金を交付し、活動の振興、団体の育成及び青少年活動の活性化を図りました。

(10) 内閣府青年国際交流事業【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

内閣府が主催する青年国際交流事業に本県の青少年を参加させることにより、青少年リーダーの育成を図りました。

(11) 地域貢献活動・ボランティア活動推進事業＜教育委員会＞

各校が企画する地域貢献活動を支援しました。また、高校生のボランティア活動への意欲を高めるためボランティアポスターを作成し、各校に配付するなど啓発活動を行い、関係機関等との連携を図りながら、高校生のボランティア活動を支援しました。

(12) 国際・英語教育活動＜教育委員会＞

英語による実践的なコミュニケーション能力の向上を図るため、県内の高校生等を対象にスピーチコンテストを実施しました。

(13) 高校生国際交流支援事業＜教育委員会＞

神奈川県との友好交流地域である米国メリーランド州及び「高校生の相互交流推進に関する協定」を締結している台湾新北市に県内の高校生を教育特使として派遣しました。

(14) 若い世代の参加促進を図る防犯ボランティア支援事業＜警察本部＞

県警察では、ボランティア活動に興味のある学生等に対して、防犯活動の紹介や活動の場を提供するなど、防犯ボランティア活動を始めるきっかけ作りに取り組み、大学生を中心とした若い世代の防犯ボランティア活動への参加促進を図りました。

現在、高校・大学において、防犯ボランティア団体が結成され、多くの学生が様々な防犯ボランティア活動をしています。



3 県・市町村・青少年関係団体の特性を生かした役割分担による青少年支援・指導者育成の推進

(1) 活動支援事業【再掲】＜政策局＞

ボランティア活動を総合的に支援するかながわ県民活動サポートセンターにおいて、「活動と交流の場」を提供するほか、活動に対する相談、助言等を行いました。

(2) 青少年支援・指導者育成推進事業＜福祉子どもみらい局＞

青少年の多様な体験学習や地域活動への主体的な参画を促し、社会的自立への支援を進めるために、かながわ青少年支援・指導者育成指針を策定し、地域において中心的な役割を担う青少年支援・指導者の育成を、市町村・青少年関係団体と連携して進めています。

また、令和5年度は事業開催回数が48回、参加人数が延べ892人となりました。



ユースボランティア
セミナー



自然体験活動指導者
セミナー（秋編）



子ども施設
指導員セミナー



フォローアップ
セミナー

（令和5年度の活動状況）

- ・講座・イベント回数・・・71回
- ・参加人数・・・・・・・・・・1,558人
- ・1回当たり参加人数・・・22人/回

(3) 地域活動人材育成事業＜福祉子どもみらい局＞

地域において青少年の健全育成を図るため、青少年指導員の活動を推進するとともに、青少年センターで子どもフェスティバルを開催しています。令和5年度は食販系ブースも実施できました。1600人を超える参加者が集まりました。

○ 青少年指導員活動への支援

県では、青少年指導員活動を促進するため、次のような支援を行っています。

・ 神奈川県青少年指導員連絡協議会の設置

青少年指導員組織相互の連絡協調を図りながら、関係機関及び団体との連携を密にし、地域における青少年指導員活動を推進するため、各市町村の青少年指導員組織の代表者で構成する「神奈川県青少年指導員連絡協議会」を設置し、情報交換、協議等を行っています。また、機関紙「つばさ」を年2回（各6,000部）発行し、各地域の青少年指導員の活動状況の紹介や、青少年健全育成に関する情報提供を行うなど、青少年指導員活動の充実に努めています。

・ 神奈川県青少年指導員大会の開催

県内の青少年指導員が一堂に会し、日ごろの活動成果の発表や講演会などを通じてその時々の課題を共有し、相互理解と連携を深め、青少年指導員活動のより活発な展開を図ることを目的として、昭和43年から毎年開催しています。

なお、平成3年からは、青少年指導員表彰式を併せて実施しています。

施策の方向3 子ども・若者の健康と安心安全の確保

1 20歳未満の者の喫煙、飲酒の防止教育と啓発の徹底

(1) 青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組の推進<福祉子どもみらい局>

青少年がたばこや酒類を容易に入手できない社会環境の整備を促進するため、「神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例」の適切な運用を図るとともに、関係業界と協働し、様々な啓発活動を行いました。

条例に基づく規制が順守されているかどうかを確認するため、知事の指定した職員が、店舗に対して立入調査を行い、必要な改善指導を行いました。

(令和5年度立入調査件数)

・153件

神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/02l4s3/kitsueninshu/index.html>

(2) 20歳未満の者への喫煙防止対策事業<健康医療局>

たばこの健康影響に関する正しい知識の普及を図るため、小学生向けリーフレットを作成し、県内小学6年生全員に配布するとともに、中高生向けリーフレット及び大学生向けチラシを作成、配布しました。

(3) 高校生等への喫煙防止教育の実施<健康医療局>

健康に深刻な影響を与えるたばこについて、県立高校等の生徒に対し、適切な意思決定や行動ができるよう、保健福祉事務所等の医師や保健師等が講演等を行い、喫煙防止教育を推進しました。

(4) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進<教育委員会>

児童生徒の喫煙、飲酒、薬物乱用に関する正しい知識の習得と「喫煙、飲酒、薬物の乱用は絶対に許さない」という意識の高揚及び喫煙、飲酒、薬物乱用を勧められた時に断る勇気の大切さ、自分自身を大切にする「こころの醸成」を図ることを基本方針とし、指導資料・教材等による指導・啓発や薬物乱用防止教室の開催など児童・生徒に対する指導の充実、研修講座の開催による指導など教員に対する指導・研修の充実など、学校・家庭・地域との連携の推進の3つの柱を立て、児童・生徒の発達段階に応じた計画的・継続的な喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を推進しました。

喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cy3/hka/yakuran-sdsry.html>

2 薬物乱用の防止教育と啓発の徹底

(1) 私学団体補助（薬物乱用防止研修）<福祉子どもみらい局>

各私学団体が実施する薬物乱用防止研修へ補助しました。

(2) 私立学校への啓発事業<福祉子どもみらい局>

私立学校に対して、薬物乱用防止に関する情報提供を行いました。

(3) いのちを守る教育支援【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

いじめや自殺、インターネット等の脅威、薬物乱用防止など、教育においていのちを守る啓発取組、ヤングケアラーに関する周知・啓発の取組、スクールカウンセラー等の配置にかかる経費の一部を補助しました。

(4) 薬物乱用防止対策＜健康医療局・福祉子どもみらい局＞

青少年の薬物乱用防止に関する取組を推進するため、「神奈川県薬物濫用防止条例」の適切な運用を図るとともに、神奈川県薬物乱用対策推進本部の下に啓発・青少年対策部会を設置し、各種啓発活動を行っています。

学校や地域で実施する薬物乱用防止教室に薬物乱用防止指導員等の講師派遣を行うほか、薬物乱用防止運動期間中を重点にポスター掲示等を行いました。

また、「神奈川県青少年保護育成条例」に基づき、薬物関係の図書を有害図書類等に指定しています。

危険ドラッグ乱用防止啓発映像「危険ドラッグの恐怖」

(外国語字幕対応言語 : 英語 中国語 韓国語 スペイン語 ポルトガル語 ベトナム語 タイ語)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n3x/yakumu/yakubo/cnt/kidrug.html>

薬物乱用防止ビデオ「壊れる生命－薬物体験者たちの証言－」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n3x/yakumu/yakubo/cnt/koware.html>

薬物乱用防止について

<https://www.pref.kanagawa.jp/menu/2/5/27/index.html>

有害図書類・団体表示図書類について

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/f4l5l/pl2522.html>

○ 薬物乱用防止教室等の開催状況

(令和5年度・学校薬剤師及び麻薬取締員等を講師として開催したもの)

薬物乱用防止教室開催回数			282回
回 数	小学校	158回	
	中学校	78回	
	高等学校	42回	
	その他の学校※	4 回	
薬物乱用防止教室参加人員			44,445人
参加人員	小学生	13,555人	
	中学生	16,066人	
	高校生	13,855人	
	その他の学校※	969人	

※ 義務教育学校、中等教育学校、大学含む

○ 薬物乱用防止街頭キャンペーン等

覚醒剤、大麻、危険ドラッグなどの薬物の恐ろしさを直接県民に訴えるために、街頭キャンペーン等を実施しました。

・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動街頭キャンペーン

日時：令和5年7月5日

場所：横浜駅東口 新都市プラザ

- ・麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動

期間：令和5年10月1日～令和5年11月30日

内容：街頭キャンペーン、講演会等

- ・「成人の日」街頭キャンペーン

日時：令和6年1月8日 場所：JR東海新横浜駅北口東広場（横浜市営地下鉄側）
及びペDESTリアンデッキ

(5) 薬物乱用防止教室の開催＜警察本部＞

薬物乱用の未然防止を図るため、学校等へ赴き、少年に対して講演を実施したり、ビデオ映像やパンフレット、薬物見本等を搭載している薬物乱用防止広報車等を活用して、薬物の有害性や危険性などを教える薬物乱用防止教室を開催しました。

3 性に関する正しい知識の普及と適切な意思決定・行動選択能力の育成

(1) エイズ予防啓発事業（青少年エイズ・性感染症予防講演会）＜健康医療局＞

県域の中学校や高等学校等からの派遣依頼に基づき、保健福祉事務所等の医師や保健師等を派遣し、エイズを含む性感染症の基礎知識や予防方法、HIV検査を受けることの大切さなどの普及啓発を行いました。

（令和5年度青少年エイズ・性感染症予防講演会の開催状況）

- ・実施校数： 37校（中学校27校、高等学校7校、特別支援学校3校）
- ・受講者：5,252人（中学校3,937人、高等学校1,247人、特別支援学校68人）

(2) 性と健康の相談センター事業＜健康医療局＞

男女問わず、プレコンセプションケア（性と妊娠に関する正しい知識の普及を図り健康管理を促す取り組み）を含めた、性と生殖に関するライフステージに応じた切れ目ない健康支援等を行いました。

（令和5年度の実施状況）

- ・集団指導：実施回数77回 参加人数8,543人
- ・個別相談：相談件数55件

(3) 予期しない妊娠等相談支援事業＜健康医療局＞

児童虐待のハイリスクである予期しない妊娠等に焦点をあて、電話やLINE等による相談支援を行っています。令和5年5月より相談日・相談時間を拡充し相談に対応しました。

（令和5年度の実施状況）

- ・電話相談 313件
- ・LINE相談 1068件

(4) 学校保健安全の観点からの指導（性に関する指導・エイズを含む性感染症予防教育のあり方や指導方法について）＜教育委員会＞

性に関する指導・エイズを含む性感染症予防教育のあり方や指導方法について研修を行い、実践的指導力の向上を図りました。

4 その他被害防止に関する教育の推進

(1) 少年少女消防教育<くらし安全防災局>

県内の少年少女（小学3年生～中学生）を対象に、防火防災に関する知識の習得を図るとともに、地域や家庭において火災の予防を行うことができる少年少女を育成しました。

令和5年度は実施回数6回、参加人数119人

(2) 防犯人材育成事業<くらし安全防災局>

「セーフティかながわユースカレッジ」、「地域防犯ボランティアセミナー」等の開催により地域で活躍する人材や、防犯教室を行う団体を育成しました。

（令和5年度開催状況）

○セーフティかながわユースカレッジ

- ・研修会 令和5年12月27日(水) かながわ県民センター 参加者 47名

○地域防犯ボランティアセミナー

- ・入門編 令和5年11月14日(火) 職員キャリア開発支援センター
参加者 68名
- ・スキルアップ編 令和6年1月22日(月) 横浜情報文化センター6階 情文ホール
参加者 108名
- ・地域開催編 令和6年3月12日(火) 横浜市並木1丁目16街区集会所
参加者 55名

○市町村防犯対策担当職員研修会

- ・令和6年1月22日(月) 横浜情報文化センター6階 情文ホール
参加者 34名(18市11町1村)

（地域防犯ボランティアセミナーを兼ねて実施）

(3) 消費者教育推進事業（学校における消費者教育の推進）<くらし安全防災局>

学校における消費者教育を円滑に実施するための連携・協力機関として、学校における消費者教育推進協議会を設置するとともに、中学生向け、高校生向けの消費者教育資料、教員用解説書及び各種啓発教材等の作成・配布や消費者教育教員研修を実施しました。

（令和5年度中学生向け、高校生向け消費者教育資料の発行・配布状況）

- ・発行部数：STEP UP（中学生向け）83,000部、JUMP UP（高校生向け）64,000部、
教員用解説書（サポートブック）3,000部
- ・配布先：県内の全中学校、高等学校等

（令和5年度消費者教育教員研修の実施状況）

- ・実施時期：対面講座 令和5年7月28日～同年8月25日、
- ・受講者数：対面講座：延べ125人

(4) 消費者教育啓発学習事業（消費生活出前講座）<くらし安全防災局>

消費者意識の高揚や悪質商法の被害未然防止等のため、地域や学校に出向いて各種出前講座を実施しました。

（令和5年度消費生活出前講座（学校向け）の実施状況）

- ・実施回数：7回(小学校・中学校・高等学校 6回、専門学校・短大・大学 1回)
- ・受講者数：1,659人(小学校・中学校・高等学校1,509人、専門学校・短大・大学150人)

(5) 消費者教育啓発学習事業（インターネット被害未然防止講座）＜くらし安全防災局＞

インターネット被害未然防止のため、体験型の講座を実施しました。

（令和5年度インターネット被害未然防止講座（学校向け）の実施状況）

- ・実施回数： 110回（小学校・中学校・高等学校 99回、専門学校・短大・大学 11回）
- ・受講者数：13,144人（小学校・中学校・高等学校12,489人、専門学校・短大・大学 655人）

(6) 小学生向け消費者教育資料の作成＜くらし安全防災局＞

小学校高学年を対象に、消費者として必要な情報を掲載したリーフレット「見えるお金と見えないお金 買い物の達人への道」を作成、配布しました。

（令和5年度作成・配布状況）

- ・発行部数：ワークシート 90,000部、教員用解説書 6,000部
- ・配布先：県内の全小学校

(7) 高校生向け啓発記事掲載＜くらし安全防災局＞

神奈川新聞の高校生向け情報紙「H!P」において、成年年齢引下げをテーマに高校生記者による取材・執筆記事を秋号（9月）、冬号（12月）で掲載し、県内の高校に配布しました。

（令和5年度作成・配布状況）

- ・発行部数：約20万部発行
- ・配布先：県内の高等学校

(8) 若者向け消費者市民社会啓発事業（大学等連携）＜くらし安全防災局＞

消費者ホットライン「188」の認知度の向上を図るため、啓発物品を作成し、大学等と連携して若者に配布しました。

（令和5年度作成・配布状況）

- ・作成部数：エコバッグ 25,000個、付箋セット 8,000個
- ・配布先：県内の大学・専門学校等

(9) 幼児向け消費者教育推進事業＜くらし安全防災局＞

幼児等を対象に、子どもの傷害事故予防についての動画等を作成し、県内の幼稚園・認定こども園・保育所等に周知しました。

みんなでいっしょにかんがえよう コレってだいじょうぶ？（日常生活編）

<https://www.youtube.com/watch?v=tGydc10L8I8>

（令和5年度DVD配布状況）

- ・発行枚数：3,000枚
- ・配布先：県内の幼稚園・認定こども園・保育所等

(10) 成年年齢引下げ啓発（グッズ配布）事業＜くらし安全防災局＞

高校生が消費生活トラブルに巻き込まれた際に適切に対応できるよう、消費者ホットライン「188」などを啓発するツールを作成し、県内の高校3年生に配布しました。

（令和5年度作成・配布状況）

- ・作成枚数：クリアファイル 90,000枚
- ・配布先：県内の高等学校、中等教育学校、特別支援学校

(11) 消費者トラブル事例啓発資料作成＜くらし安全防災局＞

若者の消費者被害防止のため、若者に多く見られる消費者被害事例をわかりやすく解説した啓発資料「契約のきりふだ（若者編）」を作成し、県内大学等に配布しました。

（令和５年度作成・配布状況）

- ・作成枚数：契約のきりふだ（若者編）」30,000部
- ・配布先：県内の高等学校、大学、専修学校

(12) 人権啓発事業（デートＤＶ防止啓発事業）＜福祉子どもみらい局＞

中学生・高校生を対象とした啓発冊子の作成・配布や、デートＤＶ防止啓発講座の開催等により、デートＤＶ防止を啓発しました。

（令和５年度の実施状況）

- ・中学生向け人権啓発資料「Be myself」 作成部数：82,000部
配布先：県内の中学校、特別支援学校
- ・デートＤＶ防止啓発講座 10回 992人参加

5 心と体の健康に関する教育の充実

(1) 食育推進事業【再掲】＜健康医療局＞

未病を改善するための重要な柱である「食」について、県民一人ひとりが理解を深め、自ら健全な食生活を実践することで、誰もが元気に笑顔で長生きできる神奈川を目指し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第４次神奈川県食育推進計画（食みらい かながわプラン 2023）に基づき、取組を進めました。

また、食への関心を啓発し、食の大切さについて理解を深めてもらうために、本県では子どもの夏休みにあたり、家族で食事をする機会が増える一方、生活が不規則になりやすい８月を「かながわ食育月間」と位置づけ、民間と協働して、栄養バランスの良い食事を摂ること等をテーマに、ポスター等の作成・配布を実施し、県民への食育の普及に取り組みました。

（令和５年度配布先：県及び県関連団体、市町村、食育を推進する民間団体等）

(2) 歯科保健普及啓発事業＜健康医療局＞

子どもの頃からの歯と口腔の健康づくりについて、子どもと保護者に対して、イベントや研修会を通じて歯及び口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進にも有効であることの普及啓発を実施しました。

(3) 重度う蝕ハイリスク幼児予防対策事業＜健康医療局＞

幼児期の口腔機能や心身の健全な発育発達には、むし歯の重症化予防が重要であることから、重症むし歯のリスクが高い子どもや重症むし歯を保有する子どもを対象に、歯科検診、保健指導、予防処置を実施しました。

(4) 食の安全・安心確保事業【再掲】＜健康医療局＞

子どもたちに、食の安全・安心に関する知識や理解を深めてもらうため、「かながわ食の安全・安心基礎講座」や「かながわ食の安全・安心ラボ」を開催しています。

令和５年度は、「牛と豚がお肉になるまで」「楽しく学ぼう！正しい手洗いと食の安全・安心のこと」をテーマに開催しました。

(5) かながわ産食材を活用した学校給食推進事業【再掲】＜教育委員会＞

県内の公立小中学校等に対して、県産食材の情報提供等を行うことで、県産食材を活用した給食「かながわ産品学校給食デー」の推進を図りました。

(6) 学校保健安全の観点からの指導（心と体の健康教育研修講座）＜総合教育センター＞

子どもたちの喫緊の課題である様々な心と体の問題に対応するため、心身の健康の保持増進に係る知識や考え方、指導方法等について講義・協議を行うことにより、心と体の健康教育に関する指導力の向上を図りました。

（令和５年度の実施状況）

参加人数40人（小学校6人、中学校4人、高等学校21人、中等教育学校1人、特別支援学校7人、私学1人）

(7) 学校における食育推進事業【再掲】＜教育委員会＞

神奈川県食育担当者会議等を運営するとともに、児童・生徒に対し食に関する知識の取得や正しい食事のあり方、望ましい生活習慣の形成を図り、生涯にわたって健康な生活を送る基礎を培うことを目標に、家庭・地域と連携し、学校の教育活動全体で食育の推進に取り組みました。

また、食育の指導のあり方や指導体制整備及び栄養教諭制度の活用等についての総合的・実践的な研修を行いました。

学校における食育

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cy3/csk/contents.html>

(8) 私立高等学校等教育改革推進補助（職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進）【再掲】
＜福祉子どもみらい局＞

児童、生徒へ食育を行う私立学校に対して補助しました。

6 子どもの未病対策の推進

(1) キャラクターを活用した未病改善の普及啓発【再掲】＜健康医療局＞

未就学児～小学生や保護者を対象に規則正しい生活習慣を身に付けることの大切さを、楽しく、わかりやすく伝えるため、子どもたちに親しみやすいキャラクターを活用した未病改善の普及啓発を行いました。

（令和５年度の実施状況）

イベントにおける未病普及キャラクター（ミビョーマン）ショーの実施 1回

未病普及キャラクター（ミビョーマン）による SNS を通じた発信

X 投稿件数 49 件、Instagram 投稿件数 43 件

(2) 子どもの未病対策応援プログラム推進事業【再掲】＜健康医療局＞

子どもや保護者が身近な場所で未病改善に取り組むことができるよう、企業や団体等に、その保有するノウハウを活かした「子どもの未病対策応援プログラム」を提供いただき、県のコーディネートのもと幼稚園・保育所等で実施しました。

（令和５年度の実施状況）

実施回数 36 回 延べ 1,263 人参加（８企業８プログラム 19 園）

(3) 高校における未病学習推進事業【再掲】＜健康医療局＞

高校生の健康リテラシーを高めるべく、未病改善の考え方、健康課題やセルフマネジメント等について学習するための副教材を作成し、県立高校(中等教育学校を含む)に提供しました。

(令和5年度の実施状況)

○第3版(電子版)を県立高校(中等教育学校含む)に周知

○企業と連携し、高校における出前授業に健康・未病学習教材を活用しました。

(4) 歯科保健普及啓発事業【再掲】＜健康医療局＞

子どもの頃からの歯と口腔の健康づくりについて、子どもと保護者に対して、イベントや研修会を通じて歯及び口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進にも有効であることの普及啓発を実施しました。

(5) 重度う蝕ハイリスク幼児予防対策事業【再掲】＜健康医療局＞

幼児期の口腔機能や心身の健全な発育発達には、むし歯の重症化予防が重要であることから、重症むし歯のリスクが高い子どもや重症むし歯を保有する子どもを対象に、歯科検診、保健指導、予防処置を実施しました。

(6) 子ども☆キラキラプロジェクトの推進【再掲】＜教育委員会＞

子どもの体力・運動能力の向上、運動習慣の確立、生活習慣の改善を図るため、学校の体力向上の取組を指導支援する体力向上キャラバン隊を派遣したり、児童の運動習慣の定着を目指す運動習慣カードを作成したり、夏休みのラジオ体操の普及を行ったりするなど、子どもの時から「未病を改善する」基礎づくりを推進しました。

(7) 幼児期からの運動習慣形成事業【再掲】＜文化スポーツ観光局＞

親子ふれあい体操のリーフレットやバルーンを作製し、市町村が乳幼児に行う健康診査や各種スポーツイベントの場で配布しています。

また、令和4年度からは国庫支出金を活用し、幼稚園を対象とした親子ふれあい体操教室等を実施しています。

(令和5年度の活動状況)

- ・年齢別に2種類の親子ふれあい体操リーフレットを各50,000部ずつ作製し、県内の各市町村に配付しました。
- ・国庫委託事業として、三浦市内の幼稚園において、親子ふれあい体操教室を2回、運動指導者講習会を1回実施したほか、保護者向け及び指導者向けのパンフレットを作製し、保護者や指導者等に配付しました。

(8) 3033 運動の推進【再掲】＜文化スポーツ観光局＞

1日30分、週3回、3ヶ月間継続して運動やスポーツを行い、くらしの一部として習慣化する3033運動を推進することで、ライフステージ等に応じた運動やスポーツ活動の普及を図っています。

(令和5年度の活動状況)

- ・3033生涯スポーツ推進会議を1回書面開催しました。
- ・県のたよりやホームページで3033運動を紹介したほか、3033キャンペーンイベントを実施し普及・啓発を図りました。
- ・高齢者の体力づくりや世代間交流を目的としたレクリエーション指導者派遣事業を、23団体に対して実施しました。

3033(サンマルサンサン)運動 ― くらしに運動・スポーツの習慣を ―

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ui6/3/3033.html>

施策の方向4 社会的・経済的な自立の促進

1 社会参画、シチズンシップ教育の推進

(1) 中学生の主張＜福祉子どもみらい局＞

広い視野と柔軟な発想や創造性をもとに、物事を論理的に考える力や自らの主張を正しく理解してもらう力を身につけるため独立行政法人国立青少年教育振興機構が主催する「少年の主張」事業に県内中学生を選考し、推薦しました。

(2) シチズンシップ教育＜教育委員会＞

県立高等学校等において、キャリア教育の一環として、これからの社会を担う自立した社会人を育成することを目的に、積極的に社会参加するための能力と態度を育成するシチズンシップ教育を推進しました。

2 ライフキャリア教育の促進と結婚に向けた機運の醸成

(1) ライフキャリア教育支援事業＜福祉子どもみらい局＞

若年層（大学生・高校生・中学生）を対象とした啓発冊子、視聴覚教材、ロールモデル事業集、プログラム・教材の作成等により、男女共同参画の視点を踏まえたライフキャリア教育の普及拡大を図りました。

（令和5年度の実施状況）

- ・大学生向けライフキャリア教育啓発冊子「MEET ME BOOK データ編」
作成部数 1,500部 県内大学に配布（ロールモデルVOL.1、VOL.2含む）
- ・高校生向けライフキャリア教育啓発冊子「mirai book／指導者用」
作成部数 3,000部/1,000部 県内高校にデータ配付
- ・外部講師派遣 2大学2回
- ・高校生向け出前講座 2高校2回
- ・中学生向け出前講座 5中学校7回

(2) 恋カナ！プロジェクト＜福祉子どもみらい局＞

全国的に未婚率が高まる中、結婚を希望する方がその希望を実現できるよう、かながわの魅力を活かした結婚支援の取組を実施し、結婚に向けた機運を醸成しました。

3 キャリア教育の推進と職業能力開発

(1) 理工系キャリア支援講座（女性の活躍応援団支援事業）＜福祉子どもみらい局＞

女子中学生、高校生の理工系志望（理工系進学・就労、研究職技術職系進学・就労）を促進・支援し、性別に関わらず、自分らしい生き方や働き方を考える機会を提供するため、県内の中学校、高等学校等において、「かながわ女性の活躍応援団」団員企業等及びNPO法人日本女性技術者科学者ネットワークから、女性技術者・研究者を講師として派遣する出前講座を実施しました。

（令和5年度の実施状況）

・実施回数 1回 592人参加（男子生徒も含む）

(2) 仕事のまなび場事業＜福祉子どもみらい局＞

専門学校における職業教育に関連した体験学習プログラムを活用し、高校生等の就労観の育成と職業意識の向上を図りました。

(3) 私立高等学校等教育改革推進補助（職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進） ＜福祉子どもみらい局＞

多様な職業体験等、職業教育の推進に取り組む私立学校に対して補助しました。

(4) 専門課程訓練事業＜産業労働局＞

産業技術短期大学校において、主として高等学校の新規学卒者を対象に、実践技術者を育成するための専門高度な訓練を実施しました。

（令和5年度の実施状況）

・実施コース数：5コース
・受講者数：285人

(5) 普通課程訓練推進事業＜産業労働局＞

総合職業技術校において、主として新規学卒者等を対象に、職業に必要な基礎的な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施しました。

（令和5年度の実施状況）

実施校	コース数	入校者数
東部総合職業技術校	7コース	114人
西部総合職業技術校	7コース	106人
計	14コース	220人

(6) 人材育成支援センター事業＜産業労働局＞

人材育成支援センターにおいて、職業能力開発に関するモデルカリキュラムの開発を行うなど、人材育成に係る総合的な支援を民間教育訓練機関等と連携して実施しました。

（令和5年度の実施状況）

・職業訓練カリキュラム開発分科会
・産業人材育成フォーラム

(7) 短期訓練課程推進事業<産業労働局>

若年者を対象に製造業の次世代を担う後継者を育成するため、総合職業技術校での訓練と企業実習を組み合わせた訓練を実施しました。

(令和5年度の実施状況)

実施校	コース数	入校者数
東部総合職業技術校	1コース	12人
西部総合職業技術校	1コース	14人
計	2コース	26人

(8) かなテクカレッジ活用キャリア教育推進事業（職業能力開発推進事業）<産業労働局>

産業技術短期大学校及び総合職業技術校において、小学校、中学校及び高等学校と連携・協力し、キャリア教育の中で「ものづくり体験」を実施しました。

(令和5年度の実施状況)

実施校	コース数	参加者数
産業技術短期大学校	3コース	97人
東部総合職業技術校	12コース	799人
西部総合職業技術校	13コース	795人
計	28コース	1,691人

(9) 高校生学習活動コンソーシアム事業<教育委員会>

県立高校と教育機関・研究機関・企業がコンソーシアムを形成し、高校生向けの学習プログラムを提供することにより高校生の学習機会の拡大を図りました。

(10) 学校教育充実事業<教育委員会>

農業、工業、商業などの産業教育系専門学科における長期間の企業における実習（いわゆるデュアルシステム）の推進に向け、課題となっている産業界との調整や地域の課題を解決するプログラムの開発などについて、専門的な見地をもってコーディネートできる人材の配置を行い、生徒が社会を実感できる学びを提供しました。

4 若者の就労支援の強化

(1) 就農支援活動事業（新規就農啓発事業）＜環境農政局＞

次代の農業の担い手を育成するため、就農に興味のある高校生・大学生等を対象に、ホームページでの情報提供や個別の就農相談など円滑な就農に向けた支援を行いました。

（令和5年度の実績）

・相談者数 延 348 人

(2) 漁業就業・定着化促進支援事業＜環境農政局＞

令和5年度は前年度と同様に漁業体験研修及び漁業就業セミナーを開催し、新規に漁業への就業を希望する方へ支援を実施しました。また、令和5年度から新たに、漁業で必要となる資格取得の支援及び漁業協同組合等に向けたセミナーを実施し、漁業への就業定着に取り組みました。

（令和5年度の実績）

項 目	実施回数	参加人数
漁業体験研修	2回	9人
漁業就業セミナー	1回	22人
就業相談会	1回	22人
資格取得支援	—	4名
漁協向けセミナー	4回	28名

(3) 若年者就業支援＜産業労働局＞

若年者の就職を支援するため、「かながわ若者就職支援センター」において、国の機関である併設ハローワークと連携し、キャリアカウンセリング、就職支援セミナーやグループワーク、就職情報・職業訓練情報の提供を行いました。

（令和5年度利用者数）

・延べ 9,980 人

「かながわ若者就職支援センター」ホームページ

<https://www.kanagawa-wakamono.jp/>

(4) 労働相談等事業（若年者労働教育支援）＜産業労働局＞

若者に向けたいわゆる「ブラック企業」対策として、「労働相談強化期間」を設け、「過重労働・若者の使い捨て撲滅相談」やセミナーを実施しました。

（令和5年度実施状況）

・特別労働相談会	・・・開催日数	8日	相談件数	23件
・街頭労働相談会	・・・開催日数	18日	相談件数	1,342件
・若者向け労働法セミナー	WEB開催数	2回	（オンデマンド配信で実施）	
	参 加 者	456人		

施策の方向5 子ども・若者に関する相談・支援体制の充実

1 自ら考え自らを守る力をはぐくむ

(1) 子どもの意見表明支援事業＜福祉子どもみらい局＞

施設入所（里親委託を含む）や一時保護された子どもの意見を汲み取り代弁する仕組みを構築し、自ら声をあげることが難しい子どもが意見を表明する権利を確保するため「子どもの意見表明支援事業」を令和2年4月から実施し、子ども自ら意見を表明できる機会を拡充しました。

(2) 子どもの権利擁護センター事業【新規】＜福祉子どもみらい局＞

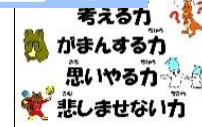
児童相談所が入所措置等その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する子どもの意見又は意向を汲み取り代弁し、自ら声をあげることが難しい子供が意見を表明する権利を確保します。改正児童福祉法が施行されることに伴い、令和6年度からの事業展開について有識者等による検討会を開催しました。

(3) サイバー防犯ボランティアの活動支援＜警察本部＞

サイバー防犯ボランティアの皆さんが、サイバー犯罪被害防止やサイバー空間における規範意識の向上を図ることを目的として、県内各地で警察官等と連携し児童・生徒や保護者等を対象としたサイバー教室等による啓発活動を行っています。中でも児童・生徒と年齢の近い兄姉的な立場である中・高校生、大学生による啓発活動は、双方に多くの効果が認められることから、こうした学生等のサイバー防犯ボランティアの育成とその活動を支援しました。

（令和5年サイバー防犯ボランティアによるサイバー教室実施状況）

- ・開催178回 参加人数28,863人
- うち、中・高校生、大学生による実施
- 開催 31回 参加人数 5,630人



サイバー防犯ボランティアの活動について

https://www.police.pref.kanagawa.jp/kurashi/cyber_hanzai/mesd7027.html

(4) いのちの大切さを学ぶ教室【再掲】＜警察本部＞

次世代を担う中学生・高校生に犯罪に遭われた方とご家族等の置かれた状況や気持ちを伝え、「いのちの大切さ」について考えさせるとともに、自分の命を大切にすることはもとより、他人の命も大切にするという心を育むことによって、自らが加害者になってはいけないという規範意識を向上させ、ひいては社会全体で犯罪被害者等を思いやり支える気運の醸成を図っています。

令和5年度は、39回にわたり、延べ9,177人の中学生・高校生を対象に開催しました。

2 かながわ子ども・若者総合相談センターによる支援

(1) SNSひきこもり等相談事業＜福祉子どもみらい局＞

子ども・若者（概ね39歳まで）を含めるひきこもりの当事者及び家族等が抱える悩みについて、より身近に相談できる環境を提供するため、「かながわ子ども・若者相談LINE」及び「かながわひきこもり相談LINE」を運営しています。電話や来所といった従来の相談方法よりも、アクセスしやすいコミュニケーションアプリ「LINE」を利用することにより、相談のハードルを低くすることが可能になりました。

(2) かながわ子ども・若者総合相談事業＜福祉子どもみらい局＞

青少年センター内に設置している子ども・若者育成支援推進法第13条に基づく総合相談センターにおいて、子ども・若者の一次相談を受けるとともに、専門相談機関と連携する全県的なネットワークの構築を推進しました。

(3) ひきこもり等相談関係事業＜福祉子どもみらい局＞

青少年の様々な悩みに適切に対応するため、かながわ子ども・若者総合相談センター及び神奈川県ひきこもり地域支援センターにおいて、関係機関やNPOと連携して相談を受けるとともに、NPOに対する情報や活動の場の提供、人材育成支援を推進しました。また、神奈川県ひきこもり地域支援センターでは、市町村における支援体制の強化を推進するため、市町村の後方支援を行うほか、ひきこもり当事者のための居場所や親きょうだいの集いを市町村と連携して実施しました。

3 身近に相談できる環境づくり

(1) SNS児童虐待防止相談事業＜福祉子どもみらい局＞

コミュニケーションアプリ「LINE（ライン）」を活用した児童虐待防止のための相談窓口「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を開設し、親子関係や家庭の悩みなどの相談を受け付けています。

(2) SNSひとり親家庭相談事業＜福祉子どもみらい局＞

子どもの貧困対策の推進を目的として、特に生活困窮の割合が高い「ひとり親家庭」の自立を応援するため「かながわひとり親家庭相談LINE」を開設し、幅広い層からの相談を受け入れ、必要な情報を提供し支援を行いました。

(3) SNSひきこもり等相談事業【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

子ども・若者（概ね39歳まで）を含めるひきこもりの当事者及び家族等が抱える悩みについて、より身近に相談できる環境を提供するため、「かながわ子ども・若者相談LINE」及び「かながわひきこもり相談LINE」を運営しています。電話や来所といった従来の相談方法よりも、アクセスしやすいコミュニケーションアプリ「LINE」を利用することにより、相談のハードルを低くすることが可能になりました。

(4) ひきこもり等相談関係事業【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

青少年の様々な悩みに適切に対応するため、かながわ子ども・若者総合相談センター及び神奈川県ひきこもり地域支援センターにおいて、関係機関やNPOと連携して相談を受けるとともに、NPOに対する情報や活動の場の提供、人材育成支援を推進しました。また、神奈川県ひきこもり地域支援センターでは、市町村における支援体制の強化を推進するため、市町村の後方支援を行うほか、ひきこもり当事者のための居場所や親きょうだいの集いを市町村と連携して実施しました。

(5) ひきこもり等地域相談事業＜福祉子どもみらい局＞

ひきこもりや不登校の子ども・若者のサポートを行ってきたNPO団体と協働し、県域における相談の利便性を高め、地域の関係機関との連携を促進し、相談支援体制を強化するため、県西部青少年サポート相談室（県西部ひきこもり相談窓口）および地域青少年相談窓口を開設し、相談対応を実施しました。

(6) こころの健康づくり専門相談事業＜健康医療局＞

こころの電話相談及びピア相談（精神障害のある当事者が行う相談）を実施しました。

(7) 特定（依存症）電話相談＜健康医療局＞

アルコールなどの依存症に関する電話・面接相談を実施しました。

(8) ICTを活用したいのちの相談支援体制整備事業＜健康医療局＞

SNS等のICTを活用した自殺対策として、「LINE相談」の実施など、より相談しやすい環境を整えました。

(9) スクールカウンセラー配置活用事業＜教育委員会＞

不登校等の未然防止や早期対応を図るため、心の問題に関して専門的知識を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして全教育事務所、全県立高等学校及び中等教育学校に配置しました。

また、スクールカウンセラースーパーバイザーを教育局に配置し、スクールカウンセラーへの専門的な助言や緊急時の対応を図るとともに、スクールカウンセラーアドバイザーを全教育事務所等に配置し、経験年数の少ないカウンセラー等への指導・助言を行いました。

(10) スクールソーシャルワーカー配置活用事業<教育委員会>

社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカー及びスクールソーシャルワーカーアドバイザーを全教育事務所に配置しました。また、すべての県立高等学校及び中等教育学校にスクールソーシャルワーカーを配置しました。

さらに、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーを教育局に配置し、スクールソーシャルワーカーへの指導・助言を行いました。

(11) SNSを活用したいじめ等相談窓口の開設<教育委員会>

中学生・高校生が日頃使い慣れている無料通信アプリ「LINE」を活用して、いじめや様々な悩み等に関する相談ができる「中高生SNS相談@かながわ」を実施しました。

(令和5年度の実施状況)

- ・実施日時：令和5年4月3日（月）から令和6年3月29日（金）まで
毎週3回月・水・金（12月28日から1月5日は除く）

次の期間は毎日実施：4月3日から7日、5月8日から12日、

8月21日から9月2日、令和6年1月6日から10日

18時から21時まで

- ・対象生徒：県内の国公私立の中高生約44万人

(12) 24時間子どもSOSダイヤル事業<教育委員会>

いじめに関する問題など一人ひとりのニーズに応じた電話相談を夜間・休日含めた24時間対応で実施しました。

4 各相談機関・民間団体間の連携促進

(1) 性的マイノリティ（LGBT等）相談事業<福祉子どもみらい局>

NPOと協働しながら、臨床心理士など専門相談員を県内公共施設等に派遣して相談事業を実施しました。

(2) かながわ子ども・若者総合相談事業【再掲】<福祉子どもみらい局>

青少年センター内に設置している子ども・若者育成支援推進法第13条に基づく総合相談センターにおいて、子ども・若者の一次相談を受けるとともに、専門相談機関と連携する全県的なネットワークの構築を推進しました。

(3) ひきこもり等相談関係事業【再掲】<福祉子どもみらい局>

青少年の様々な悩みに適切に対応するため、かながわ子ども・若者総合相談センター及び神奈川県ひきこもり地域支援センターにおいて、関係機関やNPOと連携して相談を受けるとともに、NPOに対する情報や活動の場の提供、人材育成支援を推進しました。また、神奈川県ひきこもり地域支援センターでは、市町村における支援体制の強化を推進するため、市町村の後方支援を行うほか、ひきこもり当事者のための居場所や親きょうだいの集いを市町村と連携して実施しました。

(4) いのちを守る教育支援【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

いじめや自殺、インターネット等の脅威、薬物乱用防止など、教育においていのちを守る啓発取組、ヤングケアラーに関する周知・啓発の取組、スクールカウンセラーなどの配置にかかる経費の一部を補助しました。

(5) ケアラー・ヤングケアラーの支援事業＜福祉子どもみらい局＞

ケアラーは年齢や属性が多様であり、既存の各種支援制度のはざまに陥りがちで必要な支援を受けにくいとため、「かながわケアラー支援ポータルサイト」を開設して情報提供を行いました。

また、支援体制の構築に向けた次の事業を行いました。

- ・ 相談を一元的に受ける窓口の設置

ケアラー・ヤングケアラーが気軽に相談でき、必要に応じて効果的な支援へとつながられるよう、LINE と電話により相談を一元的に受ける窓口を設置しました。

- ・ 分野を横断した支援体制の構築

ケアラー・ヤングケアラーの多分野にまたがる支援者・支援機関（市町村、各種相談窓口等）を支える体制づくりを行うケアラー支援専門員を設置しました。

- ① 各分野の支援者・支援機関（市町村、各種相談窓口等）のネットワーク構築
- ② 複数の分野にまたがるなど困難事例の支援に向けた情報提供・連絡調整
- ③ 各分野の支援機関を対象とした研修会の開催や講師としての派遣

- ・ 居場所づくり支援

ケアラー・ヤングケアラーにとって、家庭、学校や仕事以外の「三つ目の居場所」となる「ケアラズカフェ」の立ち上げ支援を行いました。

(6) 地域包括支援センター職員等養成研修事業＜福祉子どもみらい局＞

高齢者やその家族を包括的・継続的に支援するため市町村が設置している地域包括支援センターの職員に対し、ヤングケアラーなど複合的な課題についての研修会を実施し、困難を抱える家族を適切な機関につなげられるようにするとともに、地域の様々な関係機関とのネットワーク構築を図りました。

（令和5年度実績）

- ・ 現任者研修修了者数 182 人

(7) 教育相談等事業＜教育委員会＞

一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな専門性の高い教育相談を実施しました。

(8) 少年相談活動＜警察本部＞

警察署や少年相談・保護センターにおいて、少年や保護者、関係機関等から、非行や不良行為、いじめ、犯罪被害等に関する相談を受け、助言・指導を行うとともに、必要に応じて継続的な支援を行いました。

施策の方向6 ひきこもり・ニート等の子ども・若者への支援

1 ひきこもり・ニート等の子ども・若者とその家族等への支援

(1) ふれあい心の友訪問援助事業＜福祉子どもみらい局＞

ひきこもり、不登校等の児童の社会適応を援助するため、児童の姉・兄に相当する世代を中心に、児童福祉に理解と情熱を有する大学生等（メンタルフレンド）を、支援を要する児童の家庭に派遣し、児童との交流を図りました。

(2) 地域若者サポートステーションの設置運営＜福祉子どもみらい局＞

国と県が協働し、平成 24 年 4 月に神奈川県西部地域若者サポートステーションを小田原市、平成 26 年 4 月に神奈川県央地域若者サポートステーションを厚木市に設置しました。

キャリアカウンセラーや臨床心理士等を配置し、専門家の診断や助言をトータルに受けられる体制を備えた面接相談により、一人ひとりにあった就労に向けたプログラムを作成して、ニート等の若者の職業的自立を支援しています。

また、市町村やハローワーク、若者支援機関等とのネットワーク構築及び維持のため、会議への参加や連携活動を行いました。

なお、令和 2 年度から、40 歳代無業者及びその家族まで支援対象が拡大されました。

（令和 5 年度状況）

・新規登録者 285 人 ・就職者数 168 人

地域若者サポートステーション



地域若者サポートステーションは、厚生労働省が委託した全国の若者支援の実績やノウハウのある NPO 法人、株式会社等が実施しています。

ぜひ、一度ご相談ください。

- ・対象年齢：15 歳～49 歳
- ・料金：無料 ※ 初回のご利用には予約が必要です。

神奈川県地域若者サポートステーション

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/f4151/p471988.html>

（国と県が協働で運営する地域若者サポートステーション）

○ 神奈川県西部地域若者サポートステーション

- ・所在地：小田原市城山 1-6-32 Sビル 2 階
（JR・小田急「小田原駅」から徒歩約 3 分）
- ・電話番号：0465-32-4115
- ・事業者：特定非営利活動法人子どもと生活文化協会
[厚生労働省・神奈川県委託]

○ 神奈川県央地域若者サポートステーション

- ・所在地：厚木市中町 2-12-15 アミューあつぎ 7 階「あつぎ市民交流プラザ」内
（小田急「本厚木駅」から徒歩約 5 分）
- ・電話番号：046-297-3067
- ・事業者：特定非営利活動法人子どもと生活文化協会
[厚生労働省・神奈川県委託]

(3) ひきこもり支援サイト運営＜福祉子どもみらい局＞

県では、ひきこもり支援サイトを運営し、ひきこもりの状態にあり社会と接する機会がない若者が、県やNPOが実施する相談事業や体験活動等の情報を入手し、社会に関心を持つきっかけとなるような場を提供しました。

(令和5年度状況)

- ・アクセス数 31,827 件
- ・ユーザー投稿数 318 件

(4) SNSひきこもり等相談事業【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

子ども・若者（概ね39歳まで）を含めるひきこもりの当事者及び家族等が抱える悩みについて、より身近に相談できる環境を提供するため、「かながわ子ども・若者相談LINE」及び「かながわひきこもり相談LINE」を運営しています。電話や来所といった従来の相談方法よりも、アクセスしやすいコミュニケーションアプリ「LINE」を利用することにより、相談のハードルを低くすることが可能になりました。

(5) 「ひきこもり×メタバース」社会参加支援事業【新規】＜福祉子どもみらい局＞

ひきこもり等の当事者が外出せずに気軽に参加できる「メタバース」を活用して、仮想上に他社と交流可能な居場所を設置しました。

(6) かながわ子ども若者総合相談事業【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

青少年センター内に設置している子ども・若者育成支援推進法第13条に基づく総合相談センターにおいて、子ども・若者の一次相談を受けるとともに、専門相談機関と連携する全県的なネットワークの構築を推進しました。

(7) ひきこもり等相談関係事業【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

青少年の様々な悩みに適切に対応するため、かながわ子ども・若者総合相談センター及び神奈川県ひきこもり地域支援センターにおいて、関係機関やNPOと連携して相談を受けるとともに、NPOに対する情報や活動の場の提供、人材育成支援を推進しました。また、神奈川県ひきこもり地域支援センターでは、市町村における支援体制の強化を推進するため、市町村の後方支援を行うほか、ひきこもり当事者のための居場所や親きょうだいの集いを市町村と連携して実施しました。

2 ひきこもり・ニート等の子ども・若者とその家族に対応するNPO等民間団体への支援

(1) 子ども・青少年の居場所づくりの普及促進＜福祉子どもみらい局＞

子ども・青少年の居場所づくり推進事業（平成28～30年度実施）において作成した「子ども・若者居場所づくりガイド（導入編）（対話編）（つながり編）」を、県青少年課のホームページに掲載し、地域における居場所づくりに関する情報発信を行いました。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/ibasyo.html>

(2) かながわ子ども・若者総合相談事業【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

青少年センター内に設置している子ども・若者育成支援推進法第13条に基づく総合相談センターにおいて、子ども・若者の一次相談を受けるとともに、専門相談機関と連携する全県的なネットワークの構築を推進しました。

(3) ひきこもり等相談関係事業【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

青少年の様々な悩みに適切に対応するため、かながわ子ども・若者総合相談センター及び神奈川県ひきこもり地域支援センターにおいて、関係機関やNPOと連携して相談を受けるとともに、NPOに対する情報や活動の場の提供、人材育成支援を推進しました。また、神奈川県ひきこもり地域支援センターでは、市町村における支援体制の強化を推進するため、市町村の後方支援を行うほか、ひきこもり当事者のための居場所や親きょうだいの集いを市町村と連携して実施しました。

(4) フリースペース等事業補助＜福祉子どもみらい局＞

ひきこもり等の青少年やその家族に対する支援活動を促進するために、フリースペース等を運営するNPO等が実施する相談事業を対象に助成しました。

(5) 青少年サポートプラザ事業＜福祉子どもみらい局＞

ひきこもり、不登校、非行等で悩む子ども、若者や家族のサポートに取り組むNPOや親の会等への活動支援として、打合せや活動等に利用できる場を提供するほか、資料作成のための機器等を提供しました。

(6) 人材養成研修等の実施＜福祉子どもみらい局＞

NPO等のスタッフ等を対象に、日常活動や組織運営に必要な知識や技能を学ぶ研修を実施するほか、不登校・ひきこもり等に悩む子ども・若者の支援に携わる人材を養成するための研修を実施しました。

(7) ひきこもり等地域理解促進事業＜福祉子どもみらい局＞

ひきこもり問題等に取り組む団体の発展や地域住民への理解・啓発を促すため、各地域で団体が自主的に取り組む研修や講演会等の講師費用を支援しました。

(8) 地域包括支援センター職員等養成研修事業【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

高齢者やその家族を包括的・継続的に支援するため市町村が設置している地域包括支援センターの職員に対し、ヤングケアラーなど複合的な課題についての研修会を実施し、困難を抱える家族を適切な機関につなげられるようにするとともに、地域の様々な関係機関とのネットワーク構築を図りました。

(令和5年度実績)

・現任者研修修了者数 182人

3 NPO等民間団体との協働による自立支援

(1) ひきこもり等地域相談事業【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

ひきこもりや不登校の子ども・若者のサポートを行ってきたNPO団体と協働し、県域における相談の利便性を高め、地域の関係機関との連携を促進し、相談支援体制を強化するため、県西部青少年サポート相談室（県西部ひきこもり相談窓口）および地域青少年相談窓口を開設し、相談対応を実施しました。

施策の方向7 障がい等のある子ども・若者の支援

1 障がい等のある子ども・若者とその家族等への支援

(1) ともいきアートサポート事業（創作×地域展示）【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

障がいの程度や状態にかかわらず、誰でも文化芸術を鑑賞・創作・表現できる機会を提供するため、県内4か所で「ともいきアートサポート事業（創作×地域展示）」を実施しました。

(2) 障害者地域生活支援事業（県事業）（一部）＜福祉子どもみらい局＞

自閉症等の発達障がいや有する障がい児者に対する支援を総合的に行うため、県立中井やまゆり園に「発達障害支援センターかながわA（エース）」を設置し、各地域の相談窓口と連携して、発達障がいに関する相談支援や、研修事業、普及啓発等を実施しました。

（令和5年度研修実施状況）

・開催 4回 参加者 264人

(3) 精神保健福祉普及相談事業＜健康医療局＞

精神障害者の病状悪化の防止、障害者の自立及び社会復帰を図るため、各保健福祉事務所において、地域住民のこころの健康に関しての相談及び訪問支援を行いました。

(4) こころの健康づくり専門相談事業【再掲】＜健康医療局＞

こころの電話相談及びピア相談（精神障害のある当事者が行う相談）を実施しました。

(5) 高校通級実践事業＜教育委員会＞

高校に進学する生徒の多様な教育的ニーズに対応するため、県立高校に在籍する生徒のうち、発達障害等の障害に応じた特別の指導を行う必要がある者に対して、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部について、特別の指導の場で障害に応じた特別の指導（自立活動）を受ける「通級による指導」に取り組みました。

(6) 「かながわパラスポーツ」のさらなる推進【再掲】＜文化スポーツ観光局＞

年齢や障がいの有無に関わらず、すべての人が自分の運動機能を活かしてスポーツを「する」「観る」「支える」こと＝「かながわパラスポーツ」のさらなる推進のため、県立スポーツセンター、県立特別支援学校などの地域資源を活用し、障がい者スポーツ教室の開催や障がい者スポーツを支える人材の資質向上研修を行うとともに、県立スポーツセンターのパラスポーツ設備を拡充しました。

(7) 障がい者スポーツの普及促進【再掲】＜文化スポーツ観光局＞

スポーツ活動を通じて、障がい者等の体力の強化、交流、自由時間の活用等に役立てるとともに、障がい者スポーツを普及させるためスポーツ指導員の養成やスポーツ大会の開催などのスポーツを推進する取組を行いました。

（令和5年度の実施状況）

県障害者スポーツ大会 計7競技

(8) 障がい者アスリートの育成及び指導者への支援【再掲】＜文化スポーツ観光局＞

東京 2020 パラリンピック競技大会を契機として神奈川育ちの障がい者アスリートの継続的な競技力向上を目指し、有望アスリート及びその指導者に対して競技活動費等を支援し、将来の神奈川のスポーツ振興に寄与することを目指しています。

(令和5年度の実施状況)

・障がい者アスリート支援事業補助対象 選手 31 人 指導者 2 人

2 障がい等のある子ども・若者とその家族に対応するNPO等民間団体への支援

(1) 障害者地域生活支援事業（県事業）（一部）【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

自閉症等の発達障がいをもつ障がい児者に対する支援を総合的に行うため、県立中井やまゆり園に「発達障害支援センターかながわA（エース）」を設置し、各地域の相談窓口と連携して、発達障がいに関する相談支援や、研修事業、普及啓発等を実施しました。

(令和5年度研修実施状況)

・開催 4 回 参加者 264 人

(2) 「かながわパラスポーツ」のさらなる推進【再掲】＜文化スポーツ観光局＞

「かながわパラスポーツ」のさらなる推進のため、県立スポーツセンター、県立特別支援学校及び地域資源を活用し、障がい者スポーツ教室の開催や障がい者スポーツを支える人材の資質向上研修等を行うとともに、スポーツセンターのパラスポーツ設備を拡充しました。

(3) 障がい者スポーツの普及促進【再掲】＜文化スポーツ観光局＞

スポーツ活動を通じて、障がい者等の体力の強化、交流、自由時間の活用等に役立てるとともに、障がい者スポーツを普及させるためスポーツ指導員の養成やスポーツ大会の開催などのスポーツを推進する取組を行いました。

(令和5年度の実施状況)

県障害者スポーツ大会 計7競技

3 障がい等のある若者に対する就労支援等

(1) 障害者地域生活支援事業（県事業）（一部）【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

自閉症等の発達障がいをもつ障がい児者に対する支援を総合的に行うため、県立中井やまゆり園に「発達障害支援センターかながわA（エース）」を設置し、各地域の相談窓口と連携して、発達障がいに関する相談支援や、研修事業、普及啓発等を実施しました。

（令和5年度研修実施状況）

・開催 4回 参加者 264人

(2) 精神保健福祉普及相談事業【再掲】＜健康医療局＞

精神障害者の病状悪化の防止、障害者の自立及び社会復帰を図るため、各保健福祉事務所において、地域住民のこころの健康に関しての相談及び訪問支援を行いました。

(3) 障害者就職促進委託訓練事業＜産業労働局＞

国立県営の神奈川障害者職業能力開発校が委託元校となり、求職中の障がい者に向け、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用した短期課程の訓練を実施し、障がい者の就職の促進を図りました。

（令和5年度の実施状況）

・実施コース数：22コース

・受講者数：96人

(4) 障害者職業能力開発事業＜産業労働局＞

国立県営の神奈川障害者職業能力開発校において、障がい者に対する職業能力開発事業及び施設の維持、管理、運営を行いました。

（令和5年度の実施状況）

・実施コース数：8コース

・入校者数：74人

(5) 障害者特別委託訓練＜産業労働局＞

知的障がい者の適正に応じた職業訓練を実施し、職業的自立を図るため、指導体制及び訓練環境が整備されている職業訓練法人神奈川能力開発センターに委託して職業訓練を実施しました。

4 医療的ケア児及び慢性疾病や難病を患っている子ども・若者等への支援

(1) 障害児者等歯科保健対策事業<健康医療局>

障害児者等は歯科疾患に罹患しやすい傾向があり、また治療には困難を伴うことが多いことから、障害児者等対象に歯科疾患の予防や早期発見のため、歯科検診、歯科相談、歯科保健指導を実施しました。

(2) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業<福祉子どもみらい局・健康医療局>

慢性的な疾病を抱える児童やその家族の負担軽減及び長期療養をしている児童の自立や成長を支援するため、自立支援フォーラム及び自立支援ホームページの運営を行いました。また、保健福祉事務所において、相談支援・集団指導・養育困難事例検討会などを実施するとともに、認定NPO法人よこはまこどもホスピスプロジェクトに委託し養育経験者等によるピアサポート及びきょうだい児支援等を実施しました。

(令和5年度の実施状況)

【相談件数】 訪問相談 323人 専門相談 14人 電話・面接相談等 3,072人

【ピアサポート】 87件

【相互交流会】 2回開催 参加者 8家族28人

【きょうだい児支援】 2回開催 参加者 13人／2回

(3) 移行期医療支援体制整備事業<福祉子どもみらい局>

「かながわ移行期医療支援センター」の運営により、小児慢性特定疾病患者の小児期から成人期への円滑な移行期医療を推進するための医療機関の連携支援及び患者自身の疾病等の理解を深めるための自立支援を行いました。

(4) 医療的ケア児支援センター運営事業【一部新規】・医療的ケア児地域相談窓口設置事業【新規】

<福祉子どもみらい局>

地域における医療的ケア児等からの相談に対応するため、「かながわ医療的ケア児支援センター」に、地域相談窓口（ブランチ）を新たに設置しました。

施策の方向 8 非行防止対策及び立ち直り支援活動の推進

Ⅰ 非行防止教室等による青少年の規範意識の醸成

(1) 交通安全県民運動事業＜くらし安全防災局＞

交通安全県民運動事業計画の中で、6月を暴走族追放強化月間に指定して、暴走族追放機運を醸成して暴走族への加入防止と離脱の促進を図りました。また、交通安全運動で行うキャンペーン等を通じて、全ての県民に暴走族の反社会性や危険性などを訴える活動を行いました。

(2) 薬物乱用防止対策【再掲】＜健康医療局・福祉子どもみらい局＞

青少年の薬物乱用防止に関する取組を推進するため、「神奈川県薬物濫用防止条例」の適切な運用を図るとともに、神奈川県薬物乱用対策推進本部の下に啓発・青少年対策部会を設置し、各種啓発活動を行っています。

学校や地域で実施する薬物乱用防止教室に薬物乱用防止指導員等の講師派遣を行うほか、薬物乱用防止運動期間中を重点にポスター掲示等を行いました。

また、「神奈川県青少年保護育成条例」に基づき、薬物関係の図書を有害図書類等に指定しています。

(3) 非行防止教室の開催＜警察本部＞

警察官やスクールサポーター、少年補導員等が講師となって、紙芝居やクイズ、かるた等の啓発教材を活用した非行防止教室や高校生が講師になり、小・中学生と一緒に社会のルールや決まりを学ぶ「高校生による非行防止教室」を開催しました。

非行防止教室は、年齢や発達段階に応じた非行防止用の教材を活用し、子どもたちの規範意識の醸成と定着を図っています。

(4) 薬物乱用防止教室の開催【再掲】＜警察本部＞

薬物乱用の未然防止を図るため、学校等に赴き、少年に対して講演を実施したり、ビデオ映像やパンフレット、薬物見本等を搭載している薬物乱用防止広報車等を活用して、薬物の有害性や危険性などを教える薬物乱用防止教室を開催しました。

(5) 特殊詐欺への加担防止対策＜警察本部＞

少年による特殊詐欺加担防止を図るため、学校等の関係機関と連携した広報啓発活動、各種広報媒体を活用した情報発信活動を推進する。また、闇バイトの危険性や違法性について、少年やその保護者等、幅広い年代に対して周知を図りました。

(6) いのちの大切さを学ぶ教室【再掲】＜警察本部＞

次世代を担う中学生・高校生に犯罪に遭われた方とご家族等の置かれた状況や気持ちを伝え、「いのちの大切さ」について考えさせるとともに、自分の命を大切にすることはもとより、他人の命も大切にするという心を育むことによって、自らが加害者になってはいけないという規範意識を向上させ、ひいては社会全体で犯罪被害者等を思いやり支える気運の醸成を図っています。

令和5年度は、39回にわたり、延べ9,177人の中学生・高校生を対象に開催しました。

(7) 私立高等学校等教育改革推進補助（安全確保の推進）＜福祉子どもみらい局＞

児童、生徒へ薬物乱用防止教室や夏休みの生活安全講習を行う私立学校に対して補助しました。

2 地域連携による非行防止対策の充実

(1) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進【再掲】＜教育委員会＞

児童生徒の喫煙、飲酒、薬物乱用に関する正しい知識の習得と「喫煙、飲酒、薬物の乱用は絶対に許さない」という意識の高揚及び喫煙、飲酒、薬物乱用を勧められた時に断る勇気の大切さ、自分自身を大切にする「こころの醸成」を図ることを基本方針とし、指導資料・教材等による指導・啓発や薬物乱用防止教室の開催など児童・生徒に対する指導の充実、研修講座の開催による指導など教員に対する指導・研修の充実など、学校・家庭・地域との連携の推進の3つの柱を立て、児童・生徒の発達段階に応じた計画的・継続的な喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を推進しました。

喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cy3/hka/yakuran-sdsry.html>

(2) 特殊詐欺への加担防止対策【再掲】＜警察本部＞

少年による特殊詐欺加担防止を図るため、学校等の関係機関と連携した広報啓発活動、各種広報媒体を活用した情報発信活動を推進する。また、闇バイトの危険性や違法性について、少年やその保護者等、幅広い年代に対して周知を図りました。

(3) 少年サポートチーム活動＜警察本部＞

非行や不良行為、いじめ等の様々な問題を抱えている少年や、問題を抱える少年が多数在籍する学校等に対して、学校、教育委員会、児童相談所等の関係機関や地域ボランティア等と連携してチームを編成し、情報共有と適切な役割分担のもと、積極的な立ち直り支援を行いました。

(4) スクールサポーターの活動＜警察本部＞

警察と学校及び地域を結ぶ連絡調整役として、定期的に学校を訪問し、登下校時の見守り活動や誘拐防止教室等の子どもの安全確保に関する学校等への支援や、学校周辺における地域安全情報の収集・提供のほか、非行防止教室の開催等、非行防止・犯罪被害防止に関する活動を行いました。

(5) 大学生少年サポーターの活動＜警察本部＞

非行や不良行為等の問題を抱える少年に対し、少年と年齢の近い兄、姉的な存在である大学生が、学習支援やふれあい活動等を通じた居場所づくりを行っているほか、少年の規範意識醸成に向けた非行防止教室を行いました。

3 少年補導活動の充実による非行と犯罪被害の未然防止

(1) 街頭補導活動＜警察本部＞

計画的な街頭補導活動を行い、非行や被害に至る前の段階で少年に助言・指導することにより、少年の健全な育成を図りました。

(2) 少年補導員の活動＜警察本部＞

街頭補導活動や環境美化活動等の少年の社会参加活動のほか、酒・たばこ等の販売店に対する年齢確認徹底の要請など、有害環境の浄化に取り組みました。

○ 少年補導員の活動状況（令和5年）

活動回数	2,185回
街頭補導活動	2,014回
環境浄化及び社会参加活動	171回

「少年補導員の活動紹介」

<https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesdlb000.htm>

(3) 少年相談活動【再掲】＜警察本部＞

警察署や少年相談・保護センターにおいて、少年や保護者、関係機関等から、非行や不良行為、いじめ、犯罪被害等に関する相談を受け、助言・指導を行うとともに、必要に応じて継続的な支援を行いました。

(4) SNSに起因する児童の性被害等防止のための活動の推進＜警察本部＞

SNS上における児童の性被害等につながるおそれのある家出少年への宿泊先の提供、児童買春の誘引、児童ポルノの要求等の不適切な書込みをサイバーパトロールによって発見し、投稿者及び書き込みの閲覧者に対し、注意喚起・警告メッセージを投稿する注意喚起警告活動を行うことにより、児童の性被害等の防止を図りました。

4 少年サポートチーム、地域のボランティア等による非行少年の立ち直り支援

(1) 更生保護事業への支援＜福祉子どもみらい局＞

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的運動である「社会を明るくする運動」や更生保護施設の活動に対して支援を行いました。

(2) 少年サポートチーム活動【再掲】＜警察本部＞

非行や不良行為、いじめ等の様々な問題を抱えている少年や、問題を抱える少年が多数在籍する学校等に対して、学校、教育委員会、児童相談所等の関係機関や地域ボランティア等と連携してチームを編成し、情報共有と適切な役割分担のもと、積極的な立ち直り支援を行いました。

(3) 大学生少年サポーターの活動【再掲】＜警察本部＞

非行や不良行為等の問題を抱える少年に対し、少年と年齢の近い兄、姉的な存在である大学生が、学習支援やふれあい活動等を通じた居場所づくりを行っているほか、少年の規範意識醸成に向けた非行防止教室を行いました。

施策の方向 9 不登校・いじめ・暴力行為等、学校が抱える課題への対応の充実

1 地域連携による不登校・いじめ・暴力行為への学校の取組みへの支援

(1) 私立高等学校等教育改革推進補助（不登校生徒対策）＜福祉子どもみらい局＞

不登校生徒の進路確保のため、不登校生徒の受け入れ体制を整備している私立高等学校に対して補助しました。

(2) 私学団体補助（いじめ・暴力行為防止関連研修）＜福祉子どもみらい局＞

各私学団体が実施するいじめ・暴力行為防止関連研修へ補助しました。

(3) いのちを守る教育支援【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

いじめや自殺、インターネット等の脅威、薬物乱用防止など、教育においていのちを守る啓発取組、ヤングケアラーに関する周知・啓発の取組、スクールカウンセラーなどの配置にかかる経費の一部を補助しました。

(4) いじめ問題対策推進＜教育委員会・福祉子どもみらい局＞

いじめ防止対策推進法の施行を受け、関係機関相互の連携調整を行う連絡協議会及びいじめ防止に係る調査研究や県立学校におけるいじめの重大事態に係る調査等を実施する調査会を設置しています。

また、いじめの重大事態に係る調査に、第三者が適切に参加できる体制を整備しました。

(5) 支えあう学校づくり協働推進事業＜教育委員会＞

不登校・いじめ・暴力行為などの未然防止に向けた総合的な連携を推進するため、学校・家庭・地域関係機関が連携して学校を支え、魅力ある学校づくりを進めました。

(6) NPO等との連携による不登校児童・生徒支援事業＜教育委員会＞

不登校の児童・生徒の社会的自立や学校生活の再開に向けた支援を行うため、NPO等と連携し、不登校相談会や進路情報説明会等、各種事業を実施しました。

(7) SNSを活用したいじめ等相談窓口の開設【再掲】＜教育委員会＞

中学生・高校生が日頃使い慣れている無料通信アプリ「LINE」を活用して、いじめや様々な悩み等に関する相談ができる「中高生SNS相談@かながわ」を実施しました。

（令和5年度の実施状況）

・実施日時：令和5年4月3日（月）から令和6年3月29日（金）まで

毎週3回月・水・金（12月28日から1月5日は除く）

次の期間は毎日実施：4月3日から7日、5月8日から12日、

8月21日から9月2日、令和6年1月6日から10日

18時から21時まで

・対象生徒：県内の国公私立の中高生約44万人

(8) 24時間子どもSOSダイヤル事業【再掲】＜教育委員会＞

いじめに関する問題など一人ひとりのニーズに応じた電話相談を夜間・休日含めた24時間対応で実施しました。

(9) 学校警察連携制度による児童・生徒に対する支援・指導＜警察本部＞

児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的に、県教育委員会、県私立小学校協会、県私立中学高等学校協会、県内の全市町村教育委員会等と締結した協定により、相互に連携して、問題を抱える個々の児童・生徒の立ち直り支援を行いました。

2 関係機関・ボランティア等の地域人材と協働した対応

(1) ふれあい心の友訪問援助事業【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

ひきこもり、不登校等の児童の社会適応を援助するため、児童の姉・兄に相当する世代を中心に、児童福祉に理解と情熱を有する大学生等（メンタルフレンド）を、支援を要する児童の家庭に派遣し、児童との交流を図りました

(2) スクールライフサポーター派遣事業＜教育委員会＞

公立小・中学校における問題行動等の未然防止や将来教育に関わる意欲のある大学生等の能力向上に資することを目的に、大学と連携して、大学生等を県内（政令市除く）の公立小・中学校に派遣し、教員とはちがう立場で子どもたちとかわりました。

(3) 少年補導員の活動【再掲】＜警察本部＞

街頭補導活動や環境美化活動等の少年の社会参加活動のほか、酒・たばこ等の販売店に対する年齢確認徹底の要請など、有害環境の浄化に取り組みました。

3 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した相談・支援体制の充実

(1) 性的マイノリティ（LGBT等）相談事業【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

NPOと協働しながら、臨床心理士など専門相談員を県内公共施設等に派遣して相談事業を実施しました。

(2) 私立高等学校等教育改革推進補助（教育相談体制の整備）＜福祉子どもみらい局＞

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等を行う私立学校に対して補助しました。

(3) いのちを守る教育支援【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

いじめや自殺、インターネット等の脅威、薬物乱用防止など、教育においていのちを守る啓発取組、ヤングケアラーに関する周知・啓発の取組、スクールカウンセラーなどの配置にかかる経費の一部を補助しました。

(4) スクールカウンセラー配置活用事業【再掲】＜教育委員会＞

不登校等の未然防止や早期対応を図るため、心の問題に関して専門的知識を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして全教育事務所、全県立高等学校及び中等教育学校に配置しました。

また、スクールカウンセラースーパーバイザーを教育局に配置し、スクールカウンセラーへの専門的な助言や緊急時の対応を図るとともに、スクールカウンセラーアドバイザーを全教育事務所等に配置し、経験年数の少ないカウンセラー等への指導・助言を行いました。

(5) スクールソーシャルワーカー配置活用事業【再掲】＜教育委員会＞

社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカー及びスクールソーシャルワーカーアドバイザーを全教育事務所に配置しました。また、すべての県立高等学校及び中等教育学校にスクールソーシャルワーカーを配置しました。

さらに、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーを教育局に配置し、スクールソーシャルワーカーへの指導・助言を行いました。

(6) 教育相談等事業＜教育委員会＞

一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな専門性の高い教育相談を実施しました。

施策の方向 10 子どもの貧困問題への対応

1 就学や学資の援助等の教育支援

(1) 母子父子寡婦福祉資金の貸付<福祉子どもみらい局>

配偶者がなく、現に児童を扶養している方等に対して、無利子又は低利で修学資金等の各種資金の貸付を行いました。

(2) 私立高等学校等生徒学費補助<福祉子どもみらい局>

学費負担の公私間格差を是正するため、年収 750 万円（多子世帯は年収 910 万円）未満の世帯に、入学金や授業料を軽減した私立高等学校等に対して補助しました。

(3) 私立学校生徒学費緊急支援補助<福祉子どもみらい局>

保護者の失業や倒産等により家計が急変した児童・生徒への影響を軽減するため、授業料を軽減した私立小中学校等に対して補助しました。

(4) 被災児童生徒就学支援補助<福祉子どもみらい局>

東日本大震災等により被災した幼児、児童、生徒の入学金や授業料等を軽減した私立高等学校等に対して補助しました。

(5) 外国人学校生徒等学費補助<福祉子どもみらい局>

外国人学校に通う子ども達が安心して学ぶことができるよう、所得に応じて学費負担の軽減を図るために補助しました。

(6) 高等学校等就学支援金制度<福祉子どもみらい局>

高等学校等に通う生徒が安心して教育を受けられるよう、年収約 910 万円未満の世帯の高校生等に対して、授業料の負担を軽減するため、就学支援金を支給しました。

(7) 高校生等奨学給付金制度<福祉子どもみらい局・教育委員会>

生活保護（生業扶助）を受けている世帯または、都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税の世帯（家計急変により非課税相当となった世帯を含む）に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金を支給しました。

(8) 公立高等学校就学支援金制度<教育委員会>

授業料に充てるための高等学校等就学支援金等を一定の収入額未満の世帯の生徒に支給しました。なお、就学支援金等は、県及び高校設置市の授業料債権に充当しました。

(9) 高等学校奨学金貸付金制度<教育委員会>

学業等に意欲があり、保護者の年収の合計が約 910 万円未満で、学資の援助を必要とする高校生等に対して、奨学金の貸付を行いました。

(10) 地域未来塾推進事業費補助＜教育委員会＞

学習支援が必要な中学生等に対して学習習慣の確立と基礎学力の定着を図る「地域未来塾推進事業」を行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行いました。

（令和5年度実施状況）

・ 4 市町 45 箇所

2 相談や交流機会の提供等の生活支援

(1) かながわ子ども支援協議会の設置・開催＜福祉子どもみらい局＞

社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくりとして、子どもの貧困対策に関する有識者等の意見を聴取し、神奈川県の子どもの貧困対策に反映させるため、有識者等を構成員とした「かながわ子ども支援協議会」を設置し、子どもの貧困対策に係る議論を行いました。なお、当協議会は令和6年3月1日付けで廃止し、「神奈川県子ども・若者施策審議会」へ統合しました。

(2) 子どもの貧困対策推進事業＜福祉子どもみらい局＞

NP0 団体等との協働による「子ども支援研修会」「子ども支援交流会」等を実施し、子どもの貧困についての理解を深め、すべての子どもたちを社会全体で支援する機運の醸成を図りました。

(3) SNS ひとり親家庭相談事業【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

子どもの貧困対策の推進を目的として、特に生活困窮の割合が高い「ひとり親家庭」の自立を応援するため「かながわひとり親家庭相談 LINE」を開設し、幅広い層からの相談を受け入れ、必要な情報を提供し支援を行いました。

(4) 子ども・青少年の居場所づくりの普及促進【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

子ども・青少年の居場所づくり推進事業（平成 28～30 年度実施）において作成した「子ども・若者居場所づくりガイド（導入編）（対話編）（つながり編）」を、県青少年課のホームページに掲載し、地域における居場所づくりに関する情報発信を行いました。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/ibasyo.html>

(5) かながわ子ども・若者総合相談事業【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

青少年センター内に設置している子ども・若者育成支援推進法第 13 条に基づく総合相談センターにおいて、子ども・若者の一次相談を受けるとともに、専門相談機関と連携する全県的なネットワークの構築を推進しました。

(6) 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援＜福祉子どもみらい局＞

生活困窮世帯の子どもの生きる力が育まれることを目指し、子どもが、将来に夢や希望をもち、社会の担い手となるよう、支援を展開しました。

① 子ども支援員の配置

生活困窮世帯の子どもが健全に育成される環境を整備することを目的に、子どもの福祉や教育に関する専門的知識や経験を有する人材を、子ども支援員として保健福祉事務所に配置しています。

② 子どもの学習支援や居場所づくり事業の実施

生活困窮世帯の子どもの家庭学習を補完するための学習支援や、安心して過ごせる居場所を運営する事業を実施しています。

③ 子どもの健全育成プログラム改定版の策定

生活困窮世帯の課題に応じ、子どもの育ちの段階に即した具体的な支援の内容や実施手順等を整理して、福祉事務所が組織的に支援することができるよう策定した「子どもの健全育成プログラム」を、関係機関等と連携・協働しながら改定し、普及啓発に努めています。

3 職業訓練等の保護者に対する就労支援

(1) 高等職業訓練促進給付金等支給＜福祉子どもみらい局＞

母子家庭の母等を対象に、経済的な自立に効果的な資格を取得することを支援するため、給付金を支給しました。

(令和5年度の実施状況)

支給対象者 23人

(2) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助＜福祉子どもみらい局＞

県が適当と認める社会福祉法人等が実施するひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に対して、その経費を助成しました。

(令和5年度の実施状況)

・入学準備金貸付 8件、就職準備金貸付 1件

(3) 短期課程訓練推進事業【再掲】＜産業労働局＞

総合職業技術校において、主として離転職者等を対象に、再就職に必要となる知識、技術、技能を習得するための訓練を実施しました。

(令和5年度の実施状況)

実施校	コース数	入校者数
東部総合職業技術校	8コース	256人
西部総合職業技術校	7コース	238人
計	15コース	494人

(4) 離職者等委託訓練事業＜産業労働局＞

離転職者の再就職を促進するため、ITを活用した業務に役立つ実務知識・技能を習得する訓練等を民間教育訓練機関等に委託して実施しました。

(令和5年度の実施状況)

・実施コース数 108コース

・受講者数 1,119人

(5) 技術校生等就職促進事業<産業労働局>

求人開拓推進員を産業技術短期大学校、総合職業技術校に配置し、訓練受講者及び訓練修了後1年未満の者を対象に、求人開拓、就職相談、無料職業紹介を行いました。

(令和5年度の実施状況)

- ・求人開拓に係る訪問企業数 436件
- ・技術校生等に対する就職相談件数 2,031件

(6) 職業訓練手当支給<産業労働局>

障がい者等で公共職業安定所長の受講指示により公共職業能力開発施設等に入校した場合の訓練期間中に手当を支給しました。

(令和5年度支給状況)

- ・支給者数 91人

(7) 障害者就職促進委託訓練事業【再掲】<産業労働局>

国立県営の神奈川障害者職業能力開発校が委託元校となり、求職中の障がい者に向け、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用した短期課程の訓練を実施し、障がい者の就職の促進を図りました。

(令和5年度の実施状況)

- ・実施コース数：22コース
- ・受講者数：96人

(8) 障害者職業能力開発事業【再掲】<産業労働局>

国立県営の神奈川障害者職業能力開発校において、障がい者に対する職業能力開発事業及び施設の維持、管理、運営を行いました。

(令和5年度の実施状況)

- ・実施コース数：8コース
- ・入校者数：74人

4 各種手当等やその他の経済的支援

(1) 児童扶養手当<福祉子どもみらい局>

父母の離婚・死亡等により父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、福祉の増進を図りました。

(2) ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業費補助<福祉子どもみらい局>

県が適当と認める社会福祉法人等が実施するひとり親家庭住宅支援資金貸付事業に対して、その経費を助成しました。

(令和5年度の実施状況)

- ・住宅支援資金貸付 59件

(3) 生理用品配布事業<福祉子どもみらい局>

女性の貧困・生理の貧困対策として、学校が女子生徒に対し生理用品を配布する経費に対して補助しました。

(4) 生理用品配備事業<教育委員会>

県立学校に在籍する生徒が、生理用品の確保に不安を感じることなく、より安心して学校生活を送れるよう、すべての県立学校で女子トイレに生理用品を配備しました。

(令和5年度実績)

・実施校数 166校(高校・中等教育学校 137校、特別支援学校 29校)

5 社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり

(1) かながわ子ども支援協議会の設置・開催【再掲】<福祉子どもみらい局>

社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくりとして、子どもの貧困対策に関する有識者等の意見を聴取し、神奈川県の子どもの貧困対策に反映させるため、有識者等を構成員とした「かながわ子ども支援協議会」を設置し、子どもの貧困対策に係る議論を行いました。なお、当協議会は令和6年3月1日付けで廃止し、「神奈川県子ども・若者施策審議会」へ統合しました。

(2) 子どもの貧困対策推進事業【再掲】<福祉子どもみらい局>

NP0団体等との協働による「子ども支援研修会」「子ども支援交流会」等を実施し、子どもの貧困についての理解を深め、すべての子どもたちを社会全体で支援する機運の醸成を図りました。

(3) 子ども・若者を理解するための講演会事業<福祉子どもみらい局>

子ども・若者が直面する問題への理解を深め、地域や関係機関における取組みの促進を図るための講演会を開催しました。

(4) 相談員研修事業<福祉子どもみらい局>

県内で子ども・若者への相談支援を行う相談員を対象に相談技術向上等のための研修を実施しました。

施策の方向 11 特に配慮が必要な子ども・若者の支援

1 ヤングケアラー・ケアリーバーに対する支援

(1) 外国人ヤングケアラー通訳支援事業【新規】＜文化スポーツ観光局＞

家族等の言語支援を行う外国人ヤングケアラーを支援するため、外国語対応が必要な家庭への通訳支援を実施しました。

(2) あすなろサポートステーションでの児童への支援事業＜福祉子どもみらい局＞

児童養護施設退所児童等の自立支援及び安定就労を実現するため、支援拠点となる「あすなろサポートステーション」において、児童に対する相談支援や施設職員に対する研修事業などを実施しました。

(3) ケアリーバー支援事業【新規】＜福祉子どもみらい局＞

ケアリーバーへの支援機能を強化するため、令和5年7月から県央地域に一時的な滞在場所及び相談室を設置しました。

(4) いのちを守る教育支援【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

いじめや自殺、インターネット等の脅威、薬物乱用防止など、教育においていのちを守る啓発取組、ヤングケアラーに関する周知・啓発の取組、スクールカウンセラーなどの配置にかかる経費の一部を補助しました。

(5) ケアラー・ヤングケアラーの支援事業【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

ケアラーは年齢や属性が多様であり、既存の各種支援制度のはざまに陥りがちで必要な支援を受けにくいため、「かながわケアラー支援ポータルサイト」を開設して情報提供を行いました。

また、支援体制の構築に向けた次の事業を行いました。

- ・ 相談を一元的に受ける窓口の設置

ケアラー・ヤングケアラーが気軽に相談でき、必要に応じて効果的な支援へとつながられるよう、LINE と電話により相談を一元的に受ける窓口を設置しました。

- ・ 分野を横断した支援体制の構築

ケアラー・ヤングケアラーの多分野にまたがる支援者・支援機関（市町村、各種相談窓口等）を支える体制づくりを行うケアラー支援専門員を設置しました。

① 各分野の支援者・支援機関（市町村、各種相談窓口等）のネットワーク構築

② 複数の分野にまたがるなど困難事例の支援に向けた情報提供・連絡調整

③ 各分野の支援機関を対象とした研修会の開催や講師としての派遣

- ・ 居場所づくり支援

ケアラー・ヤングケアラーにとって、家庭、学校や仕事以外の「三つ目の居場所」となる「ケアラースカフェ」の立ち上げ支援を行いました。

(6) 地域包括支援センター職員等養成研修事業【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

高齢者やその家族を包括的・継続的に支援するため市町村が設置している地域包括支援センターの職員に対し、ヤングケアラーなど複合的な課題についての研修会を実施し、困難を抱える家族を適切な機関につなげられるようにするとともに、地域の様々な関係機関とのネットワーク構築を図りました。

(令和5年度実績)

・現任者研修修了者数 182人

2 外国人材の受け入れ・共生、教育の充実、就職促進等

(1) 外国人学校生徒等学費補助【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

外国人学校に通う子ども達が安心して学ぶことができるよう、所得に応じて学費負担の軽減を図るために補助しました。

(2) 地域人材を活用した外国につながる生徒への支援＜教育委員会＞

県立高校への入学前の支援である「プレスクール」、県立高校在学中の支援を充実させた、「高校生活支援」、地域の県立高校を対象に地域ぐるみで支援を行う「週末地域日本語・学習支援」を継続的に実施することで、外国につながる生徒の社会的・職業的自立や希望する進路の実現、地域の一員としての意識涵養を図りました。

3 不当な偏見・差別の防止・解消

(1) 性的マイノリティ（LGBT等）相談事業【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

NPOと協働しながら、臨床心理士など専門相談員を県内公共施設等に派遣して相談事業を実施しました。

(2) 性的マイノリティ（LGBT等）研修事業＜福祉子どもみらい局＞

NPOと協働して、県内の企業や児童福祉施設等に対し、性的マイノリティ（LGBT等）の理解を促進し、自立就労の際に正しい情報による適切な支援を受けられる環境づくりを進めました。

(3) 人権啓発事業（「こんな子いるよね」）【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

小学5年生向けの男女共同参画教育参考資料を作成・配布し、学校教育で活用できるよう支援しました。

(令和5年度実施状況)

・小学生向け人権啓発資料「こんな子いるよね」 作成部数：29,700部

配布先：県内の小学校、特別支援学校

(4) 子ども人権相談室推進事業（国庫事業）＜福祉子どもみらい局＞

子どもの最善の利益及び意見表明権を確保し、子どもたち一人ひとりの主体性と人権を尊重する社会づくりを推進するため、施設職員を対象に人権擁護研修、基幹的職員研修を行いました。また、いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守るため、電話相談「人権・子どもホットライン」を運用しました。

(5) 子どもの意見表明支援事業【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

施設入所（里親委託を含む）や一時保護された子どもの意見を汲み取り代弁する仕組みを構築し、自ら声をあげることが難しい子どもが意見を表明する権利を確保するため「子どもの意見表明支援事業」を令和2年4月から実施し、子ども自ら意見を表明できる機会を拡充しました。

(6) 子どもの権利擁護センター事業【新規・再掲】＜福祉子どもみらい局＞

児童相談所が入所措置等その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する子どもの意見又は意向を汲み取り代弁し、自ら声をあげることが難しい子どもが意見を表明する権利を確保します。改正児童福祉法が施行されることに伴い、令和6年度からの事業展開について有識者等による検討会を開催しました。

(7) 人権教育研究推進事業【再掲】＜教育委員会＞

学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な研究や、学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究を実施し、人権教育の一層の推進を図りました。

（令和5年度実施状況）

・研究委託 1市2校

(8) 人権教育推進事業【再掲】＜教育委員会＞

人権が真に尊重される社会の実現をめざし、学校教育・社会教育における人権教育を推進しています。

（令和5年度の取組）

研修会等の実施	人権教育について理解を深めるため、教職員等を対象とした研修会等を計12回開催し、このうち「子どもの人権」をテーマにした講演等を計4回実施しました。
啓発資料の作成	人権教育について理解を深めるため人権学習教材、セクハラ防止啓発リーフレット、人権啓発ポスター、人権相談窓口周知ポスター等の啓発資料を作成し、県立学校等へ配付しました。
資料の整備	様々な人権課題に関する知識の取得を推進するため、県立学校、社会教育施設等へ人権関係冊子及び図書の配付を行いました。
研究校の委託 （小・中学校）	人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資するとともに、その研究の成果を本県の人権教育に反映させることを目的とした研究委託事業を実施しました。（研究校4校）

これらの取組により、人権尊重の理念について正しい理解が深まりました。今後も、各種研修会で取り扱う人権課題について、参加者のニーズや今日的テーマを反映していくことが求められます。また、研究校等の成果の普及、啓発資料や学習教材の活用の、一層の促進を図ります。

施策の方向 12 被害防止・保護活動の推進

1 自殺対策の取組み

(1) いのちを守る教育支援【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

いじめや自殺、インターネット等の脅威、薬物乱用防止など、教育においていのちを守る啓発取組、ヤングケアラーに関する周知・啓発の取組、スクールカウンセラーなどの配置にかかる経費の一部を補助しました。

(2) こころといのちのサポート事業＜健康医療局＞

総合的な自殺対策を推進するため、自殺の背景にある様々な社会的な要因について、多角的に検討を行うとともに、各分野の関係機関・団体との連携を図りました。

(3) かながわ自殺対策推進センター事業＜健康医療局＞

自殺対策を推進するため、精神保健福祉センター内に設置している「かながわ自殺対策推進センター」において、自殺対策情報を広く県民や関係機関に提供しました。

(4) こころといのちを守る対策推進事業＜健康医療局＞

自殺対策の強化を図るため、他の年代に比べて自殺者の減少が少ない若年者対策や、自殺未遂者支援等の各種事業を総合的に実施しました。

(5) こころ・つなげよう電話相談事業＜健康医療局＞

自殺予防のため、フリーダイヤルによる「こころの電話相談」を実施しました。

(6) ICTを活用したいのちの相談支援体制整備事業【再掲】＜健康医療局＞

SNS等のICTを活用した自殺対策として、「LINE相談」の実施など、より相談しやすい環境を整えました。

(7) 「いのちの授業」普及啓発事業【再掲】＜教育委員会＞

自分の「いのち」を大切にするとともに、他者を思いやる気持ちがはぐくまれるよう、学校及び地域の様々な場面において実践された「いのちの授業」に対して、表彰式を実施するとともに、優秀作品集の作成・配布やホームページによる発信等を行っています。

令和5年度は、いじめ、偏見、差別等の防止を課題に据え、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を踏まえ「いのち」のかけがえのなさや人への思いやり、互いに支えあって生きることの大切さなどを学ぶ「いのちの授業」の充実・推進を図りました。

2 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応の充実

(1) 地域子育て支援人材育成事業＜福祉子どもみらい局＞

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行う乳児家庭全戸訪問事業従事者などを対象とした資質向上のための研修及び情報交換を実施しました。

また、県立保健福祉大学実践教育センターと共同して、地域の子育て支援に関わる母子保健・児童福祉・医療機関の関係者を対象とした子ども虐待予防研修を実施しました。

(2) 虐待防止対策推進事業<福祉子どもみらい局>

複雑かつ深刻化する相談について、医学、法律等、専門的見地から助言を得ることにより効果的に子どもや保護者へ支援を行っています。

また、児童虐待等の問題に対して適切に対応し、児童相談所と関係機関との連携を強化するための広報・啓発活動を行い、地域全体としての関心を高め、未然防止を図っています。

(3) 児童相談所一時保護所への心理職員の配置<福祉子どもみらい局>

一時保護所に保護した児童の不安を解消し、心のケアを図りました。

(4) 児童虐待未然防止強化事業<福祉子どもみらい局>

令和元年6月に改正された児童虐待防止法等に盛り込まれた体罰禁止について、様々な方法により普及啓発を行い、子どもから大人まで幅広くこの認識を広げることで、虐待の未然防止を図っています。

(5) SNS 児童虐待防止相談事業【再掲】<福祉子どもみらい局>

コミュニケーションアプリ「LINE（ライン）」を活用した児童虐待防止のための相談窓口「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を開設し、親子関係や家庭の悩みなどの相談を受け付けています。

(6) 子どもの意見表明支援事業【再掲】<福祉子どもみらい局>

施設入所（里親委託を含む）や一時保護された子どもの意見を汲み取り代弁する仕組みを構築し、自ら声をあげることが難しい子どもが意見を表明する権利を確保するため「子どもの意見表明支援事業」を令和2年4月から実施し、子ども自ら意見を表明できる機会を拡充しました。

(7) 子どもの権利擁護センター事業【新規・再掲】<福祉子どもみらい局>

児童相談所が入所措置等その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する子どもの意見又は意向を汲み取り代弁し、自ら声をあげることが難しい子どもが意見を表明する権利を確保します。改正児童福祉法が施行されることに伴い、令和6年度からの事業展開について有識者等による検討会を開催しました。

(8) 人権教育研究推進事業【再掲】<教育委員会>

学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な研究や、学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究を実施し、人権教育の一層の推進を図りました。

（令和5年度実施状況）

・研究委託 1市2校

(9) 人権教育推進事業【再掲】＜教育委員会＞

人権が真に尊重される社会の実現をめざし、学校教育・社会教育における人権教育を推進しています。

(令和5年度の取組)

研修会等の実施	人権教育について理解を深めるため、教職員等を対象とした研修会等を計12回開催し、このうち「子どもの人権」をテーマにした講演等を計4回実施しました。
啓発資料の作成	人権教育について理解を深めるため人権学習教材、セクハラ防止啓発リーフレット、人権啓発ポスター、人権相談窓口周知ポスター等の啓発資料を作成し、県立学校等へ配付しました。
資料の整備	様々な人権課題に関する知識の取得を推進するため、県立学校、社会教育施設等に人権関係冊子及び図書の配付を行いました。
研究校の委託 (小・中学校)	人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資するとともに、その研究の成果を本県の人権教育に反映させることを目的とした研究委託事業を実施しました。(研究校4校)

これらの取組により、人権尊重の理念について正しい理解が深まりました。今後も、各種研修会で取り扱う人権課題について、参加者のニーズや今日的テーマを反映していくことが求められます。また、研究校等の成果の普及、啓発資料や学習教材の活用の、一層の促進を図ります。

(10) 子ども安全110番の設置＜警察本部＞

児童虐待や子どもの安全に関する情報を24時間体制で受け付ける専用電話を設置し、事案への迅速・適切な対応を行いました。

3 児童ポルノ防止に向けた広報・啓発活動の推進

(1) 児童ポルノは絶対に許されないという広報啓発活動の推進＜警察本部＞

児童ポルノ事犯の取締強化による被害児童の早期発見及び保護、画像の拡散防止及び被害の未然防止に向けた児童への啓発活動並びに社会全体に対する「児童ポルノは絶対に許さない」という機運を醸成するための広報啓発活動を推進しました。

4 児童買春等、青少年の福祉を害する犯罪対策の推進

(1) 被害少年の保護活動＜警察本部＞

相談活動、補導活動等を通じて、被害少年の発見保護に努めるとともに、少年相談員による、被害少年に対する継続的な立ち直り支援を行いました。

5 犯罪被害者等への支援

(1) 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業<くらし安全防災局>

性犯罪・性暴力の被害者が、必要なときに必要な支援をワンストップで受けることができるよう、かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」を設置し、24時間・365日で相談に対応し、医療機関受診の公費負担等の支援を行いました。

(令和5年度状況)

- ・相談実績 2,571件
- ・支援実績 205件

(2) 犯罪被害者等支援<くらし安全防災局>

「かながわ犯罪被害者サポートステーション」において、法律相談やカウンセリングなど、犯罪被害者等の立場に立った適切できめ細かい支援を提供しました。

(令和5年度支援実績)

- ・支援件数 777件
- (うち弁護士による法律相談 162件、臨床心理士等カウンセリング 158件)

(3) 犯罪被害者等支援事業費補助<くらし安全防災局>

犯罪被害者等の負担軽減のため、検察庁、裁判所等に対する付添い支援を行う民間支援団体に対して、経費の一部を補助しました。

施策の方向 13 社会環境の健全化へ向けた取組みの一層の推進

1 青少年保護育成条例に基づく調査・指導の継続（青少年保護育成条例に基づく取組み）

(1) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進＜福祉子どもみらい局＞

青少年に有害な図書、家庭用ゲームソフト等の有害図書類の区分陳列の適正化、有害図書類等を収納する自動販売機に対する規制等、有害環境の健全化に向けた取組を推進しました。

2 青少年喫煙飲酒防止条例の取組みの推進（青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組）

(1) 青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組の推進【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

青少年がたばこや酒類を容易に入手できない社会環境の整備を促進するため、「神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例」の適切な運用を図るとともに、関係業界と協働し、様々な啓発活動を行いました。

条例に基づく規制が順守されているかどうかを確認するため、知事の指定した職員が、店舗に対して立入調査を行い、必要な改善指導を行いました。

（令和5年度立入調査件数）

・153件

3 青少年に有害な図書やゲームソフト等に関する環境の健全化の推進（青少年保護育成条例に基づく取組み）

(1) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

青少年に有害な図書、家庭用ゲームソフト等の有害図書類の区分陳列の適正化、有害図書類等を収納する自動販売機に対する規制等、有害環境の健全化に向けた取組を推進しました。

4 業界による自主規制の奨励（青少年保護育成条例及び青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組み）

(1) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進＜福祉子どもみらい局＞

業界の自主的取組に係る広報等の実施、「青少年健全育成推進店」表示制度等を推進しました。

(2) 青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組の推進＜福祉子どもみらい局＞

業界の自主的取組に係る広報等の実施、「青少年健全育成推進店」表示制度等を推進しました。

5 新たに出現する多様な課題への対応（青少年保護育成条例に基づく取組）

(1) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進＜福祉子どもみらい局＞

インターネットを通じて青少年が言葉巧みに騙されたり、脅されたりして、自分の裸や下着姿を撮影させられた上、メールやSNS等で送信させられる、いわゆる「自画撮り被害」等が増加していることから、青少年を将来にわたって苦しめる要因となりうる危険性を排除するため、青少年に対し児童ポルノ等の提供を要求する行為を禁止する規定を設け、取り締まりを行いました。

施策の方向 14 急激に進展する情報化社会への対応

1 情報モラルやメディアリテラシーに関する教育及びメディア技術を活用した学習の機会づくり

(1) 男女共同参画・メディアリテラシー講座（中高生向け）＜福祉子どもみらい局＞

人権の尊重及び固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、メディアが発信する情報を男女共同参画の観点から読み解き、主体的に評価する能力の向上を図るため、出前講座を実施しました。

（令和5年度の実施状況）

・実施回数 6回 1,755人参加

(2) 情報モラルの育成＜教育委員会＞

家庭や地域社会と連携を図りながら、児童・生徒の実態や発達段階に応じて、学習指導要領に基づいて情報モラルの育成を図りました。

(3) 携帯電話教室＜教育委員会＞

児童・生徒が携帯電話等の安全な使い方やマナーなどの情報モラルを身に付け、いじめなどのトラブルに巻き込まれないようにするため、企業協力による「携帯電話教室～正しい使い方といじめ予防～」を実施しました。

（令和5年度開催校数）

・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等 292校

2 スマートフォンやSNS等をめぐる問題への取組み

(1) 消費者教育啓発学習事業（インターネット被害未然防止講座）【再掲】＜くらし安全防災局＞

インターネット被害未然防止のため、体験型の講座を実施しました。

（令和5年度インターネット被害未然防止講座（学校向け）の実施状況）

・実施回数： 110回（小学校・中学校・高等学校 99回、専門学校・短大・大学 11回）

・受講者数：13,144人（小学校・中学校・高等学校12,489人、専門学校・短大・大学 655人）

(2) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進<福祉子どもみらい局>

青少年が利用する携帯電話等へのフィルタリング設定の徹底及びインターネット接続制限・監督機能の活用を促すため、「神奈川県青少年保護育成条例」に基づく調査・指導等の取組や周知啓発活動を行っています。

令和5年度は、小学校1年生、中学校1年生の保護者を対象に、神奈川県青少年保護育成条例のチラシを学校の三者面談等を活用して配布し、そのチラシの中で、インターネットの適切な利用について啓発しました。

また、小学校6年生（新中学校1年生）の保護者を対象に、スマートフォンの特性や危険性に重点をおいたリーフレットを作成し、学校の新入生説明会等の場を活用して配布しました。

（令和5年度のチラシ及びリーフレットの作成部数）

- ・小学校1年生の保護者向けチラシ・・・112,350枚
- ・中学校1年生の保護者向けチラシ・・・97,000枚
- ・新中学校1年生の保護者向けリーフレット・92,690枚

青少年のインターネットの利用

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/0214s3/seisyonen_internet/index.html

(3) 携帯電話教室【再掲】<教育委員会>

児童・生徒が携帯電話等の安全な使い方やマナーなどの情報モラルを身に付け、いじめなどのトラブルに巻き込まれないようにするため、企業協力による「携帯電話教室～正しい使い方といじめ予防～」を実施しました。

（令和5年度開催校数）

- ・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等 292校

(4) サイバー防犯ボランティアの活動支援【再掲】<警察本部>

サイバー防犯ボランティアの皆さんが、サイバー犯罪被害防止やサイバー空間における規範意識の向上を図ることを目的として、県内各地で警察官等と連携し児童・生徒や保護者等を対象としたサイバー教室等による啓発活動を行っています。中でも児童・生徒と年齢の近い兄弟姉妹的な立場である中・高校生、大学生による啓発活動は、双方に多くの効果が認められることから、こうした学生等のサイバー防犯ボランティアの育成とその活動を支援しました。

(5) サイバー教室の開催等<警察本部>

児童・生徒を対象とした「サイバー教室」の開催等により、インターネットの危険性に係る啓発活動を推進しました。

（令和5年サイバー教室開催状況）

- ・開催1,040回 参加人数175,987人

(6) 私立高等学校等教育改革推進補助（安全確保の推進）<福祉子どもみらい局>

児童、生徒へ携帯電話教室やインターネット・SNS安全講習等を行った私立学校に対して補助しました。

3 ネットいじめへの対応

(1) 情報モラルの育成【再掲】＜教育委員会＞

家庭や地域社会と連携を図りながら、児童・生徒の実態や発達段階に応じて、学習指導要領に基づいて情報モラルの育成を図りました。

(2) 携帯電話教室【再掲】＜教育委員会＞

児童・生徒が携帯電話等の安全な使い方やマナーなどの情報モラルを身に付け、いじめなどのトラブルに巻き込まれないようにするため、企業協力による「携帯電話教室～正しい使い方といじめ予防～」を実施しました。

（令和5年度開催校数）

・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等 292校

(3) 私立高等学校等教育改革推進補助（安全確保の推進）＜福祉子どもみらい局＞

児童、生徒の安全確保を目的として、インターネットパトロール等を行う私立学校に対して補助しました。

4 九都県市による広域的な対応や民間事業者と協働した取組みの推進

(1) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進＜福祉子どもみらい局＞

首都圏の自治体や関係業界による協議の場の設置や民間事業者との協働による周知啓発活動などの取組を推進しました。

5 インターネット上の有害情報対策の推進

(1) 青少年保護育成条例に基づく取組の推進＜福祉子どもみらい局＞

青少年が有害な情報にアクセスしてしまうことを防ぐため、「神奈川県青少年保護育成条例」に基づき、青少年が使用する携帯電話等へのフィルタリング設定の徹底に向けた取組や保護者・青少年等への啓発活動等を推進しました。

施策の方向 15 子ども・若者の成長を支える豊かな地域社会づくり

Ⅰ 家庭での子育て・教育の支援

(1) 保護者向け消費者教育啓発事業＜くらし安全防災局＞

成年年齢が20歳から18歳に引下げられたことに伴い、18歳・19歳を狙った悪質商法等による被害の未然防止のため、保護者向けの啓発動画をYouTubeで発信したことに加え、各商業施設にて、保護者向けの啓発リーフレットを配架しました。

(令和5年度実施状況)

- ・動画再生回数：1,449,462回 (YouTube /累計)
- ・配架先：県内そごう・西武・ユニー各店舗

(2) 児童虐待未然防止強化事業【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

令和元年6月に改正された児童虐待防止法等に盛り込まれた体罰禁止について、様々な方法により普及啓発を行い、子どもから大人まで幅広くこの認識を広げることで、虐待の未然防止を図っています。

(3) 児童扶養手当【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

父母の離婚・死亡等により父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、福祉の増進を図りました。

(4) ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業費補助【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

県が適当と認める社会福祉法人等が実施するひとり親家庭住宅支援資金貸付事業に対して、その経費を助成しました。

(令和5年度の実施状況)

- ・住宅支援資金貸付 59件

(5) SNSひとり親家庭相談事業【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

子どもの貧困対策の推進を目的として、特に生活困窮の割合が高い「ひとり親家庭」の自立を応援するため「かながわひとり親家庭相談LINE」を開設し、幅広い層からの相談を受け入れ、必要な情報を提供し支援を行いました。

(6) 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

生活困窮世帯の子どもの生きる力が育まれることを目指し、子どもが、将来に夢や希望をもち、社会の担い手となるよう、支援を展開しました。

① 子ども支援員の配置

生活困窮世帯の子どもが健全に育成される環境を整備することを目的に、子どもの福祉や教育に関する専門的知識や経験を有する人材を、子ども支援員として保健福祉事務所に配置しています。

② 子どもの学習支援や居場所づくり事業の実施

生活困窮世帯の子どもの家庭学習を補完するための学習支援や、安心して過ごせる居場所を運営する事業を実施しています。

③ 子どもの健全育成プログラム改定版の策定

生活困窮世帯の課題に応じ、子どもの育ちの段階に即した具体的な支援の内容や実施手順等を整理して、福祉事務所が組織的に支援することができるよう策定した「子どもの健全育成プログラム」を、関係機関等と連携・協働しながら改定し、普及啓発に努めています。

(7) 家庭教育推進事業（学習資料の作成）【再掲】＜教育委員会＞

新中学1年生の保護者等に対し、親子関係や命の大切さ、不登校への対応など家庭教育の要点についてアドバイスする冊子「家庭教育ハンドブックすこやか」を作成し、配付しました。

2 地域全体で子どもをはぐくむ環境づくり・居場所づくり

(1) 放課後児童健全育成事業費補助＜福祉子どもみらい局＞

保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、放課後の居場所を提供する放課後児童クラブを実施する市町村に対して補助しました。

(2) 子ども・青少年の居場所づくりの普及促進【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

子ども・青少年の居場所づくり推進事業（平成28～30年度実施）において作成した「子ども・若者居場所づくりガイド（導入編）（対話編）（つながり編）」を、県青少年課のホームページに掲載し、地域における居場所づくりに関する情報発信を行いました。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/ibasyo.html>

(3) 地域活動人材育成の取組（地域活動人材育成事業・地域活動人材育成事業費補助）

＜福祉子どもみらい局＞

地域において青少年の健全育成を図るため、青少年指導員の活動を推進するとともに、青少年センターで子どもフェスティバルを開催しています。令和5年度は食販系ブースも実施できました。

また、地域活動の活性化を図るために、市町村・青少年団体の活動を支援するとともに、青少年団体に対して補助金を交付し、活動の振興、団体の育成及び青少年活動の活性化を図っています。

（令和5年度の活動状況）

・青少年センター子どもフェスティバル	Ⅰ事業	1654人
・元気な子ども・若者の地域活動調査事業	Ⅰ事業	27人
・地域活性化事業（市町村・団体協働事業）	Ⅰ事業	36人

(4) 社会環境健全化を進める県民運動との連携＜福祉子どもみらい局＞

青少年指導者等関係団体のほか、教育機関、PTA関係団体、民間事業者や行政等とともに「かながわ青少年社会環境健全化推進会議」を設置し、地域環境の健全化を推進するために、かながわ青少年みらいフォーラム（旧：青少年の健全育成を進める県民大会）や街頭キャンペーン等を関係機関と協働して実施しました。

(5) 青少年支援・指導者育成推進事業【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

青少年の多様な体験学習や地域活動への主体的な参画を促し、社会的自立への支援を進めるために、かながわ青少年支援・指導者育成指針を策定し、地域において中心的な役割を担う青少年支援・指導者の育成を、市町村・青少年関係団体と連携して進めています。

また、令和5年度は事業開催回数が48回、参加人数が延べ892人となりました。

(6) フリースペース等事業補助【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

ひきこもり等の青少年やその家族に対する支援活動を促進するために、フリースペース等を運営するNPO等が実施する相談事業を対象に助成しました。

(7) 青少年サポートプラザ事業【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

ひきこもり、不登校、非行等で悩む子ども、若者や家族のサポートに取り組むNPOや親の会等への活動支援として、打合せや活動等に利用できる場を提供するほか、資料作成のための機器等を提供しました。

(8) 民生委員児童委員活動費補助＜福祉子どもみらい局＞

民生委員・児童委員が行う相談・支援活動、訪問活動などに対し、支援を行いました。

(9) 民生委員児童委員研修事業＜福祉子どもみらい局＞

民生委員・児童委員としての活動に必要な知識の習得を図るための研修を、新任研修・会長部長会長研修・テーマ別研修など体系的に実施し、委員の資質向上を図りました。

(10) 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

生活困窮世帯の子どもの生きる力が育まれることを目指し、子どもが、将来に夢や希望をもち、社会の担い手となるよう、支援を展開しました。

① 子ども支援員の配置

生活困窮世帯の子どもが健全に育成される環境を整備することを目的に、子どもの福祉や教育に関する専門的知識や経験を有する人材を、子ども支援員として保健福祉事務所に配置しています。

② 子どもの学習支援や居場所づくり事業の実施

生活困窮世帯の子どもの家庭学習を補完するための学習支援や、安心して過ごせる居場所を運営する事業を実施しています。

③ 子どもの健全育成プログラム改定版の策定

生活困窮世帯の課題に応じ、子どもの育ちの段階に即した具体的な支援の内容や実施手順等を整理して、福祉事務所が組織的に支援することができるよう策定した「子どもの健全育成プログラム」を、関係機関等と連携・協働しながら改定し、普及啓発に努めています。

(11) 地域貢献活動・ボランティア活動推進事業【再掲】＜教育委員会＞

各校が企画する地域貢献活動を支援しました。また、高校生のボランティア活動への意欲を高めるためボランティアポスターを作成し、各校に配付するなど啓発活動を行い、関係機関等との連携を図りながら、高校生のボランティア活動を支援しました。

(12) 地域人材を活用した外国につながる生徒への支援【再掲】＜教育委員会＞

県立高校への入学前の支援である「プレスクール」、県立高校在学中の支援を充実させた、「高校生活支援」、地域の県立高校を対象に地域ぐるみで支援を行う「週末地域日本語・学習支援」を継続的に実施することで、外国につながる生徒の社会的・職業的自立や希望する進路の実現、地域の一員としての意識涵養を図りました。

(13) 地域学校協働活動推進事業（県立学校）＜教育委員会＞

地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、子どもたちの学びや成長を支えるだけでなく、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の活性化を図る地域学校協働活動を県立学校3校において実施しました。

(14) 地域学校協働活動推進事業費補助＜教育委員会＞

地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、地域の活性化を図る「地域学校協働活動推進事業」を行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行いました。

（令和5年度実施状況）

・17市町 178箇所

(15) 放課後子ども教室推進事業費補助＜教育委員会＞

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）として「放課後子ども教室」を設置し、子どもたちの様々な体験学習活動、地域住民との交流活動等の取組を行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行いました。

（令和5年度実施状況）

・26市町村 181箇所

(16) スポーツ大会の支援【再掲】＜文化スポーツ観光局＞

生涯スポーツの普及・啓発・定着を図るため、本県のレクリエーションスポーツの推進に大きく寄与するイベントの実施に係る経費を負担しています。

（令和5年度の活動状況）

・令和5年9月24日にかながわレクリエーション大会を開催し、19種目2,883人が参加しました。

(17) 総合型地域スポーツクラブ普及・定着化の推進【再掲】＜文化スポーツ観光局＞

総合型地域スポーツクラブやスポーツの持つ魅力を広く県民に伝えることで、総合型地域スポーツクラブ育成に向けた住民の意識向上を図るとともに、クラブの全県的な定着化を推進しました。

(18) スポーツ情報提供事業<文化スポーツ観光局>

スポーツイベント・講座、スポーツ指導者情報、スポーツクラブ・サークル情報等の様々なスポーツ情報をスポーツセンターウェブサイト及びフェイスブックを通して即時的・広域的に発信するとともに、広報誌や動画を配信することにより、県民の多様化するスポーツ活動を支援しました。

(19) スクールサポーターの活動【再掲】<警察本部>

警察と学校及び地域を結ぶ連絡調整役として、定期的に学校を訪問し、登下校時の見守り活動や誘拐防止教室等の子どもの安全確保に関する学校等への支援や、学校周辺における地域安全情報の収集・提供のほか、非行防止教室の開催等、非行防止・犯罪被害防止に関する活動を行いました。

(20) 大学生少年サポーターの活動【再掲】<警察本部>

非行や不良行為等の問題を抱える少年に対し、少年と年齢の近い兄、姉的な存在である大学生が、学習支援やふれあい活動等を通じた居場所づくりを行っているほか、少年の規範意識醸成に向けた非行防止教室を行いました。

3 児童・生徒等の安全確保と犯罪の被害に遭いにくいまちづくり

(1) 安全・安心まちづくり県民運動推進事業<くらし安全防災局>

犯罪のない安全・安心まちづくりを県民総ぐるみの運動として推進するため、安全・安心キャンペーン等を実施しました。

(令和5年度実施状況)

- 夏休み安全・安心キャンペーン ※県・県警察との共催
実施日：令和5年8月2日(水)
場 所：横浜駅東口地下「新都市プラザ」
- 安全・安心まちづくり旬間出陣式 ※県・県警察との共催
実施日：令和5年10月11日(水)
場 所：横浜駅東口地下「新都市プラザ」
- 県内一斉防犯パトロール
実施日：令和5年10月11日(水)～10月20日(金)
場 所：県内全域
- 年末年始安全・安心キャンペーン ※県・県警察との共催
実施日：令和5年12月15日(金)
場 所：横浜駅東口地下「新都市プラザ」

(2) 防犯人材育成事業【再掲】<くらし安全防災局>

「セーフティかながわユースカレッジ」、「地域防犯ボランティアセミナー」等の開催により地域で活躍する人材や、防犯教室を行う団体を育成しました。

(令和5年度開催状況)

○セーフティかながわユースカレッジ

- ・研修会 令和5年12月27日(水) かながわ県民センター 参加者 47名

○地域防犯ボランティアセミナー

- ・入門編 令和5年11月14日(火) 職員キャリア開発支援センター
参加者 68名
- ・スキルアップ編 令和6年1月22日(月) 横浜情報文化センター6階 情文ホール
参加者 108名
- ・地域開催編 令和6年3月12日(火) 横浜市並木1丁目自治会集会所
参加者 55名

○市町村防犯対策担当職員研修会

- ・令和6年1月22日(月) 横浜情報文化センター6階 情文ホール
参加者 34名(18市11町1村)
(地域防犯ボランティアセミナーを兼ねて実施)

(3) 安全・安心まちづくりに向けた地域防犯力の強化を支援<くらし安全防災局>

地域の防犯力をさらに高めるため、防犯カメラの設置を支援しました。

(令和5年度設置支援状況)

- ・防犯カメラ設置支援 422台

(4) 社会環境健全化を進める県民運動との連携【再掲】<福祉子どもみらい局>

青少年指導者等関係団体のほか、教育機関、PTA関係団体、民間事業者や行政等とともに「かながわ青少年社会環境健全化推進会議」を設置し、地域環境の健全化を推進するために、かながわ青少年みらいフォーラム(旧:青少年の健全育成を進める県民大会)や街頭キャンペーン等を関係機関と協働して実施しました。

(5) 私立学校への啓発事業<福祉子どもみらい局>

私立学校に対して、児童・生徒等の安全確保に関する情報提供を行いました。

(6) 更生保護事業への支援【再掲】<福祉子どもみらい局>

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的運動である「社会を明るくする運動」や更生保護施設の活動に対して支援を行いました。

(7) 受動喫煙防止対策等促進事業<健康医療局>

健康増進法及び神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例に基づき、受動喫煙から若年層をはじめとした県民を保護するとともに、受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発を行いました。

(8) 暴力団排除条例に基づく取組の推進＜警察本部＞

少年を暴力団からの悪影響や被害から守るため、「神奈川県暴力団排除条例」では、学校、図書館、都市公園などの施設から一定の距離の範囲内や、都市計画法における住居系の用途地域内において暴力団事務所の開設等を禁止し、また、暴力団員が少年を暴力団事務所に立ち入らせることや、少年に有害な行為をする等の目的で面会や電話連絡をすることなど一定の行為を禁止しており、これらの規定を適正に運用し、暴力団のいないまちづくりを推進していきます。

神奈川県暴力団排除条例

https://www.police.pref.kanagawa.jp/kurashi/soshiki_hanzai/mesc8040.html

(9) スクールサポーターの活動【再掲】＜警察本部＞

警察と学校及び地域を結ぶ連絡調整役として、定期的に学校を訪問し、登下校時の見守り活動や誘拐防止教室等の子どもの安全確保に関する学校等への支援や、学校周辺における地域安全情報の収集・提供のほか、非行防止教室の開催等、非行防止・犯罪被害防止に関する活動を行いました。

(10) 少年補導員の活動【再掲】＜警察本部＞

街頭補導活動や環境美化活動等の少年の社会参加活動のほか、酒・たばこ等の販売店に対する年齢確認徹底の要請など、有害環境の浄化に取り組みました。

(11) ピーガルくん安全メールの運用＜警察本部＞

県警察では、声掛け事案、不審者、ちかん、公然わいせつ、脅迫・暴行、ひったくり、凶悪事件、その他の犯罪情報等の防犯情報を電子メールでスマートフォンやパソコンにお知らせするサービスを行っています。

県内 54 警察署より、任意の警察署を登録することができます。（全警察署も登録可能）
空メールを

login@police-kanagawa.mailio.jp

に送信し、手続きすることでサービスの利用が可能です。

以下の二次元コードの読み取りからでも、上記アドレスに送信ができます。



ピーガルくん安全メール



二次元コード

4 子ども・若者を支援する担い手の養成・支援

(1) 活動支援事業【再掲】＜政策局＞

ボランティア活動を総合的に支援するかながわ県民活動サポートセンターにおいて、「活動と交流の場」を提供するほか、活動に対する相談、助言等を行いました。

(2) 子どもの貧困対策推進事業【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

NP0 団体等との協働による「子ども支援研修会」「子ども支援交流会」等を実施し、子どもの貧困についての理解を深め、すべての子どもたちを社会全体で支援する機運の醸成を図りました。

(3) 地域活動人材育成の取組（地域活動人材育成事業・地域活動人材育成事業費補助）【再掲】

＜福祉子どもみらい局＞

地域において青少年の健全育成を図るため、青少年指導員の活動を推進するとともに、青少年センターで子どもフェスティバルを開催しています。令和5年度は食販系ブースも実施できました。

また、地域活動の活性化を図るために、市町村・青少年団体の活動を支援するとともに、青少年団体に対して補助金を交付し、活動の振興、団体の育成及び青少年活動の活性化を図っています。

（令和5年度の活動状況）

・青少年センター子どもフェスティバル	Ⅰ事業	1654人
・元気な子ども・若者の地域活動調査事業	Ⅰ事業	27人
・地域活性化事業(市町村・団体協働事業)	Ⅰ事業	36人

(4) 青少年育成表彰事業＜福祉子どもみらい局＞

青少年の育成に貢献する個人・団体への表彰を行いました。

(5) 社会環境健全化を進める県民運動との連携【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

青少年指導者等関係団体のほか、教育機関、PTA関係団体、民間事業者や行政等とともに「かながわ青少年社会環境健全化推進会議」を設置し、地域環境の健全化を推進するために、かながわ青少年みらいフォーラム（旧：青少年の健全育成を進める県民大会）や街頭キャンペーン等を関係機関と協働して実施しました。

(6) 青少年支援・指導者育成推進事業【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

青少年の多様な体験学習や地域活動への主体的な参画を促し、社会的自立への支援を進めるために、かながわ青少年支援・指導者育成指針を策定し、地域において中心的な役割を担う青少年支援・指導者の育成を、市町村・青少年関係団体と連携して進めています。

また、令和5年度は事業開催回数が48回、参加人数が延べ892人となりました。

(7) 人材養成研修等の実施【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

NPO等のスタッフ等を対象に、日常活動や組織運営に必要な知識や技能を学ぶ研修を実施するほか、不登校・ひきこもり等に悩む子ども・若者の支援に携わる人材を養成するための研修を実施しました。

(8) ひきこもり等地域理解促進事業【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

ひきこもり問題等に取り組む団体の発展や地域住民への理解・啓発を促すため、各地域で団体が自主的に取り組む研修や講演会等の講師費用を支援しました。

(9) 民生委員児童委員活動費補助【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

民生委員・児童委員が行う相談・支援活動、訪問活動などに対し、支援を行いました。

(10) 民生委員児童委員研修事業【再掲】＜福祉子どもみらい局＞

民生委員・児童委員としての活動に必要な知識の習得を図るための研修を、新任研修・会長部長研修・テーマ別研修など体系的に実施し、委員の資質向上を図りました。

(11) 生涯学習推進事業＜教育委員会＞

生涯学習・社会教育関係職員等の生涯学習指導者を対象として、PTA活動の推進や子どもの読書活動の推進など、様々な課題に対応するための人材を育成するコース別研修を実施しました。

また、子どもの健全育成を図るなど優良な実績を上げているPTAを表彰し、広報することで活動の活性化を図りました。

(12) 総合型地域スポーツクラブ等人材の育成＜文化スポーツ観光局＞

総合型地域スポーツクラブ等の運営に必要なマネジメントに関する研修及びスポーツ指導者・スタッフに必要な知識・指導法等の研修を行い、指導力の向上を図りました。

(令和5年度の活動状況)

・スポーツクラブマネジメント講座実施回数・参加者 3回・延べ60人

令和5年度総合型地域スポーツクラブ普及・定着化事業

・スポーツクラブマネジメント講座

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ui6/2/management/top.html>

(13) 障がい者スポーツの普及促進【再掲】＜文化スポーツ観光局＞

スポーツ活動を通じて、障がい者等の体力の強化、交流、自由時間の活用等に役立てるとともに、障がい者スポーツを普及させるためスポーツ指導員の養成やスポーツ大会の開催などのスポーツを推進する取組を行いました。

(令和5年度の実施状況)

県障害者スポーツ大会 計7競技